

# 東京社保協第8回常任幹事会 資料集

2022年11月17日(木) 東京労働会館5階会議室



- 01～09 中央社保協第3回運営委員会報告
- 10 足立区生活保護啓発ポスター
- 11 国保請願案（八王子社保協）
- 12～40 都内自治体国保財政健全化計画計画書
- 41～44 都議会への介護請願案と関連資料
- 45～53 都民生活要求大運動実行委員会での対都要請項目
- 54～57 同 結果報告
- 58～71 介護関連資料
- 72 地域医療を守る運動全国交流集会チラシ
- 73 国保改善運動学習交流集会チラシ
- 74～75 憲法改悪を許さない全国署名チラシ



# 2022年度中央社保協第3回運営委員会 報告書

2022年11月2日(水) 13時半～ オンライン会議

【出席確認】参加は○

○運営委員

白沢<山崎>(~~障全協~~)、日野(~~新婦人~~)、○宇野(全商連)、○西野(全生連)  
藤原(~~農民連~~)、民谷(~~福祉保育労~~)、村田(~~全教~~)、○木田(年金者組合)  
○五十嵐(医労連)、○曾根(保団連)、○梅津(共産党)、中本(~~国公労連~~)  
青池(~~自治労連~~)、山之内(~~医療福祉生協連~~)、○久保田(民医連) ( ) 建交労

○沢野(北海道)、○高橋(宮城)、○川嶋(埼玉)、○藤田(千葉)、○窪田(東京)  
○根本(神奈川)、○藤牧(石川)、○小松(愛知)、寺内(~~大阪~~)、○楠藤(徳島)  
○日高(鹿児島)

○事務局

○林・○大嶋(事務局)、上所(~~保団連~~)、○山本(民医連)、香月(~~全労連~~)

## <報告事項>

別冊 活動日誌参照(資料集①)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.01

## <トピックス>

別冊 ニュース参照(資料集② 目次参照)

### ■ 団体・各地からのトピックス

## <報告・確認事項>

1. 75歳以上医療費窓口負担2割化反対のたたかい・・・・・・・・・・・・・・・・P.02

- ① 75歳以上医療費2倍化に抗議するデモ→当日124名参加
- ② 日本高齢期運動連絡会による生活と意識調査
- ③ 保団連・民医連でのアンケート調査
- ④ 4団体打ち合わせ
  - 現行の請願項目のまま、請願趣旨を情勢に合わせ、署名を積み上げていく方向。
  - 11月16日に次回の4団体での打ち合わせ、そこまでに請願趣旨の修正を行う。
  - 共同での記者会見なども年内に実施する方向。

・保団連と民医連が11月から患者の実態アンケートに取り組んでいるところ。  
・高齢期運動連絡会は「後期高齢期の生活と意識に関する調査報告」をまとめ、近く冊子になる。後期高齢者の3大負担が、①後期高齢者保険料、②介護保険料、③消費税と、いずれも社会保険料と税という非消費支出となっている。  
・来年の通常国会での闘いに向けて、上記の患者アンケートや意識調査をまとめて、社保協・保団連・民医連・年金者組合・高齢期運動の5団体で協議中。

・闘いの方向性は、来年の通常国会での闘いに向けて、①75歳医療費窓口負担2割化中止署名の継続。②指定公費負担医療制度（※）を使い2割負担者の1割分を国が支払う措置を国に求める闘い。③記者会見などでの世論喚起・可視化など、

指定公費負担医療制度とは？

※かつて70歳～74歳までの高齢者の医療費の一部負担2割への引き上げが凍結された際に措置された制度。趣旨は患者の一部負担の一部（1割分）を、国が被保険者に代わって支払うというもの。2008年から支給が始まり、2014年度に制度廃止された。

・75歳医療費2割化の中止を求める請願署名の「継続」について、10/28の代表委員会、11/2運営委員会で提案し了承を得た。請願項目は変えず、請願趣旨を現状にあわせた記述に直し、84万筆弱の到達から、さらに積み上げていく。

## 2. 介護改悪ストップのたたかい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.20

○情勢（11/2午前・中央社保協介護障害者部会の報告から）

・10/31介護保険部会、厚労省が初めて論点を示した。7つ目の論点が変わり、保険料。高所得者の保険料は逆進性の是正。本質的な話は「国庫負担の増額」

・審議会の議論は慎重・反対論だが、どうなるか予断を許さない状況にあり、11月の闘いは極めて重要。改悪法案を作らせない集中した闘いを進める必要がある。

・次のアクションは12月には部会のとりまとめが出る頃。そしてその次は介護改悪法が出る3月から廃案求めるアクションになっていく。

・介護保険の見直しに合わせて、介護労働者の処遇を全産業平均へ引き上げるために、予算措置を含めて闘いを強めていく必要がある。信濃毎日の社説、介護人材確保の結びにある。まさにその闘いが重要。

・トマホークの議論、軍拡より社会保障拡充、命と暮らしを守る大闘争が必要。

・後期高齢者医療費2割化に準じて、利用料2割化が議論される、そうさせない闘いを。

○法改正が必要なものと、そうでないものについて

・論点整理の7項目のうち、年齢引き下げ・多部屋室料徴収・ケアプラン有料化・軽度者の保険外し・補足給付の資産要件は「法改定が必要」

・利用料と保険料は政省令で決められるが、パブコメが出されるのでパブコメを集中する闘いも重要になる。（なお、原則2割化になる場合は法改正が必要になる）

① 全国介護学習交流集会について→参加284名、参加者より感想を簡潔に

・篠崎先生の話が心に刺さった。良く練られた集会でした。運動の大切さを実感できた。などの感想交流を行った。

② 介護・認知症なんでも無料電話相談について

- 30県35ヵ所で実施、NHKが今年も取材に入る予定となった。
- 11月1日に厚生労働記者クラブ・日比谷クラブ・都庁記者クラブに投げ込み済
- 11月12日までに集約表を中央社保協まで、相談内容については11月18日までに集約を中央社保協までお願いします。

③ 介護署名提出行動について

- 署名集約・・・11月14日（月）までに中央社保協へ提出お願いします
- 署名提出行動：11月22日（火）12時から13時で国会内集会

新介護署名の国会提出行動

名称：「介護保険制度の改善を求める11.22署名提出行動」

日時：11月22日（火）12：00～13：00 その後議員要請行動 15時めど

場所：衆議院第2会館 第3会議室（最大66名）

※ YouTubeでの配信を行います。

具体的な集会スケジュール

10：00・・・設営・スタッフ打ち合わせ

11：30・・・開場（ZOOMは発言者のみ、視聴はYouTube）

12：00・・・開会あいさつ（代表委員 窪田 調整）

（司会 新婦人 日野）

国会議員挨拶（ ）

署名提出

実態報告（1人7分程度）

・利用者 新婦人（ ）

・事業所 民医連（ ）

・労働者 医労連（寺田）

行動提起（林事務局長）

13：00～15：00 国会議員要請（各自昼食も）

厚労委員（70人）中心に回る。2人ペア

準備物（封筒、署名用紙、応諾用紙、ひとつこと、2割化アンケート結果、リーフ）

○厚生労働省介護保険部会委員への「わたしの一言」の集約状況

11/2現在、全日本民医連に442枚、中央社保協に345枚、合計787枚

10/30の介護集会、厚労省介護保険部会の花俣委員（認知症の人と家族の会副代表）は、

急遽リモート参加で渡せず。全部会委員に提出していく。

#### 各地での介護の取り組み

- ・介護署名は2万目標、現在数千の単位で集めている、新婦人で旺盛に学習会、公団自治協にも、横断幕独自で30枚つくった（神奈川）
- ・1万筆は集まっている（新婦人）
- ・10月に1800事業所に、署名、ひとこと、送っている。ひとこと800以上のFAX送っているところ。介護署名の期待強い、本部でしっかり準備を（愛知）
- ・10/21に学習会、民医連・社保協・医労連3団体で署名行動を実施。11/11に県要請行動と宣伝を予定（石川）
- ・自治体キャラバンを実施中で、介護学習の要望が出されてる。（千葉）
- ・11/11電話相談はできないが、徳島駅前宣伝を予定。（徳島）
- ・介護署名は5000筆集約している。（鹿児島）
- ・民医連は会長声明をだす（民医連）
- ・年金者組合、介護署名500筆程度

### 3. 国保改善に向けたたたかい・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.25

#### ① 国保改善運動学習交流集会

- 12月11日（日）13:00～16:30
- 日本医療労働会館2F・オンラインにて開催
- 申込みは12月5日（月）13時まで（専用フォームより申し込み）
  - ZOOM情報などは登録されたメールアドレスに自動で送信されます。

#### ② 待合室を有効化し、登録した方のみ入場できるようにします。

講演は、国保の歴史と基礎を寺内事務局長（大阪社保協）に、国保改善の具体的な実践を澤田副議長（愛知社保協）に依頼。その後の特別報告は、国保44条の一部減免の闘いを民医連から、国保の減免等について全商連に依頼中。

### 4. 子ども医療全国ネット国会内集会・新署名の取り組み・・・・・・・・・・P.27

- 子ども医療全国ネット国会内集会・・・153名参加・100万筆を目指す。

11月9日に、子ども医療全国ネットの事務局会議に中央社保協も入り、新署名推進の具体化の対策をとる。

### 5. 保険証のマイナンバー一体化反対のたたかい・・・・・・・・・・P.31

## 情勢報告

・岸田政権は、健康保険証を廃止し、任意のマイナンバーカードを強制化する方針を打ち出した。10月13日、河野太郎デジタル大臣が会見し「健康保険証を24年秋に原則廃止し、マイナンバーカードを事実上義務化」することを発表し国民的な怒りが広がっている。

・保団連は先行し会員アンケートを実施。オンライン資格確認の原則義務化（反対78.6%）、保険証の原則廃止（反対75.5%）と約8割が反対し撤回声明をだした。開業医は廃業の危機を迎えており、撤回求める運動の先頭に立っている。日本弁護士連合会は、申請主義の法律に反する「マイナ保険証」取得の事実上の強制に反対する会長声明を出している。

・マイナンバー制度反対連絡会（中央社保協加盟）は、紙の大臣あて要請署名を開始し、全労連のバックアップを受け、10/13河野大臣の記者会見に対抗し、オンライン署名をスタートさせた。オンライン署名は現在11万3000人を超え広がっている。マスコミが大きく取り上げ、臨時国会の国会論戦に入っている段階である。

・マイナンバー制度そのものに反対する運動とともに、今おきている健康保険証の廃止問題は、国会審議も図らず、法改正もなく閣議決定という乱暴な手法に怒りが広がっており、これは国民皆保険制度を揺るがす問題でもあることから、大きな闘いが求められている。

・中央社保協は、マイナンバー制度反対連絡会に加入し事務局会議に参加してきた。マイナンバー制度の根本の問題もあるが、保険証のマイナンバー一本化は、任意のマイナンバーカードを事実上の強制するものであり、国民皆保険を崩すものであり、マイナンバー制度は社会保障の抑制を進めるものであり、しっかりと位置付けて、反対の闘いを強めていく。

・臨時国会での闘いは11月17日に院内集会、12月3日に緊急デモ、12月6日に省庁交渉の予定が組まれた。その行動への結集を強めるとともに、現在取り組んでいる「大臣宛署名」を12月6日に提出していく。

・年明けに向けた闘いは、通常国会でマイナンバー改正法案が出されることが確実な情勢であり「大臣宛署名」を「国会請願署名」に切り替えて、通常国会での改正法案阻止の大きな闘いに発展させていく方向となる。

- ① 10.26 臨時拡大事務局会議・・・オンライン署名11万筆
- ② マイナンバーカード取得の強制・健康保険証の廃止 オンライン資格確認システムの導入の原則義務化反対 緊急・院内集会
  - 主催：保団連・マイナンバー制度連絡会・共通番号いらないネット
  - 11月17日（木）12：30～14：30

➤ 衆議院第2議員会館 1階多目的会議室

③ 保険証を廃止して、マイナンバーカードに一本化することに反対する緊急デモ  
12月3日サウンドデモ

④ 3省庁交渉「現行署名をここに集約」  
2022年12月6日（火）14:00～  
衆議院第2議員会館 地下一階第4会議室

【要請内容】

健康保険証廃止阻止・マイナンバーカード強制阻止・オンライン資格確認原則義務化阻止

代表委員との意見交換

- ・11月8日にマイナンバー学習会を予定している（北海道）
- ・10月15日の社保学校で学習会を行ったが、大変好評だった（東京社保協）
- ・この問題では抗議声明を出す予定（年金者組合）
- ・マイナンバーが国民生活にどういった影響が及ぶのか、学習が必要（愛知社保協）
- ・県段階での意思統一集会が必要だ。（神奈川）
- ・マイナンバーカードの保険証一本化は反対の立場で声明、署名に取り組んでいる（民医連）
- ・12月7日・8日の政府交渉で、この問題を取り上げる。反対の立場で（全生連）
- ・4月に受けてカードリーダー導入の準備している。署名はこれから（徳島社保協）
- ・開業医の状況を知り、県民世論をどうつくるのか（埼玉社保協）
- ・Q&Aを出して学習ができればいい（鹿児島社保協）
- ・マイナンバーは政府への信頼がないことが背景にある（共産党）

6. 地域医療を守る運動全国交流集会について・・・P.35

■ 参加・視聴のお願い

7. 社会保障誌について・・・P.41

■ 505号（冬号）、506号（新春号）、507号（春号）原稿と台割表など

■

<協議事項>

1. 新しいのち署名以降の署名について・・・P.43

① いのちくらし社会保障を立て直せ一斉行動実行委員会での議論

② 新署名について・・・中央社保協の署名として協議

○日本医労連・自治労連・民医連・全労連・中央社保協の5団体より運動団体の整理が必要との認識から「いのち・くらし・社会保障立て直せ一斉行動」については、10/24の会議でいったん区切りとし、必要に応じて対応していくこととなった。

○いのち署名を引き継ぐ新署名については、情勢をみると「大軍拡と社会保障の大削減の動き」に対峙する大きな運動が必要との認識から、憲法 9 条と 25 条を一体にした、新しい社会保障署名を作成していく方向となった。来年の通常国会と、統一地方選挙を意識して、年明けから取り組めるよう、作成を急ぐ方向。

#### 請願項目（案）

1. 格差と貧困をなくすため、社会保障の維持・発展が不可欠です。そのために大企業と富裕層への課税を強化し、所得再分配を機能させる公正な社会を目指すこと。
2. （医療・介護・福祉・年金・教育・子育て・生活保護など）社会保障予算の国庫負担を増やし、社会保障に係る国民負担の軽減を目指すため、軍拡ではなく軍縮を目指すこと。

#### ■ 代表委員会が出された意見

- ・ 請願内容の趣旨は概ね了承、
- ・ すべての国民が大切にされる
- ・ 軍事費ではなく、
- ・ コロナ以前からの社会保障費の抑制で、ボロボロになっている社会を転換させる
- ・ 2023 年の 1 年は、同時改定に向けて社会保障運動は大事な 1 年になる
- ・ 保険料や税負担など、具体的な項目をいれた方がいい。
- ・ 税金の使い方がおかしいという表現、所得再分配という言葉が難しい 表現を
- ・ 格差と貧困、労働問題、教育を入れるのはどうか
- ・ アイスランド ジェンダーこそ成長 いのちと暮らし問題

#### ③ テンポ・通常国会でのたたかいを見越して

- 1 1 月代表委員会で大枠を提案・1 2 月運営委員会で提案（各団体・地域で持ち帰り）
- 1 2 月代表委員会までに意見集約・代表委員会で協議・確認
- 1 月運営委員会で協議・確認
- 2 月代表者会議にてスタート・行動提起のテンポではどうか？

#### 2. 代表者会議に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・なし

① 開催日について 2 月 1 日は高齢期の大きな集会があり、**2 月 8 日（水）**で再提起

② 内容について（去年のスケジュールを参考に）

- 1 0 : 3 0 開会あいさつ・来賓あいさつ
- 1 1 : 0 0 基調報告（事務局長）
- 1 1 : 3 0 新署名提起・行動提起（代表委員）



- 11:45 昼休憩
- 12:45 全体討論（10人×5分）
- 13:35 休憩
- 13:45 **グループ討論（ブレイクアウトルーム90分）運営委員は座長を担当**
- 15:15 討論のまとめ（事務局長）
- 15:30 閉会あいさつ

③ 代表者会議での資料

- 加盟団体・各県社保協の連絡先（電話・メール・住所・事務局長など）
- 加盟団体・各県社保協の資料
- 第50回中央社保学校 第1報（開催日、概要など）

④ 開催に向けてのテンポについて

- 11月運営委員会にてスケジュールの確認
- 11月16日以降に、加盟団体・各県社保協へ案内通知
- 11月代表委員会にて基調報告の大枠の確認・役割分担
- 12月運営委員会にて基調報告の大枠の確認・役割分担・発言者依頼
- 12月代表者会議にて基調報告・行動提起の確認
- 1月運営委員会にて基調報告・行動提起の事前提起（加盟団体・各県社保協で持ち帰り）

3. 学習運動の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.47

※ 総会方針より

（5）社保協運動強化の課題

①学習運動の推進

1.全国的な学習運動 オンライン講座の開催を検討します。当面憲法特集号のオンライン講座を計画します。社会保障誌 入門テキスト等の活用で、憲法、社会保障についての学習、宣伝運動を強化します。ホームページを引き続き活用し、団体、各県社保協の学習会等の情報を発信します。ホームページの活用と情報の収集も呼びかけ、SNSを活用した情報発信の充実についても検討します。

■ 1月以降の連続学習会の提案について

総会方針の具体化をしていくために

その他

●第5回いのちとくらしを守る税研集会

[開催日] 2023年1月28日（土）と29日（日）[会場] 東京土建本部会館

※ 昨年に引き続き、中央社保協から住江代表委員に集会実行委員長

※ 社会保障分科会を担当の要請あり。

## 今後の予定

---

- 11月02日(水) 介護認知症なんでも電話相談接続テスト  
介護障害者部会  
運営委員会
- 11月03日(木) 11・3憲法大行動
- 11月07日(月) 25条共同行動実行委員会
- 11月11日(金) 介護・認知症なんでも無料電話相談
- 11月14日(月) 巣鴨宣伝
- 11月21日(月) 国保部会
- 11月23日(水) 地域医療守る全国運動交流集会
- 11月23日(水)～24日(木) 日本高齢者大会
- 11月25日(金) 25条の日宣伝
- 12月07日(水) 運営委員会
- 12月11日(日) 国保改善運動交流学習集会
- 02月08日(水) 全国代表者会議(予定)

### ◆2022年度運営委員会日程(第一水曜日を基本) 12月7日

その後1月11日(年末年始のため第二水曜日)、2月8日(全国代表者会議検討)、3月1日、4月5日、5月10日(大型連休のため第二水曜日)、6月7日、7月5日(全国総会検討)

### ◆代表委員会日程について

運営委員会日程(第一水曜日)前の第4週の水曜日、もしくは金曜日に設定。

18時からオンライン開催を基本。

11月の代表委員会、11月30日(水)

12月の代表委員会、12月23日(金)か、12月28日(水)ではどうか

せいかつ

こま

かた

# 生活に困っている方は

そうたん

## ためらわずにご相談ください

けが・病気で  
はたら  
働けない



給料が少なく  
生活が  
苦しい

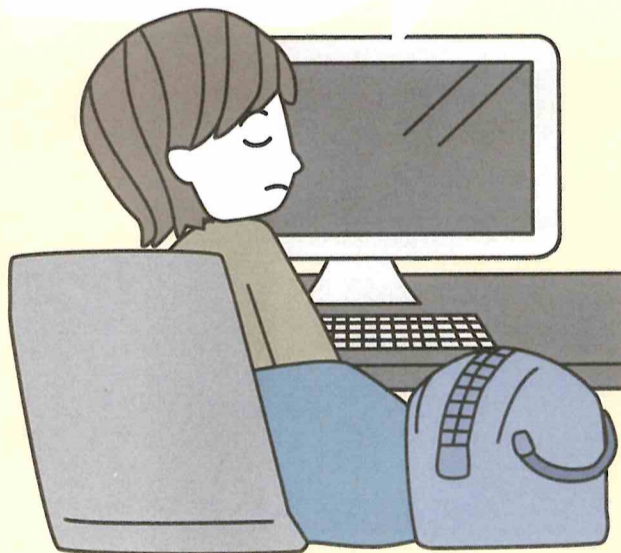


住まいがない

年金だけでは  
暮らせ  
ない



介護で  
はたら  
働けない



生活保護の申請は国民の権利です。お近くの福祉課にご相談ください。

中部第一福祉課 TEL 03-3880-5875

中部第二福祉課 TEL 03-3880-5419

千住福祉課 TEL 03-3888-3142

東部福祉課 TEL 03-3605-7129

西部福祉課 TEL 03-3897-5013

北部福祉課 TEL 03-5831-5797



足立区は生活保護を適正に運用し  
みなさまの生活を支えます。

詳しくは、ホームページをご確認ください

足立区 生活保護

検索



## 国民健康保険税の負担軽減を求める請願

## 【請願理由】

新型コロナ禍が3年以上続き、物価高騰も加わって国民生活はますます厳しい状況となっています。国民健康保険は退職者や自営業者・フリーランスなどが主に加入している保険制度であり、日本の皆保険制度の根幹をなすものです。しかし、全国どこでも国民健康保険税の負担が加入世帯の生活を苦しめています。

新型コロナ禍で生活困窮者が増える中、国による国民健康保険財政健全化計画の押し付け圧力にも負けずに、一般会計からの法定外繰り入れで値上げ見送りや、値上げ幅の抑制努力をしている自治体もあります。東京都が令和4(2022)年度保険税改定時に出している令和4(2022)年度確定係数に基づく標準保険料率を見ると、八王子市が令和5(2023)年度に計画している国民健康保険税の改訂幅がわかります。それによると、医療給付費分(0.5%増)、後期高齢者支援金分(0.2%増)、介護納付金分(0.3%増)となり、金額にして6,100円の値上げとなり、様々な値上げが続く中で国保加入者の生活をますます苦しめることとなります。

自治体が国から策定を義務付けられ赤字解消を目的とした国保財政健全化計画を見ると、立川市は「赤字」額とされている一般会計からの繰入金11億円に対して、計画最終年度の令和5(2023)年度までで繰入金を4億円程度削減する計画にとどめており、「赤字」をすべて解消するとしていません。日野市も11億円の「赤字」額に対して繰入金削減は1億7千万円、町田市は32億円の「赤字」に対し8億7千万円の繰入金の削減と、まわりの市は市民の国保税負担を軽減するために一般会計からの支出(繰り入れ)を続けています。区部を見ても八王子市より赤字幅が大きい足立区が「赤字」47億円に対して繰入金削減は9億8千万、太田区が「赤字」57億円に対して13億の繰入金削減と、厳しい生活状況の中で多くの市区が「赤字」削減幅を抑え、一般会計からの繰入続けています。しかし、八王子市は31億の「赤字」に対して、41億もの「赤字」(一般会計からの繰入)削減予定額になっており、「赤字」完全解消を狙っています。

国民健康保険制度は憲法25条にもとづく社会保障制度です。加入者は年金暮らしの高齢者、自営業者、非正規雇用など収入の少ない人が多く、国や自治体が財政支援を行って国保税の負担軽減に努める責任があります。八王子市はこれに逆行していると言わざるを得ません。

今年4月からは国民の要望が強かった国民健康保険税の子どもの均等割額負担軽減が国によって実現し、未就学児までですが5割減額が実施されました。しかし、稼働所得のない子どもにまで国保税をかけるのは、健康保険組合などとの公平性の観点からも根本的に見直すべきです。

## 【請願項目】

- 1 2023年4月からの国民健康保険税の値上げは行わないでください。
- 2 東京都や国に対して、国民健康保険税を協会けんぽ程度に引き下げられるよう、財政支援を呼びかけてください。
- 3 国民健康保険に加入している子どもの「均等割」は、子育て世代の家計を圧迫しています。国が未就学児の「均等割」半額化を実現しましたが、子育て支援の観点からも八王子市独自の更なる負担軽減策を講じてください。

お 名 前	ご 住 所

※署名をしていただく際は、「ㇿ」は使わず、省略しないですべて自筆で書いてください。

【呼びかけ団体】八王子市社会保障推進協議会 〒192-0056 八王子市追分6-14 フォーラムはちおうじ内

【取り扱い団体】「

様式第1

国保財政健全化計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づき赤字削減・解消計画

(平成30年度から平成35年度まで6ヵ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	1	千代田区

①赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	平成28年度						赤字の原因	
	法定外繰入金 ※1	200,047千円						特別区統一保険料方式による保険料賦課総額の考え方が政令基準と異なり、本来は保険料で賄う事項を法定外繰入金で賄っているため。(高額療養費の一部、葬祭費等)	
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0千円							
赤字額(合計)	200,047千円								
②赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針				赤字削減・解消のための具体的取組内容				
	①予算推計ベースの平成30年度の赤字額:127,000千円 ②解消の目標年次:平成35年度 ③赤字削減・解消手段の主要事項 ・保険料率の改定 ・「市町村標準保険料率の課題と対応」における、「市町村標準保険料率どおりに賦課・徴収しても、必要な保険料が確保できるとは限らない」問題の解消				・保険料率の改定 ・「市町村標準保険料率の課題と対応」における、「市町村標準保険料率どおりに賦課・徴収しても、必要な保険料が確保できるとは限らない」問題については、国及び市の解決策を注視し、解決した場合における激安緩和を行う。				
	年度別の赤字削減予定額(率) ※3	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計
		年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	
		法定外繰入金の削減予定額(率)	0 千円	11,000 千円	11,000 千円	35,000 千円	35,000 千円	35,000 千円	127,000 千円
		繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)
合計赤字削減予定額(率)		0 千円(%)	11,000 千円	11,000 千円	35,000 千円	35,000 千円	35,000 千円	127,000 千円	

※1 国民健康保険事業の実施状況報告書様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の小計額と一致していること。  
 ※2 当該年度の繰上充用(当年度の歳入が繰出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
 ※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化計画書を提出します。

平成30年3月23日

東京都知事殿

保険者名 千代田区

代表者職氏名 千代田区長 石川 雅己 印

様式第1

国保財政健全化計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づき赤字削減・解消計画

(平成30年度から 35年度まで6ヵ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	2	中央区

①赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	平成28年度						赤字の原因	
	法定外繰入金 ※1	455,744千円						①赤字の原因 ・繰入:保険料の収納率が東京都財政安定化支援方針に定められた現年度目標計画を下回った。 ・繰入:保険料を抑制するため高額療養費の一部を算定から除外する等している ・歳出:他保険者と比較し一人当たり医療費が高額である ②29年度一般会計から繰出した額 黒字額 280,328千円 ③黒字分を差し引いた後の28年度の赤字額 195,416千円	
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0千円							
赤字額(合計)	455,744千円								
②赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針				赤字削減・解消のための具体的取組内容				
	①予算推計ベースの平成30年度の赤字:267,053千円 ②解消の目標年次:平成35年度 ③赤字削減・解消手段の主要事項 1. 保険料の収納率向上を図る 2. 保険料の適正賦課を図る 3. 医療費の適正化を推進する				1. ①滞納世帯の状況を十分に確認しつつ、適切に差押や執行停止を行う。現年分についても差押えや執行停止を拡大する。 ②近隣区市への転出者に対して、徴収専門員や収納推進員が現地を訪問し、生活実態や居住確認のための調査を行う。 2. 激安緩和として平成30年度は納付金の6%を減額し賦課したが、31年度以降は減額を毎年1%ずつ減らしていく。 3. ①ジェネリック医薬品の使用率を高める。H32年度目標70% ②柔道整復施設療養費の被保険者に対する照会業務を専門業者に委託する。H36年度月40件				
	年度別の赤字削減予定額(率) ※3	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計
		年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	
		法定外繰入金の削減予定額(率)	0 千円(%)	65,045 千円(%)	63,450 千円(%)	64,860 千円(%)	63,323 千円(%)	64,655 千円(%)	321,333 千円(%)
		繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)
合計赤字削減予定額(率)		0 千円(%)	65,045 千円(%)	63,450 千円(%)	64,860 千円(%)	63,323 千円(%)	64,655 千円(%)	321,333 千円(%)	

※1 国民健康保険事業の実施状況報告書様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の合計額と一致していること。(一致している)  
 ※2 当該年度の繰上充用(当年度の歳入が繰出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
 ※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化計画書を提出します。

平成30年3月26日

東京都知事殿

保険者名 中央区

代表者職氏名 中央区長 矢田 美英 印

国保財政健全化変更計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国第0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づき赤字削減・解消計画

(令和元年度から 令和6年度まで6ヵ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	3	港区

① 赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	29年度		赤字の原因					
	法定外繰入金 ※1	375,787千円		・国保料の負担緩和のため、平成30年度から独自の激変緩和措置を講じている。(6年間予定) ・収納率が見込みを下回った					
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0千円							
	赤字額(合計)	375,787千円							
② 赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針			赤字削減・解消のための具体的取組内容					
	①決算推計ベースの令和3年度の赤字額: 23,442千円 ②解消目標年次: 令和6年度 ③赤字削減・解消手段の主要事項: 保険料率の改定、収納率の向上			・保険料率の改定 平成30年度から保険料が急激に上昇しないよう激変緩和措置を講じている。 ・収納率の向上 現年度保険料収納率向上のため、納付促進を重点的に取り組む。					
	年度別の赤字削減率 ※3	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計
		年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
		法定外繰入の削減予定額(率)	千円(%)	78,885 千円(%)	4,688 千円(%)	9,377 千円(%)	9,377 千円(%)	4,688 千円(%)	107,015 千円(%)
		繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)
合計 赤字削減予定額(率)	千円(%)	78,885 千円(%)	4,688 千円(%)	9,377 千円(%)	9,377 千円(%)	4,688 千円(%)	107,015 千円(%)		

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の合計額と一致していること。  
 ※2 当該年度の繰上充用(当年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
 ※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化計画書を提出します。  
 令和3年9月13日

東京都知事 殿

保険者名 港区

代表者職氏名 港区長 武井 雅昭 印

国保財政健全化変更計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国第0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づき赤字削減・解消計画

(平成30年度から 令和5年度まで6ヵ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	004	新宿区

① 赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	28年度		赤字の原因					
	法定外繰入金 ※1	2,996,993千円		①負担緩和のため、保険料率等を政令より低く設定しているため、保険給付費等に見合った歳入が確保できていない。 ②収納率の実績が低迷している。					
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0千円							
	赤字額(合計)	2,996,993千円							
② 赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針			赤字削減・解消のための具体的取組内容					
	(1)令和元年度決算の法定外繰入金額: 2,046,185千円 (2)赤字解消目標年次: 令和20年度 (3)赤字削減・解消手段の主要事項 ・保険料率等における納付金算入率の引き上げ ・収納率の向上 ・医療費の適正化			1 保険料率等における納付金算入率の引き上げ 平成30年度は、保険料率等が納付金分を94%として算定、以後、6年間で繰上割合を1%ずつ引き上げ、赤字を段階的に解消する。なお、第4年次については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済的影響を踏まえ、繰上割合を97%から98%に変更し、第5年次は97.3%、第6年次は98.8%とする。 2 収納率の向上 多言語対応による留学生への制度周知など、区の特徴を踏まえた対策を実施するとともに、滞納整理及び資格適正化の体制強化により、収納率の向上を図る。 3 医療費の適正化 チートヘルス計画に基づき、生活習慣病重症化予防事業や医療機関への適正受診支援、ジェネリック医薬品の普及促進事業などの実施により、被保険者の健康寿命を延伸し、医療費の適正化につなげる。					
	年度別の赤字削減率 ※3	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計
		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
		法定外繰入の削減予定額(率)	千円(%)	196,313 千円(%)	200,345 千円(%)	3,654 千円(%)	116,649 千円(%)	125,949 千円(%)	642,910 千円(%)
		繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)
合計 赤字削減予定額(率)	千円(%)	196,313 千円(%)	200,345 千円(%)	3,654 千円(%)	116,649 千円(%)	125,949 千円(%)	642,910 千円(%)		

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の合計額と一致していること。  
 ※2 当該年度の繰上充用(当年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
 ※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化計画書を提出します。  
 令和3年2月26日

東京都知事 殿

保険者名 新宿区

代表者職氏名 新宿区長 吉住 健一

様式第1

国保財政健全化計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付国保発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づく赤字削減・解消計画

(令和元年度から令和5年度までの5ヵ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	13-005	文京区

① 赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	平成29年度							赤字の原因	
	法定外繰入金 ※1	1,159,188千円							(1)赤字の原因 歳入:保険料の収納率が計画を下回っている。 保険料率を抑えるため、高額療養費の一部を算定から除外する等している。 歳出:想定外の給付増があったとは言えないため、主な赤字原因は歳入に属する。 (2)単年度実収支赤字額 : 958,220千円 (3)黒字分を差し引いた後の赤字額(合計): 200,968千円	
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0千円								
	赤字額(合計)	1,159,188千円								
② 赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針							赤字削減・解消のための具体的取組内容		
	(1)予算推計ベースの令和元年度の赤字額: 305,828千円 (2)解消の目標年度: 令和5年度 (3)赤字削減・解消手段の主要事項 基本方針に向けた取組を行う。 ①収納率の向上 ②医療費適正化施策の推進 ③保険者努力支援制度の活用 ④適正な保険料率の設定							1収納率の向上 ①口座振替利用促進のほか、納付の利便性の向上等に取り組み。 ②滞納世帯の状況を十分に確認し、納付能力がありながら保険料納付や納付相談等のない滞納者への滞納処分を適切に行う。 2医療費適正化施策の推進 ①ジェネリック医薬品の使用率を高める。 3保険者努力支援制度の活用 ①特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上、糖尿病重症化予防へ向けた取組を計画に基づき適切に実施する。 4適正な保険料率の設定 ①謝支額和として令和元年度は納付金の5%を減額し賦課したが、毎年1%ずつ減額割合を減らしていく。		
	年度別の赤字削減計画	計画年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計	
		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	年度		
		法定外繰入金の削減予定額(率)	61,166 千円(%)	61,166 千円(%)	61,166 千円(%)	61,166 千円(%)	61,164 千円(%)	千円(%)	305,828 千円(%)	
		繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)								
		合計 赤字削減予定額(率)	61,166 千円(%)	61,166 千円(%)	61,166 千円(%)	61,166 千円(%)	61,164 千円(%)	千円(%)	305,828 千円(%)	

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の合計額と一致していること。

※2 当該年度の繰上充用(当該年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額を引算し、但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。

※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化計画書を提出します。

令和2年 2月 21日

東京都知事 殿

保険者名 文京区

代表者職氏名 文京区長 成澤 廣修 印

様式第1

国保財政健全化変更計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付国保発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づく赤字削減・解消計画

(平成30年度から令和5年度まで 6ヵ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	006	台東区

① 赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	平成28年度							赤字の原因	
	法定外繰入金 ※1	1,914,735千円							赤字の主な原因 保険料負担額和を回り一般会計からの繰入を行っているため。	
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0千円								
	赤字額(合計)	1,914,735千円								
② 赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針							赤字削減・解消のための具体的取組内容		
	①決算ベースの令和元年度赤字額: 1,265,795千円 ②解消の目標年度: 令和23年度 ③赤字削減・解消手段の主要事項 ・保険料率の改定、医療費適正化の取組、収納率向上対策の取組 等							・保険料率の改定 特別区長会決定の基準保険料率に基づき、被保険者への急激な変化が生じないよう配慮しつつ段階的に改定する。 ・医療費適正化の取組 保険者努力支援交付金の獲得 令和2年度目標金額 50,977千円 ・収納率向上対策の取組 令和2年度目標収納率 現年分86.40%(85.65%) 滞納繰越分35.43%(31.01%)※カッコ内は令和元年度実績		
	年度別の赤字削減計画	計画年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計	
		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
		法定外繰入金の削減予定額(率)	0千円(%)	81,807千円(%)	56,195千円(%)	57,600千円(%)	57,600千円(%)	57,600千円(%)	310,802千円(%)	
		繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)	
		合計 赤字削減予定額(率)	0千円(%)	81,807千円(%)	56,195千円(%)	57,600千円(%)	57,600千円(%)	57,600千円(%)	310,802千円(%)	

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の合計額と一致していること。

※2 当該年度の繰上充用(当該年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額を引算し、但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。

※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化変更計画書を提出します。

令和2年8月28日

東京都知事 殿

保険者名 台東区

代表者職氏名 東京都台東区長 服部 征夫 印

様式第1

国保財政健全化変更計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づき(赤字削減・解消計画)

(平成30年度から令和5年度まで6カ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	13-007	墨田区

①赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	平成28年度							赤字の原因		
	法定外繰入金 ※1	2,058,375千円							(繰入) 保険料の収納率が低い。 政策的判断により、保険料負担の緩和を図っている。		
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0千円							(繰出) 被保険者一人当たりの医療費が年々増加している。		
	赤字額(合計)	2,058,375千円									
②赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針				赤字削減・解消のための具体的取組内容						
	①予算推計ベースの令和3年度の赤字額: 976,519千円 ②解消の目標年次: 令和12年度 ③赤字削減・解消手段の主要事項 ・保険料率の改定 ・収納率の向上対策の取組 ・医療費適正化の取組				保険料賦課総額に組み入れる国民健康保険事業費納付金の割合を平成30年度は94%とし、令和6年までに段階的に100%へ引き上げる。(令和3年度～令和5年度: 185,680千円) 保険料収納率の向上を図り、事業運営に必要な収入を増加させる。(令和3年度～令和5年度: 120,480千円) 以上の取組に加え、糖尿病重症化予防事業、ジェネリック医薬品利用差額通知等を実施し、医療費適正化の取組を推進する。						
	年度別の赤字削減予定額(率)	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計		
		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
		法定外繰入の削減予定額(率)	0 千円(%)	117,629 千円(%)	188,258 千円(%)	38,812 千円(%)	152,558 千円(%)	153,602 千円(%)	630,859 千円(%)		
		繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)		
	合計	赤字削減予定額(率)	0 千円(%)	117,629 千円(%)	188,258 千円(%)	38,812 千円(%)	152,558 千円(%)	153,602 千円(%)	630,859 千円(%)		

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の小計額と一致していること。  
 ※2 当該年度の繰上充用(当該年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
 ※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化計画書を提出します。  
 令和3年3月1日

東京都知事 殿

保険者名 墨田区

墨田区長 山本 亨 印

様式第1

国保財政健全化変更計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づき(赤字削減・解消計画)

(平成30年度から 令和5年度まで6カ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	008	江東区

①赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	28年度							赤字の原因		
	法定外繰入金 ※1	4,004,696千円							1. 保険料の収納率が頭打ちとなっている。 2. 保険料率を抑えるため、賦課総額の一部を算定から除外している。 3. ほかの保険者と比較し一人当たり医療費が高額である。		
	繰上充用金の新規増加分 ※2	千円									
	赤字額(合計)	4,004,696千円									
②赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針				赤字削減・解消のための具体的取組内容						
	①決算ベースの令和元年度の赤字額: 1,412,443千円 ②解消の目標年次: 令和6年度 ③保険料率の改定、医療費適正化の取組、収納対策の取組				1 保険料率算定の係る賦課総額の減額を毎年1%ずつ削減する。 2 医療費適正化の取組を進める。 ①ジェネリック医薬品の使用率を高める。 3 収納率の向上に努める。 ①現年優先納付を進め、さらに適切に滞納処分を行う。 ②納付の利便性向上を図る。						
	年度別の赤字削減予定額(率)	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計		
		年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
		法定外繰入の削減予定額(率)	0 千円(%)	254,000 千円(%)	282,500 千円(%)	282,500 千円(%)	282,500 千円(%)	282,500 千円(%)	1,384,000 千円(%)		
		繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)		
	合計	赤字削減予定額(率)	0 千円(%)	254,000 千円(%)	282,500 千円(%)	282,500 千円(%)	282,500 千円(%)	282,500 千円(%)	1,384,000 千円(%)		

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の小計額と一致していること。  
 ※2 当該年度の繰上充用(当該年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
 ※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化計画書を提出します。  
 令和2年8月18日

東京都知事 殿

保険者名 江東区

代表者職氏名 江東区長 山崎 孝明 印



様式第1

国保財政健全化変更計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づく赤字削減・解消計画

(平成30年度から 令和5年度まで6ヵ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	13009	品川区

① 赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	28年度							赤字の原因		
	法定外繰入金 ※1	1,324,062千円							①赤字の原因 (1)保険料率の算定の際に以下の措置を講じることで、保険料率を引き下げ、その間に不足する財源を法定外繰入金で賄っているため。 (2)一部の歳出項目(高齢医療費の1/4、療養費・保険事務費等)を除き、歳入総額見込を算出する。 (3)歳入のうち国庫等交付金等を法定割合ベースで反込み、賦課総額見込算出時に実額交付額ベースの見込より多く差し引く。 (4)国庫等交付金見込を賦課総額に上乗せしない。 ②黒字算分:355,619千円 ③黒字算分を差し引いた後の赤字額:968,443千円(合計)		
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0千円									
	赤字額(合計)	1,324,062千円									
② 赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針				赤字削減・解消のための具体的取組内容						
	①令和元年度決算見込みベースの赤字額:1,189,205千円 ②解消の目標年度:令和28年度 ③赤字削減・解消年度の主要事項 1. 保険料率の適切な設定 2. 医療費の適正化を推進する (上記1)を困難としているのが、高水準の国保医療費による、やむを得ない保険料率の負担軽減であるため) 3. 保険料の収納率向上を図る (当区の保険料率算定上、実績等に基づく予定収納率を設定していないため収納不足を理由とした赤字繰上金発生しないが、保険料収納率が100%に満たない分を赤字繰上金にて補填する前提で保険料率を設定している)				1. 基礎額削減として平成30年度から発生する納付金から6%を減額して賦課総額を算出したが、翌年度以降は繰上金割合を原則1%ずつ引き下げる程度を講じる。(保険料負担のバランスを考慮しながら実施) 2. 医療費適正化のための施策として、以下の取り組みを行う。 (1)データヘルス計画に基づき、効果的な保険事業を実施する(生活習慣病改善指導・健診結果説明会・卒業セミナー個別受診勧奨など) (2)赤十字会等との連携による救急医療の充実(調査委託) (3)ネットワーカー等による救急医療の充実(救急搬送隊や救急隊等へのさらなる普及啓発を図る) 3. 一般財源に取組費が充てられる大規模取組において、当区独自の取組率を定めているが、下記の結果を挙げ、今後も高い取組率を目指す。 (1)取組方法の原則口産率を推進し、また納付チャネルの拡大として令和2年度からLINE Payによる収納サービスを実施する。 (2)適切な滞納処分を実施する。						
	年度別の赤字削減予定額(率) ※3	計画年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計		
	年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度				
	法定外繰入の削減予定額(率)	49,084千円(%)	49,084千円(%)	49,084千円(%)	49,084千円(%)	49,084千円(%)	49,084千円(%)	49,084千円(%)	294,504千円(%)		
	繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)		
合計	49,084千円(%)	49,084千円(%)	49,084千円(%)	49,084千円(%)	49,084千円(%)	49,084千円(%)	49,084千円(%)	294,504千円(%)			

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の合計額と一致していること。  
 ※2 当該年度の繰上充用(当該年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
 ※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化変更計画書を提出します。

令和2年 8月 4日

東京都知事 飯

保険者名 品川区

代表者職氏名 品川区長 濱野 健 印

様式第1

国保財政健全化計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づく赤字削減・解消計画

(平成30年度から35年度まで6ヵ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	10	目黒区

① 赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	28年度						赤字の原因		
	法定外繰入金 ※1	702,940千円						①赤字の原因 繰入 1. 第一保険料制度にともなう政策的な保険料の抑制による保険料収入の不足 2. 被保険者数の減少にともなう保険料収入の減少 歳出 1. 療養給付費等負担金返還金(1億円余)の発生 ②黒字算分:0千円 ③黒字算分を差し引いた後の赤字額(合計):702,940千円		
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0千円								
	赤字額(合計)	702,940千円								
② 赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針			赤字削減・解消のための具体的取組内容						
	1 削減対象とする赤字額 30年度当初予算数値による推計ベースの平成30年度の赤字額(その他一般会計繰入金):338,988千円 2 解消目標年度 平成35年度 3 赤字削減・解消手段の主要事項 ア 保険料の適正賦課を図る。イ 保険料の収納率向上を図る。 ウ 医療費適正化を推進するとともに保険者努力支援制度の活用を図る。			ア 保険料率の改定(431,950千円):特別区長会申し合わせによる激減緩和措置として納付金の6%を減額し保険料率を算定したが、31年度以降は減額措置を毎年度1%ずつ縮小し、賦課総額に反映した保険料率の改定を行う。 イ 収納対策の取組による収入増(195,040千円):保険料収納率を毎年度0.395%程度向上させる。(口座振替利用促進のほか、新規にクレジットカード収納の実施等、滞納対策の一元化による滞納対策のさらなる強化等) ウ 医療費適正化の取組等による保険者努力支援交付金等の獲得(47,799千円)						
	年度別の赤字削減予定額(率) ※3	計画年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計	
	年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度			
	法定外繰入の削減予定額(率)	0千円(0%)	144,483千円(42.87%)	35,610千円(10.57%)	49,015千円(14.55%)	42,989千円(12.76%)	64,891千円(18.26%)	338,988千円(100%)		
	繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)									
合計	0千円(0%)	144,483千円(42.87%)	35,610千円(10.57%)	49,015千円(14.55%)	42,989千円(12.76%)	64,891千円(18.26%)	338,988千円(100%)			

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の合計額と一致していること。  
 ※2 当該年度の繰上充用(当該年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
 ※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化計画書を提出します。

平成31年3月22日

東京都 知事 飯

保険者名 目黒区

代表者職氏名 目黒区長 青木 英二 印

国保財政健全化変更計画書

「国民健康保険被保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づき赤字削減・解消計画  
(平成30年度から令和5年度まで6カ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	13011	大田区

① 赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	平成28年度		赤字の原因					
	法定外繰入金 ※1	5,756,531千円		1 保険料の収納率が低迷している。 2 保険料率を抑えるため、高額療養費の一部を算定から除外するなどしている。 3 一人当たり医療費が、都内及び23区の中でも高額である。					
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0千円							
	赤字額(合計)	5,756,531千円							
② 赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針			赤字削減・解消のための具体的取組内容					
	①平成30年度の赤字額(決算ベース): 2,633,189千円 ②解消の目標年度: 令和27年度(2045年度) ③赤字削減・解消手段の主要事項 1 保険料の収納率向上 2 保険料の適正課課 3 医療費の適正化推進			1 収納方法は口座振替を原則とし、積極的にお奨めを行うことで、口座振替割合の向上を図る。また、納付機会の拡大により、被保険者の利便性を向上させる。 2 激変緩和措置として平成30年度は納付金の6%を減額し課課したが、減額を令和6年度までに0%となるよう段階的に減らして課課を行う。 3 ジェネリック医薬品の普及率を高める。 ・糖尿病性腎症重症化予防事業に引き続き取り組み、状況を確認しながら対象の拡大を行う。 ・人間ドック受診助成等により特定健診受診率向上を図る。					
	年度別の赤字削減予定額(率)	計画年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計
	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
	法定外繰入の削減予定額(率)	0 千円(%)	316,748 千円(%)	285,039 千円(%)	42,500 千円(%)	321,642 千円(%)	321,030 千円(%)	1,286,959 千円(%)	
	繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	
	合計赤字削減予定額(率)	0 千円(%)	316,748 千円(%)	285,039 千円(%)	42,500 千円(%)	321,642 千円(%)	321,030 千円(%)	1,286,959 千円(%)	

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の小計額と一致していること。  
※2 当該年度の繰上充用(当年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化変更計画書を提出します。  
令和3年8月31日

東京都知事 殿

保険者名 大田区  
代表者職氏名 大田区長 松原 忠義 印

国保財政健全化計画書

「国民健康保険被保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づき赤字削減・解消計画  
(令和2年度から令和7年度まで6カ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	13-012	世田谷区

① 赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	平成30年度		赤字の原因					
	法定外繰入金 ※1	1,488,450千円		①赤字の原因 ・歳入・収納率は増加したが、被保険者数が減少しており、課定額は減少傾向である。 ・歳出：65～74歳の被保険者の割合が高いため、一人あたりの医療費が増加している。 ②黒字分 国保特別会計から一般会計への繰り出しはなし。 ③黒字分を差し引いた後の赤字額(合計)：1,488,450千円					
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0千円							
	赤字額(合計)	1,488,450千円							
② 赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針			赤字削減・解消のための具体的取組内容					
	①決算見込みベースの令和元年度の赤字額：1,602,893千円 ②解消の目標年度：令和31年度 ③赤字削減・解消手段の主要事項 ・保険料率の改定 ・収納率向上 ・医療費適正化			・保険料率の改定 平成30年度から激変緩和措置として納付金の6%を減額し課課したが、以後6年間で1%ずつ引き上げる。 ・収納率向上 督促・催告の継続的な取り組みに加え、延滞金の制度周知や口座振替の利用促進等を図り、収納率向上を目指す。 ・医療費適正化 特定健康診査の受診勧奨や重症化予防、ジェネリック医薬品の利用促進等により被保険者の意識啓蒙を図る。					
	年度別の赤字削減予定額(率)	計画年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計
	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
	法定外繰入の削減予定額(率)	50,831 千円(%)	51,584 千円(%)	54,261 千円(%)	53,010 千円(%)	50,831 千円(%)	25,392 千円(%)	285,909 千円(%)	
	繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)								
	合計赤字削減予定額(率)	50,831 千円(%)	51,584 千円(%)	54,261 千円(%)	53,010 千円(%)	50,831 千円(%)	25,392 千円(%)	285,909 千円(%)	

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の小計額と一致していること。  
※2 当該年度の繰上充用(当年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化計画書を提出します。  
令和2年 3月6日

東京都知事 小池 百合子 殿

保険者名 世田谷区  
代表者職氏名 世田谷区長 保坂 展人 印

様式第1

国保財政健全化変更計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づく赤字削減・解消計画

(平成30年度から令和5年度まで6ヵ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	13-013	渋谷区

① 赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	平成28年度		赤字の原因					
	法定外繰入金 ※1	973,651千円		1.保険料収納率が低迷している。 2.保険料率の急激な上昇を抑えるため、賦課総額の算定の際に、一部保険給付費を除外している。					
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0千円							
赤字額(合計)	973,651千円								
② 赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針			赤字削減・解消のための具体的取組内容					
	1. 予算推計ベースの平成30年度の赤字額: 730,787千円 2. 解消の目標年次: 令和25年度(2043年度) 3. 赤字削減・解消手段の主要事項 ① 保険料収納率の向上を図る。 ② 保険料の適正賦課を図る。			1. 限られた人的資源を活用するため、50万円以上の高額滞納者の財産調査を徹底し、滞納解消を図る。 ② 高額滞納者をリストアップして、ターゲットを絞って高質な滞納者に対しては差押をためらうことなく実行する。 ③ 年一回一言に、目標の色を工夫した目につくやいば書きを添付し、未納保険料の収納や納付交渉につなげる。 ④ 民間事業者のスキルを活用し、滞納額が少額である早期に着手することにより現年度分の確実な収納を図る。 ⑤ ねんきん機構との協定に基づき国民年金被保険者情報を活用し、資格の適正化を図る。 2. 激変緩和として平成30年度は納付金の6%を減額して賦課総額を算定したが、令和6年度は0%となるよう順次その幅を縮小していく。					
	年度別の赤字削減予定額(率) ※3	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計
		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
		法定外繰入りの削減予定額(率)	0 千円(%)	145,520 千円(%)	145,520 千円(%)	13,286 千円(%)	152,010 千円(%)	154,395 千円(%)	610,731 千円(%)
		繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)
合計 赤字削減予定額(率)		0 千円(%)	145,520 千円(%)	145,520 千円(%)	13,286 千円(%)	152,010 千円(%)	154,395 千円(%)	610,731 千円(%)	

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の小計額と一致していること。  
 ※2 当該年度の繰上充用(当年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
 ※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化計画書を提出します。  
 令和3年3月5日

東京都知事 殿

保険者名 渋谷区

代表者職氏名 渋谷区長 長谷部 健 印

様式第1

国保財政健全化変更計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づく赤字削減・解消計画

(平成30年度から令和5年度まで6ヵ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	14	中野区

① 赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	平成28年度		赤字の原因					
	法定外繰入金 ※1	2,470,616千円		赤字の原因 (1) 保険料の収納率が低迷している。 (2) 保険料負担緩和のため、国庫からの公費を50%、保険料の賦課率を50%として設計している。 (3) 保険料負担緩和のため、高額療養費の一部等を保険料賦課総額から除外している。					
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0千円							
赤字額(合計)	2,470,616千円								
② 赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針			赤字削減・解消のための具体的取組内容					
	1. 予算ベースの令和3(2021)年度の赤字額: 1,321,538千円 2. 削減の目標年次: 令和17(2025)年度 3. 赤字削減の主要事項 (1) 保険料率の段階的な引上げ (2) 収納率の向上対策の取り組み (3) 医療費適正化の取り組み			1. 保険料が急激に増加しないよう、激変緩和措置を図り、12年間を目標に段階的に縮小し、決算補填を目的とした法定外繰入りの削減を図る。 (1) 支拂分・介護分の国民健康保険納付金を平成30年度は9%減額する。令和元年度以降は減額する割合を0.5%ずつ引き下げる。 (2) 割り戻し収納率を段階的に引き下げる。 2. 収納率を赤字削減の目標年次の令和17年度に92.78%とすることを目標とし、収納率向上対策に取り組む。 (1) 口座振替の利用促進を進めつつ、新たな収納チャネルの導入を検討する。 (2) 税務部門が保有する滞納処分情報を共有することで、体系的な滞納整理を進める。 (3) 届出者への催告の強化を行う。 (4) 多言語対応による制度周知を図る。 3. 医療費適正化の取り組みを行う。 (1) レセプト点検や医療費通知、ジェネリック医薬品差額通知を実施する。 (2) データヘルス計画に基づく難病予防重症化対策事業や特定健診・保健指導の受診率向上事業を実施する。					
	年度別の赤字削減予定額(率) ※3	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計
		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
		法定外繰入りの削減予定額(率)	0 千円(%)	200,974 千円(%)	198,811 千円(%)	66,347 千円(%)	144,567 千円(%)	147,450 千円(%)	758,249 千円(%)
		繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)
合計 赤字削減予定額(率)		0 千円(%)	200,974 千円(%)	198,811 千円(%)	66,347 千円(%)	144,567 千円(%)	147,450 千円(%)	758,249 千円(%)	

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の小計額と一致していること。  
 ※2 当該年度の繰上充用(当年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
 ※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化計画書を提出します。  
 令和3年1月21日

東京都知事 殿

保険者名 中野区

代表者職氏名 中野区長 酒井 直人

様式第1

国保財政健全化変更計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づく赤字削減・解消計画

(平成30年度から 令和5年度まで6ヵ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	13015	杉並区

①赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	平成28年度							赤字の原因
	法定外繰入金 ※1	3,166,810千円							1. 保険料の収納率が比較的低い 2. 保険料の賦課率が100%に達していない
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0千円							
赤字額(合計)	3,166,810千円								
②赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針				赤字削減・解消のための具体的取組内容				
	①予算推計ベースの平成30年度の赤字額: 1,826,000千円 ②赤字削減・解消手段の主要事項 ・ 歳入増進を目的とした保険料率等の計画的な改定による適正賦課 ・ 保健事業等の推進による医療費適正化への積極的な取組 ・ 収納率の向上への取組 ③赤字解消目標年次は令和9年度				1. 歳入増進と措置として初年度は納付金の6%を減額して賦課し、次年度以降は減額を原則毎年1%ずつ減らして賦課することとし、保険料率等を適切に改定する。 2. 収納対策の取組を強化し、目標収納率達成への取り組みで、収納不足による繰り入れを減らす。 3. データヘルス計画に基づく戦略的な保健事業への取り組みで、将来的な医療費適正化につなげ、合わせて保険者努力支援制度交付金を確保する。 4. 国保会計での適切な繰越金を確保し、次年度の保険給付費等交付金返還金などの財源に充てる。				
	年度別の赤字削減予定額(率) ※3	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計
		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
		法定外繰入の削減予定額(率)	0千円(%)	442,000千円(%)	447,000千円(%)	221,000千円(%)	221,000千円(%)	222,000千円(%)	1,553,000千円(%)
		繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)
合計赤字削減予定額(率)		0千円(%)	442,000千円(%)	447,000千円(%)	221,000千円(%)	221,000千円(%)	222,000千円(%)	1,553,000千円(%)	

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の小計額と一致していること。  
 ※2 当該年度の繰上充用(当該年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
 ※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化計画書を提出します。

令和3年 2月 26日

東京都知事 殿

保険者名 杉並区

代表者職氏名 杉並区長 田中 良 印

様式第1

国保財政健全化変更計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づく赤字削減・解消計画

(平成30年度から令和5年度まで6ヵ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	016	豊島区

①赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	平成28年度							赤字の原因
	法定外繰入金 ※1	3,066,911千円							【歳入】 ・ 保険料負担の軽減のため、賦課額を抑えている。 ・ 保険料収納率が低迷している。
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0千円							
赤字額(合計)	3,066,911千円								
②赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針				赤字削減・解消のための具体的取組内容				
	①決算ベースの平成30年度の赤字額: 1,746,269千円 ②解消の目標年次: 令和16年度 ③赤字削減手段の主要項目 i. 保険料賦課の適正化 ii. 保険料収納率の向上 iii. 医療費の適正化				i. 独自の歳入増進措置として、平成30年度から保険料率の算定において、国保事業費繰付金の94%分を賦課総額に算入することとした。原則、令和元年度以降、算入割合を1%ずつ引き上げ、保険料賦課の適正化を図る。 ◆赤字削減予定額 各年度: 約100,436千円～約100,920千円 ii. 口座振替の利用促進、滞納処分の強化、外国人滞納者対策の強化などにより、現年度分・過年度分の保険料収納率について、毎年度、対前年度比で0.1%の向上を図る。 (平成30年度 決算ベースの収納率 現年度分: 82.88% 過年度分: 27.04%) ◆赤字削減予定額 各年度: 約12,040千円～約12,185千円 iii. 糖尿病重症化予防事業の推進、ジェネリック医薬品の使用促進、レシピ点検の充実、第三者行為等に対する求償の推進、特定健診・保健指導の充実などにより、さらなる医療費の適正化を図る。				
	年度別の赤字削減予定額(率) ※3	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計
		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
		法定外繰入の削減予定額	0千円	112,477千円	112,743千円	112,864千円	112,985千円	113,106千円	564,175千円
		繰上充用金の新規増加分の削減予定額	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
合計赤字削減予定額		0千円	112,477千円	112,743千円	112,864千円	112,985千円	113,106千円	564,175千円	

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の小計額と一致していること。  
 ※2 当該年度の繰上充用(当該年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
 ※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化変更計画書を提出します。

令和2年 3月 6日

東京都知事 殿

保険者名 豊島区

代表者職氏名 豊島区長 高野 之夫

様式第1

国保財政健全化変更計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づく赤字削減・解消計画

(平成30年度から令和5年度まで6ヵ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	17	北区

① 赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	28年度						赤字の原因		
	法定外繰入金 ※1	2,380,541千円						赤字の原因 ・保険料率を抑えるため、高額療養費の一部を保険料賦課の算定から除外する等している。 ・保険料の収納不足		
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0千円								
	赤字額(合計)	2,380,541千円								
② 赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針						赤字削減・解消のための具体的取組内容			
	赤字削減目標年度を令和12年度とし、下記の主要事項について取組を進めていく。 ①予算進捗ベースの平成30年度の赤字額:1,337,419千円 ②赤字削減・解消手段の主要事項 ・保険料率の改定、医療費適正化の取組、収納率の向上対策の取組						1 保険料率の改定(511,245千円) ・激変緩和として平成30年度は納付金の6%を減額賦課し、令和元年度以降は減額を毎年1%ずつ減らしていく。 2 医療費適正化の取組による保険者努力支援交付金等の獲得 ・糖尿病重症化予防の取組を開始する。 ・特定健康診査の受診率向上を図る。 3 医療費適正化の取組による医療費の削減(生活習慣病ハイリスク者への医療機関受診勧奨を開始) 4 収納対策の取組による収入増を図る(78,878千円)			
	年度別の赤字削減予定額(率) ※3	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計	
		年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
		法定外繰入の削減予定額(率)	0千円(%)	106,550千円(%)	117,989千円(%)	124,016千円(%)	121,176千円(%)	118,412千円(%)		588,123千円(%)
		繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)		0千円(%)
		合計 赤字削減予定額(率)	0千円(%)	106,550千円(%)	117,989千円(%)	124,016千円(%)	121,176千円(%)	118,412千円(%)		588,123千円(%)

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の合計額と一致していること。  
 ※2 当該年度の繰上充用(当年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
 ※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化計画書を提出します。  
 令和2年3月17日

東京都 知事殿

保険者名 北区

代表者職氏名 東京都北区長 花川 與惣太 印

様式第1

国保財政健全化変更計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づく赤字削減・解消計画

(平成30年度から 令和5年度まで6ヵ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	18	荒川区

① 赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	平成29年度						赤字の原因		
	法定外繰入金 ※1	1,480,037千円						赤字の原因 ・特別区の激変緩和措置として、平成30年度の納付金算定にて、納付金の94%分を見込んで保険料率を設定し、保険料の急激な上昇を抑制しているため。 ・歳入:保険料の収納率は向上している方だが、都内市町村の平均の水準までは未だ到達していない。 ・歳出:一人当たり医療費が年々増加しており、特別区平均と比べても高くなっている。		
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0千円								
	赤字額(合計)	1,480,037千円								
② 赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針						赤字削減・解消のための具体的取組内容			
	1 平成29年度決算ベースの赤字額: 1,480,037千円 2 解消の目標年次:令和5年度 3 赤字削減・解消手段の主要事項 ①保険料率の適正な設定、②保険料の収納率向上対策の強化 ③医療費適正化事業の更なる推進						①特別区の激変緩和措置による保険料軽減を毎年度徐々に減らしていく。 ②滞納世帯の状況把握を適正に行い、保険料の収納対策を更に強化していく。 ③ジェネリック医薬品利用促進や糖尿病重症化予防事業等、医療費適正化に効果的な事業を更に推進していく。			
	年度別の赤字削減予定額(率) ※3	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計	
		年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
		法定外繰入の削減予定額(率)	689,346千円(%)	158,138千円(%)	158,138千円(%)	158,138千円(%)	158,138千円(%)	158,139千円(%)		1,480,037千円(%)
		繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)		0千円(%)
		合計 赤字削減予定額(率)	689,346千円(%)	158,138千円(%)	158,138千円(%)	158,138千円(%)	158,138千円(%)	158,139千円(%)		1,480,037千円(%)

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の合計額と一致していること。  
 ※2 当該年度の繰上充用(当年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
 ※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化変更計画書を提出します。  
 令和2年 8月 5日

東京都知事殿

保険者名 荒川区

代表者職氏名 荒川区長 西川 太一郎 印

様式第1

国保財政健全化変更計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づく赤字削減・解消計画

(平成30年度から令和5年度までの6ヵ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	19	板橋区

① 赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	28年度		赤字の原因					
	法定外繰入金 ※1	5,108,918千円							
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0千円		歳入: 収納率が低迷している、賦課率が低い					
	赤字額(合計)	5,108,918千円							
② 赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針				赤字削減・解消のための具体的取組内容				
	① 予算推計ベースの平成30年度赤字額: 3,764,358千円 ② 解消の目標年次: 令和16年度 ③ 赤字削減・解消手段の主要事項 ・保険料収納率の向上対策の取組、保険料の適正賦課、医療費適正化の取組				・収納率向上の取組による収入確保(口座振替の促進、差押え拡大、転出者への催告強化等) ・保険料の適正な賦課 ・医療費適正化の推進による医療費の削減及び保険者努力支援交付金等収入確保(後発医薬品促進、柔道整復施術・海外療養費の照会等)				
	年度別の赤字削減予定額(率) ※3	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計
		年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
		法定外繰入の削減予定額(率)	0 千円(%)	255,000 千円(%)	240,000 千円(%)	230,000 千円(%)	220,000 千円(%)	210,000 千円(%)	1,155,000 千円(%)
		繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)
		合計 赤字削減予定額(率)	0 千円(%)	255,000 千円(%)	240,000 千円(%)	230,000 千円(%)	220,000 千円(%)	210,000 千円(%)	1,155,000 千円(%)

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の小計額と一致していること。  
 ※2 当該年度の繰上充用(当年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
 ※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化変更計画書を提出します。

令和2年3月5日

東京都知事 殿

保険者名 板橋区

代表者職氏名 板橋区長 坂本 健 印

様式第1

国保財政健全化変更計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づく赤字削減・解消計画

(平成30年度から令和5年度までの6ヵ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	20	練馬区

① 赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	28年度		赤字の原因					
	法定外繰入金 ※1	3,216,754千円		高齢化等により1人当たり医療費が毎年増加し、被保険者の保険料負担も毎年増加している。練馬区は被保険者の負担を抑制するため、特別区の共通基準に基づき、保険料賦課総額から出産諸費、葬祭諸費、高額療養費の一部、保険料未収金分等を除外し法定外繰入を行ったことによる。					
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0千円							
	赤字額(合計)	3,216,754千円							
② 赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針				赤字削減・解消のための具体的取組内容				
	1 保険料抑制を目的とした繰入を段階的に削減 2 保健事業の推進と医療費の適正化 3 収納率の向上 ・解消の目標年次: 令和5年度 ・決算ベースの平成29年度の赤字額: 2,032,923千円				1 歳費額和措置(保険料賦課総額から納付金分の6%を控除)は、特別区の方針に沿って31年度から毎年1%ずつ減らしていく。 2 ① データヘルス計画に基づき、特定健診・特定保健指導の推進、糖尿病対策の強化、国保から広げる健康づくりに取り組む。 ② ジェネリック医薬品の利用促進、柔道整復療養費、重複・頻回受診の適正化、レセプト点検の強化、薬費対策の検討等に取り組む。 3 保険料の現年分収納率について、被保険者数10万人以上の区市町村の全国平均収納率(平成27年度88.61%)以上となることを目標とする。滞納未然防止策として、早期に催告を実施、滞納解消策として、財産調査を徹底し、適切に滞納処分を実施する。				
	年度別の赤字削減予定額(率) ※3	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計
		年度	30年度	31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
		法定外繰入の削減予定額(率)	0 千円(%)	1,068,075 千円(%)	288,593 千円(%)	229,318 千円(%)	229,318 千円(%)	217,619 千円(%)	2,032,923 千円(%)
		繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)
		合計 赤字削減予定額(率)	0 千円(%)	1,068,075 千円(%)	288,593 千円(%)	229,318 千円(%)	229,318 千円(%)	217,619 千円(%)	2,032,923 千円(%)

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の小計額と一致していること。  
 ※2 当該年度の繰上充用(当年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
 ※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化計画書を提出します。

令和2年 3月 4日

東京都知事 殿

保険者名 練馬区

代表者職氏名 練馬区長 前川 耀男

国保財政健全化変更計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づく赤字削減・解消計画

(平成30年度から令和5年度まで6ヵ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	13-021	足立区

①赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	年度		赤字の原因					
	法定外繰入金 ※1	4,691,857千円		①特別区統一保険料方式では、高額療養費や出産育児諸費、葬祭費の費用の全額または一部を保険料に参入していないため。					
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0千円		②他区に比べ所得水準が低いため、所得割の割合が高い特別区統一保険料方式では、保険料収納必要額を満たすことができないため。					
	赤字額(合計)	4,691,857千円		③他区に比べ、医療費指数が高いことから、納付金額の増加につながってしまう。					
②赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針			赤字削減・解消のための具体的取組内容					
	①予算推計ベースの平成30年度の赤字額: 2,311,854千円 ②解消の目標年次: 令和15年度 ③赤字削減・解消手段の主要事項 1. 保険料の収納率向上を図る 2. 適正な保険料賦課を図る 3. 医療費の適正化を推進する			1. ①新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しつつ、令和4年度以降毎年度0.2%以上収納率を上昇させていく。 ②収納チャネルの多様化や口座登録キャンペーンの実施等により、収納機会の拡大を図ることで収納額を増やしていく。 2. 激変緩和として30年度は納付金の6%を減額賦課したが、31年度以降は毎年度1%ずつ減額割合を引き上げる。 3. ①レセプト再審査の国保連への委託や効果的なレセプト点検の実施により、さらなる医療費適正化を図る。 ②足立区におけるジェネリック医薬品の使用率を32年度末までに80%まで高め、併せて国保の使用率も向上を図る。					
	年度別の赤字削減予定額 ※3	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計
		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
		法定外繰入の削減予定額(率)	0 千円(%)	232,000 千円(%)	133,615 千円(%)	224,420 千円(%)	201,994 千円(%)	190,549 千円(%)	982,578 千円(%)
		繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)
		合計赤字削減予定額(率)	0 千円(%)	232,000 千円(%)	133,615 千円(%)	224,420 千円(%)	201,994 千円(%)	190,549 千円(%)	982,578 千円(%)

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の小計額と一致していること。  
 ※2 当該年度の繰上充用(当年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
 ※3 串の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化計画書を提出します。

令和2年8月21日

東京都知事 殿

保険者名 足立区

代表者職氏名 足立区長 近藤 弥生 印

国保財政健全化変更計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づく赤字削減・解消計画

(平成30年度から令和5年度まで6ヵ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	022	葛飾区

①赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	平成28年度		赤字の原因					
	法定外繰入金 ※1	2,313,823千円		①特別区統一保険料方式を採用することにより、政策的な法定外繰入(高額療養費の一部等)を行い、本来賦課すべき金額に満たないため。					
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0千円		②特別区統一保険料方式を採用することにより、特別区平均の所得より、本区の所得が低いため、必要な医療費に届かないため。					
	赤字額(合計)	2,313,823千円		③収納率が85.3%であるため。					
②赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針			赤字削減・解消のための具体的取組内容					
	(1) 決算ベースの平成30年度の赤字額: 1,386,329千円 (2) 解消の目標年次: 令和11年度 (3) 赤字削減・解消手段の主要事項 ①特別区統一保険料方式による区長会の激変緩和策(政策的な法定外繰入金投入)の着実な実行 ②国民健康保険料現年度分の収納率向上 ③保険者努力支援制度の活用による歳入確保			①平成30年度、納付金の6%分を激変緩和策(法定外繰入金)として投入。以降、令和5年度まで原則1%ずつ法定外繰入を推進し、令和6年度には激変緩和分としての法定外繰入金を廃止する。令和3年度の激変緩和策は、令和2年度維持の4%に決定したため、削減予定額として計上していない。(600,000千円) ②口座原則化(平成28年1月から)、現年度分の滞納処分実施(平成28年度から)等の取組みにより、現年度分収納率を向上させる。(218,000千円) ③「データヘルス計画の策定」、「糖尿病重症化予防」を強化するとともに、令和元年度から新たに「残業調整支援」を実施する等、保険者努力支援制度の獲得ポイントを向上させる。(50,000千円)					
	年度別の赤字削減予定額 ※3	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計
		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
		法定外繰入の削減予定額(率)	0 千円(%)	231,000 千円(%)	208,000 千円(%)	44,000 千円(%)	193,000 千円(%)	192,000 千円(%)	868,000 千円(%)
		繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)
		合計赤字削減予定額(率)	0 千円(%)	231,000 千円(%)	208,000 千円(%)	44,000 千円(%)	193,000 千円(%)	192,000 千円(%)	868,000 千円(%)

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の小計額と一致していること。  
 ※2 当該年度の繰上充用(当年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
 ※3 串の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化計画書を提出します。

令和3年2月22日

東京都知事 殿

保険者名 葛飾区

代表者職氏名 葛飾区長 青木 克徳 印

様式第1

国保財政健全化変更計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づく赤字削減・解消計画

(平成30年度から令和4年度まで5か年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	138230	江戸川区

① 赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	平成28年度						赤字の原因	
	法定外繰入金 ※1	5,682,757千円						・歳入:保険料賦課率が低い ・歳出:療養給付費及び高額療養費の給付増	
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0千円							
	赤字額(合計)	5,682,757千円							
② 赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針				赤字削減・解消のための具体的取組内容				
	①予算推計ベースの平成30年度赤字額:2,017,956千円 ②解消の目標年次:令和4年度 ③赤字削減・解消手段の主要事項 ・保険料率の改定、医療費適正化の取組、収納率の向上の取組 等				・保険料率の改定:現行(平成29年度)保険料率を据え置いた場合に生じると推計される財源不足額を基に繰入額を算定する。繰入額は平成30年度より20%ずつ削減させて保険料率を算定する。(100%) ・医療費適正化の取組:特定健康診査・保健指導の受診率・実施率の向上、重症化予防事業の実施、後発医薬品使用促進等。 ・収納率の向上の取組:口座振替払いの促進、催告強化、滞納処分強化。				
	年度別の赤字削減予定額(率) ※3	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	合計	
		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
		法定外繰入の削減予定額(率)	(20) 千円(%)	(40) 千円(%)	(60) 千円(%)	(60) 千円(%)	(100) 千円(%)	(100) 千円(%)	
		繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	(0) 千円(%)	(0) 千円(%)	(0) 千円(%)	(0) 千円(%)	(0) 千円(%)	(0) 千円(%)	
		合計赤字削減予定額(率)	(20) 千円(%)	(40) 千円(%)	(60) 千円(%)	(60) 千円(%)	(100) 千円(%)	(100) 千円(%)	

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の合計額と一致していること。  
 ※2 当該年度の繰上充用(当年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
 ※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化変更計画書を提出します。

令和3年3月4日

東京都知事 殿

保険者名 江戸川区

代表者職氏名 江戸川区長 齊藤 猛 印

様式第1

国保財政健全化変更計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づく赤字削減・解消計画

(令和元年度から 5年度まで5か年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	24	八王子市

① 赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	平成29年度						赤字の原因	
	法定外繰入金 ※1	3,137,462千円						・歳入:収納率は向上しているものの、賦課率が低いため。 ・歳出:国民健康保険事業納付金(以下、「納付金」という)の算定において、一人当たり診療費の増及び令和2年度(2020年度)決算剰余金を活用しないという東京都の方針により、納付金が増となったことが、予算推計ベースで赤字額を算出している本市においては、著しい増要因になったため。	
	繰上充用金の新規増加分 ※2	千円							
	赤字額(合計)	3,137,462千円							
② 赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針				赤字削減・解消のための具体的取組内容				
	本市においては、平成30年度(2019年度)から令和5年度(2023年度)までの6か年を計画期間としており、毎年度の予算推計ベースの赤字額に基づき、保険料率等の改定を行う。 ①予算推計ベースの令和4年度(2022年度)の赤字額:2,642,676千円 ②赤字削減・解消手段の主要事項 ・保険料率等の改定、保健事業の実施、医療費適正化の取組等				本市国民健康保険運営協議会での審申を踏まえた保険料率等の適正な設定 ・健康増進及び健康寿命の延伸に資する保健事業の実施(生活習慣病重症化予防等) ・医療費適正化の取組(ジェネリック医薬品差額通知等) ・収納率の向上(差額相殺納税等) ・保険者努力支援交付金の確保				
	年度別の赤字削減予定額(率) ※3	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計
		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	年度	
		法定外繰入の削減予定額(率)	743,897 千円(%)	551,785 千円(%)	180,225 千円(%)	1,027,875 千円(%)	1,614,801 千円(%)	— 千円(%)	4,118,363 千円(%)
		繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)
		合計赤字削減予定額(率)	743,897 千円(%)	551,785 千円(%)	180,225 千円(%)	1,027,875 千円(%)	1,614,801 千円(%)	— 千円(%)	4,118,363 千円(%)

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の合計額と一致していること。  
 ※2 当該年度の繰上充用(当年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
 ※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化変更計画書を提出します。

令和4年(2022年)2月28日

東京都知事 殿

保険者名 八王子市

代表者職氏名 八王子市長 石森 孝志 印



様式第1

国保財政健全化変更計画書

「国民健康保険被保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づく赤字削減・解消計画

(平成30年度から令和5年度まで6カ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	25	立川市

① 赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	平成28年(2016年)度						赤字の原因	
	法定外繰入金 ※1	1,109,925千円						赤字の発生原因は以下の2点を主要因とする賦課不足 I. 平成28年度まで、基礎課税総額を収納率100%で設計していたための収入未済相当額 II. 平成28年度まで、基礎課税総額の財源の割合を「保険料:公費=50:50」で設計していたための公費不足相当額	
	繰上充用金の新規増加分 ※2	千円							
	赤字額(合計)	1,109,925千円							
② 赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針				赤字削減・解消のための具体的取組内容				
	①令和2年度決算ベースの赤字額:581,012千円 ②解消の目標年度:令和7年度 ③赤字削減・解消手段の主要事項 赤字の原因の賦課不足要因であるIおよびII相当額を、令和7年度までに段階的に解消する。				・医療費適正化の取組による医療費単長の抑制及び保険者努力支援交付金等の獲得、適正な歳入見込みによる予算計上 ・収納対策の取組による収入未済の縮減				
	年度別の赤字削減予定額(率) ※3	計画年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計
	年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度		
	法定外繰入の削減予定額(率)	0千円(%)	192,325千円(%)	59,636千円(%)	0千円(%)	82,263千円(%)	82,263千円(%)	416,487千円(%)	
	繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)	
	合計赤字削減予定額(率)	0千円(%)	192,325千円(%)	59,636千円(%)	0千円(%)	82,263千円(%)	82,263千円(%)	416,487千円(%)	

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の小計額と一致していること。  
 ※2 当該年度の繰上充用(当該年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
 ※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化変更計画書を提出します。

令和4年2月28日

東京都知事 殿

保険者名 立川市

代表者職氏名 立川市長 清水 庄平 印

様式第1

国保財政健全化変更計画書

「国民健康保険被保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づく赤字削減・解消計画

(令和2年度から令和7年度まで6カ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	26	武蔵野市

① 赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	平成30年度						赤字の原因	
	法定外繰入金 ※1	1,000,298千円						歳入 賦課率が低いため	
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0千円							
	赤字額(合計)	1,000,298千円							
② 赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針				赤字削減・解消のための具体的取組内容				
	① 解消・削減すべき赤字額を「平成30年度決算額における決算補填等を目的とする法定外繰入金金の額」1,000,298千円とする。なお計画では、「平成30年度の国民健康保険事業費納付金の算定における激変緩和額」206,039千円を合算した1,206,337千円とし、年間平均被保険者数30,610人で割り戻した「1人当たり解消・削減すべき赤字額」を39,410円と算定。 ② 解消の目標年度:令和17年度 ③ 赤字削減・解消手段の主要事項… 保険税率の等の見直し、保険税の適正賦課と収納率向上、保険給付・資格管理の適正化、保健事業の充実				以下の取組により、歳入の確保及び歳入の適正化を推進する。 ・保険税率の改定 ・医療費適正化の取組による保険者努力支援交付金等の獲得 ・収納対策の取組による収入増 ・データヘルス計画に基づく保健事業の実施による医療費の適正化				
	年度別の赤字削減予定額(率) ※3	計画年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
	法定外繰入の削減予定額(率) ※1人当たり	4,500(11.4)円(%)	400(1.0)円(%)	4,500(11.4)円(%)	400(1.0)円(%)	4,500(11.4)円(%)	400(1.0)円(%)	14,700(37.3)円(%)	
	繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率) ※1人当たり	0(0)円(%)	0(0)円(%)	0(0)円(%)	0(0)円(%)	0(0)円(%)	0(0)円(%)	0(0)円(%)	
	合計赤字削減予定額(率) ※1人当たり	4,500(11.4)円(%)	400(1.0)円(%)	4,500(11.4)円(%)	400(1.0)円(%)	4,500(11.4)円(%)	400(1.0)円(%)	14,700(37.3)円(%)	

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の小計額と一致していること。  
 ※2 当該年度の繰上充用(当該年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
 ※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化計画書を提出します。

令和3年 9月 28日

東京都知事 殿

保険者名 武蔵野市

代表者職氏名 武蔵野市長 松下 玲子 印

様式第1

国保財政健全化変更計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づく赤字削減・解消計画

(平成30年度から令和5年度までの6ヵ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	27	三鷹市

① 赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	28年度							赤字の原因
	法定外繰入金 ※1	1,529,860千円							①赤字の原因 ●歳入:保険料必要総額に対して賦課率が低いことが主要因となっている。当該年度に保険料改定を行ったが、被保険者の減少により収納額は微増にとどまった。 ●歳出:被保険者数の減少により保険給付費の総額は減少したが、一人あたりの保険給付費は増加した。 ②黒字分:0千円 ③黒字分を差し引いた後の赤字額(合計):1,529,860千円
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0千円							
赤字額(合計)	1,529,860千円								
② 赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針				赤字削減・解消のための具体的取組内容				
	①予算推計ベースの平成30年度の赤字額:1,752,601千円 ②解消の目標年次:令和19年度(2037年度) ③赤字削減・解消手段の主要事項 保険料率の改定、収納率の向上対策の取組、医療費適正化の取組を実施する。 平成30年度は保険料改定を行ったが、収納率の向上に努めながら、赤字の発生原因に関する要因分析等を行い、赤字削減に向けて必要な対策を整理する。 また、社会情勢を踏まえ、三鷹市国民健康保険運営協議会の意見を求めながら、数値目標の修正を行う。				・保険料率の改定(2020年度に平均5.3%、2022年度に平均5.9%の改定、以降も隔年実施する方向で検討) ・収納対策の取組により、保険料改定後も平成29年度収納率の実績を堅持する。 ・医療費適正化の取組による保険者努力支援交付金等の獲得(20,400千円を見込む)				
	年度別の赤字削減率 ※3	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計
	年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度		
	法定外繰入の削減予定額(率)	223,000千円	12,000千円	125,600千円	6,000千円	217,000千円	1,800千円		585,400千円
繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円		0千円	
合計 赤字削減予定額(率)	223,000千円	12,000千円	125,600千円	6,000千円	217,000千円	1,800千円		585,400千円	

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の合計額と一致していること。  
 ※2 当該年度の繰上充用(当該年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
 ※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化計画書を提出します。

令和2年3月6日

東京都知事 殿

保険者名 三鷹市

代表者職氏名 三鷹市長 河村 孝

様式第1

国保財政健全化計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づく赤字削減・解消計画

(平成30年度から平成35年度まで6ヵ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	28	青梅市

① 赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	28年度							赤字の原因
	法定外繰入金 ※1	851,836千円							①歳入:保険料の賦課率が低い 歳出:一人当たり医療費の増、高額療養費の増 ② 0千円 ③ 851,836千円
	繰上充用金の新規増加分 ※2	千円							
赤字額(合計)	851,836千円								
② 赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針				赤字削減・解消のための具体的取組内容				
	① 821,193千円 ② 平成40年度(5回の改定) ③ 保険料率の改定				保険料率の改定(2年に1回の改定 164,239千円(6.1%)				
	年度別の赤字削減率 ※3	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計
	年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度		
	法定外繰入の削減予定額(率)	0千円(%)	0千円(%)	164,239千円(%)	0千円(%)	164,239千円(%)	0千円(%)		328,478千円(%)
繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)		千円(%)	
合計 赤字削減予定額(率)	0千円(%)	0千円(%)	164,239千円(%)	0千円(%)	164,239千円(%)	0千円(%)		328,478千円(%)	

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の合計額と一致していること。  
 ※2 当該年度の繰上充用(当該年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
 ※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化計画書を提出します。

平成30年 3月20日

東京都知事 殿

保険者名 青梅市

代表者職氏名 青梅市長 浜 中 啓 一

印

国保財政健全化計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づく赤字削減・解消計画

(平成30年度から 35年度まで6ヵ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	29	府中市

① 赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	28年度		赤字の原因					
	法定外繰入金 ※1	2,479,929千円		①赤字の原因 ・歳入:被用者保険、後期高齢者医療制度等への移行による被保険者数の減少及び高齢者割合の増加に伴い、収納率は向上しているものの保険料収が減少している。 ・歳出:被保険者数の減少等により保険料収が減少しているにもかかわらず、医療の高度化等により被保険者1人当たり医療費が想定より増加している。 ②黒字分:0千円 ③黒字分を差し引いた後の赤字額(合計):2,479,929千円					
	繰上充用金の新規増加分 ※2	千円							
	赤字額(合計)	2,479,929千円							
② 赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針			赤字削減・解消のための具体的取組内容					
	①予算推計ベースの平成30年度の赤字額:2,729,766千円 ②解消の目標年度:平成30(2038)年度 ③赤字削減・解消手段の主要事項 医療費の適正化及び被保険者の健康保持・増進への取組、適正な賦課及び収納率向上の取組			・医療費の適正化及び被保険者の健康意識の向上、健康保持・増進のため、レセプト及び療養費二次点検及び保健事業等を実施する。なお、実施に当たっては、保険者努力支援制度等による交付金を活用する。 ・更なる収納率の向上のため、現年課税分の徴収強化、滞納繰越分の圧縮、財産調査による徴収強化と適正な執行停止、また、利便性の向上を図るために納付環境の整備を行う。 ・保険税率等の改定を行う。平成31年度においては、109,614千円の調定増。					
	年度別の赤字削減予定額(率) ※3	計画年度	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度	第6年度	合計
		年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	
		法定外繰入金の削減予定額(率)	0 千円(%)	214,889 千円(%)	102,611 千円(%)	172,522 千円(%)	100,000 千円(%)	172,476 千円(%)	762,498 千円(%)
		繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	- 千円(%)	- 千円(%)	- 千円(%)	- 千円(%)	- 千円(%)	- 千円(%)	- 千円(%)
合計 赤字削減予定額(率)	0 千円(%)	214,889 千円(%)	102,611 千円(%)	172,522 千円(%)	100,000 千円(%)	172,476 千円(%)	762,498 千円(%)		

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の合計額と一致していること。  
 ※2 当該年度の繰上充用(当該年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
 ※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化計画書を提出します。

平成31年3月28日

東京都知事 殿

保険者名 府中市  
 代表者職氏名 府中市長 高野 律雄 印

国保財政健全化変更計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づく赤字削減・解消計画

(平成30年度から令和5年度まで6ヵ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	30	昭島市

① 赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	平成28年度		赤字の原因					
	法定外繰入金 ※1	651,175千円		保険料の税率が低い、特に基礎分の乖離が大きい					
	繰上充用金の新規増加分 ※2	千円							
	赤字額(合計)	651,175千円							
② 赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針			赤字削減・解消のための具体的取組内容					
	①決算ベースの平成30年度の赤字額:535,159千円 (その他繰入分のうちの削減・解消すべき赤字額) ②解消の目標年度:令和20年度 ③赤字削減・解消の手段の主要事項 保険税率の改定により賦課不足を段階的に解消 医療費適正化により給付費増を抑制、更なる収納率の向上のための取組み			・基本的に、2年ごとに保険税率の見直しを行い段階的に賦課不足を解消していく。 ・税率改定は、赤字繰入額が、昭島市国保財政健全化計画に定める削減予定額を達成できるよう、増収額・改定率を設定していく。 ・目標繰入額 R3年度 508,000千円、R4年度 453,000千円、R5年度 451,000千円					
	年度別の赤字削減予定額(率) ※3	計画年度	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度	第6年度	合計
		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
		法定外繰入金の削減予定額(率)	0 千円(%)	19,000 千円(%)	6,000 千円(%)	2,000 千円(%)	55,000 千円(%)	2,000 千円(%)	84,000 千円(%)
		繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	- 千円(%)	- 千円(%)	- 千円(%)	- 千円(%)	- 千円(%)	- 千円(%)	- 千円(%)
合計 赤字削減予定額(率)	0 千円(%)	19,000 千円(%)	6,000 千円(%)	2,000 千円(%)	55,000 千円(%)	2,000 千円(%)	84,000 千円(%)		

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の合計額と一致していること。  
 ※2 当該年度の繰上充用(当該年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
 ※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化変更計画書を提出します。

令和 2年 2月 20日

東京都知事 殿

保険者名 昭島市  
 代表者職氏名 昭島市長 臼井 伸介 印

様式第1

国保財政健全化変更計画書

「国民健康保険除余の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づき赤字削減・解消計画

(平成30年度から令和5年度まで6ヵ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	31	調布市

①赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	平成28年度		赤字の原因					
	法定外繰入金 ※1	1,772,254 千円		賦課額が必要額より低くなっているため					
	繰上充用金の新規増加分 ※2	千円							
	赤字額(合計)	1,772,254 千円							
②赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針			赤字削減・解消のための具体的取組内容					
	①平成30年度決算の法定外繰入金:1,873,691千円 ②解消の目標年度:令和23年度 ③赤字削減・解消手段の主要事項 ・保険税率の改定(賦課限度額の引上げ含む)、収納率の向上対策の取組			・令和2年度から原則3年毎の保険税率改定(改定率各5%) ・政令の定める基準に合わせた賦課限度額引上げ (上記2点を合わせて今年計画期間:252,000千円) ・収納対策の取組による収入増 (今年計画期間:14,000千円)					
	年度別の赤字削減予定額(率)	計画年度	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度	第6年度	合計
	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
	法定外繰入の削減予定額(率)	— 千円(%)	— 千円(%)	174,000 千円(%)	4,000 千円(%)	4,000 千円(%)	84,000 千円(%)	266,000 千円(%)	266,000 千円(%)
	繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	— 千円(%)	— 千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)
合計赤字削減予定額(率)	— 千円(%)	— 千円(%)	174,000 千円(%)	4,000 千円(%)	4,000 千円(%)	84,000 千円(%)	266,000 千円(%)	266,000 千円(%)	

※1 国民健康保険事業の実施状況報告書様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の小計額と一致していること。  
 ※2 当該年度の繰上充用(当該年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
 ※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化計画書を提出します。

令和2年2月20日

東京都知事 殿

保険者名 調布市

代表者職氏名 調布市長 長友 貴樹 印

様式第1

国保財政健全化変更計画書

「国民健康保険除余の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づき赤字削減・解消計画

(平成30年度から令和5年度まで6ヵ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	032	町田市

①赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	28年度		赤字の原因					
	法定外繰入金 ※1	3,264,742 千円		保険税率改定が低いため					
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0 千円							
	赤字額(合計)	3,264,742 千円							
②赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針			赤字削減・解消のための具体的取組内容					
	①予算推計ベースの令和3年度の赤字額:2,984,093千円 ②解消の目標年度:令和14年度 ③赤字削減・解消手段の主要事項: 保険税率の改定、保険給付・医療費の適正化、保険税徴収の適正な実施			・保険税率の段階的な改定 ・保険給付・医療費の適正化の取組による交付金等の獲得 ・保険税収納率の維持向上					
	年度別の赤字削減予定額(率)	計画年度	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度	第6年度	合計
	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
	法定外繰入の削減予定額(率)	0 千円(%)	150,000 千円(%)	150,000 千円(%)	0 千円(%)	200,000 千円(%)	370,000 千円(%)	870,000 千円(%)	870,000 千円(%)
	繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)
合計赤字削減予定額(率)	0 千円(%)	150,000 千円(%)	150,000 千円(%)	0 千円(%)	200,000 千円(%)	370,000 千円(%)	870,000 千円(%)	870,000 千円(%)	

※1 国民健康保険事業の実施状況報告書様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の小計額と一致していること。  
 ※2 当該年度の繰上充用(当該年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
 ※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化変更計画書を提出します。

令和3年3月3日

東京都知事 殿

保険者名 町田市

代表者職氏名 町田市長 石坂 文一 印

様式第1

国保財政健全化計画書

「国民健康保険被保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づき  
 (平成30年度から35年度まで6ヵ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	48	小金井市

① 赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	28年度							赤字の原因
	法定外繰入金 ※1	226,236千円							①赤字の要因 歳入:賦課率が低い ②黒字分:0千円 ③黒字分を差し引いた後の赤字額(合計):226,236千円
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0千円							
	赤字額(合計)	226,236千円							
② 赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針				赤字削減・解消のための具体的取組内容				
	①予算推計ベースの平成30年度の赤字額:606,000千円 ②解消の目標年次:平成41年度 ③赤字削減・解消手段の主要事項 歳入確保の強化、保健事業等の取組による医療費の適正化に努め、赤字削減・解消を推進する。				1 歳入の確保【25,000千円】 ① 保険料率の設定(納付金・標準保険料率を参考に、税率等を毎年度見直しする。) ② インセンティブの獲得 2 収納率向上対策の推進【5,000千円】 ① 口座振替の推進(国保加入時における口座振替利用勧奨の強化) ② 収納率の維持・向上 3 保健事業等の取組による医療費適正化の推進【20,000千円】 ① ジェネリック差額通知の継続実施 ② レセプト点検の継続実施 ③ データヘルス計画に基づく保健事業の実施				
	年度別の赤字削減計画	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計
	年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度		
	法定外繰入の削減予定額(率)	50,000千円(%)	50,000千円(%)	50,000千円(%)	50,000千円(%)	50,000千円(%)	50,000千円(%)	50,000千円(%)	300,000千円(%)
	繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)
	合計 赤字削減予定額(率) ※3	50,000千円(%)	50,000千円(%)	50,000千円(%)	50,000千円(%)	50,000千円(%)	50,000千円(%)	50,000千円(%)	300,000千円(%)

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の小計額と一致していること。  
 ※2 当該年度の繰上充用(当該年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
 ※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化計画書を提出します。  
 平成31年3月20日

東京都知事殿

保険者名 小金井市  
 代表者職氏名 小金井市長 西岡 真一郎 印

様式第1

国保財政健全化変更計画書

「国民健康保険被保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づき  
 (令和2年度から令和7年度まで6ヵ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	13058	小平市

① 赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	平成30年度							赤字の原因
	法定外繰入金 ※1	1,147,758千円							・保険料率の水準が標準保険料率に比べ低く、保険税収入のみでは国保事業費納付金を賅えず、多額の法定外繰入を行っているため
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0千円							
	赤字額(合計)	1,147,758千円							
② 赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針				赤字削減・解消のための具体的取組内容				
	①予算推計ベースの令和2年度の赤字額:1,143,227千円 ②解消の目標年次:令和16年度 (令和2年度の税率改定における金額と同額の税率改定を8回、2年に1度実施した場合) ③赤字削減・解消手段の主要事項 ・保険料率の改定 ・国民健康保険事業運営基金からの繰入 ・2年に1度、計画を検証				・課税限度額の引き上げ ・税率改定 ・国民健康保険事業運営基金からの繰入 ・医療費適正化への取組 ・保険者努力支援分等のインセンティブの獲得 ・公費及び低所得者対策の拡充等に関する要望				
	年度別の赤字削減計画	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
	法定外繰入の削減予定額(率)	124,481千円(%)	22,000千円(%)	22,000千円(%)	32,203千円(%)	123,516千円(%)	22,000千円(%)	346,200千円(%)	
	繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	
	合計 赤字削減予定額(率) ※3	124,481千円(%)	22,000千円(%)	22,000千円(%)	32,203千円(%)	123,516千円(%)	22,000千円(%)	346,200千円(%)	

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の小計額と一致していること。  
 ※2 当該年度の繰上充用(当該年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
 ※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化変更計画書を提出します。  
 令和4年2月15日

東京都知事殿

保険者名 小平市  
 代表者職氏名 小平市長 小 林 洋 子 印

様式第1

国保財政健全化変更計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づき赤字削減・解消計画  
(平成30年度から令和5年度まで6ヵ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	42	日野市

① 赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	平成28年度		赤字の原因					
	法定外繰入金 ※1	1,190,825千円		・歳入: 賦課率が低い ・歳出: 1人あたり医療費の伸びが大きい					
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0千円							
	赤字額(合計)	1,190,825千円							
② 赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針			赤字削減・解消のための具体的取組内容					
	① 予算推計ベースの平成30年度の赤字額: 1,291,630千円 ② 解消の目標年度: 令和15年度 ③ 赤字削減・解消手段の主要事項 ・データヘルス事業による医療費適正化 ・保険税率の改定 ・収納率の向上対策の取組み			・標準保険税率を見据えた保険税率等の見直しにより、令和5年度に税率改定を行う。 ・データヘルス計画に基づく、ジェネリック医薬品への切替、糖尿病性腎症重症化予防事業、多受診対策、特定健診・特定保健指導、各種がん検診及び人間ドック助成事業等により、病気の早期発見・早期治療及び医療費適正化を図っていく。 ・口座振替の促進など、期限内納付を呼びかけると共に、徴収率を上げる。					
	年度別の赤字削減予定額(率)	計画年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計
	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	法定外繰入の削減予定額(率)	0 千円(%)	175,685 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	175,685 千円(%)
	繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)
	合計赤字削減予定額(率)	0 千円(%)	175,685 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	175,685 千円(%)

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の小計額と一致していること。  
※2 当該年度の繰上充用(当年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化計画書を提出します。  
令和4年3月1日

東京都知事 殿

保険者名 日野市

代表者職氏名 大坪 冬彦 印

様式第1

国保財政健全化計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づき赤字削減・解消計画  
(令和2年度から令和7年度まで6ヵ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	053	東村山市

① 赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	平成30年度		赤字の原因					
	法定外繰入金 ※1	689,287千円		保険税率が低いことが要因 ○平成31年度標準保険料(税)率 基礎課税額 所得割 7.39% 均等割 42,723円 後期分 所得割 2.34% 均等割 13,402円 介護分 所得割 1.93% 均等割 14,351円 ○平成31年度東村山市保険税率 基礎課税額 所得割 5.35% 均等割 34,000円 後期分 所得割 1.80% 均等割 11,400円 介護分 所得割 1.80% 均等割 14,000円					
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0千円							
	赤字額(合計)	689,287千円							
② 赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針			赤字削減・解消のための具体的取組内容					
	① 平成30年度決算の赤字額: 689,287千円 ② 解消の目標年度: 令和10年度 ③ 赤字削減・解消手段の主要事項 医療費適正化の取組み・保険給付の適正化の取組み・収納率向上の取組み・保険料の適正な賦課			○医療費適正化の取組み(データヘルス計画に基づく事業の推進、特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の向上、医療費通知の送付) ○保険給付の適正化の取組み(レセプト点検の充実・強化、海外療養費の支給適正化、第三者行為に係る求償事務の推進、不当利得に係る保険給付費の返還請求事務の強化、被保険者資格の適正化) ○収納率向上の取組み(現年課税分の徴収強化、滞納繰越分の削減、早期接融機会の確保) ○国民健康保険税の適正な賦課(正確な所得の把握、法定に即した賦課限度額の設定、標準保険料(税)率との乖離解消)					
	年度別の赤字削減予定額(率)	計画年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	法定外繰入の削減予定額(率)	137,000 千円(%)	1,000 千円(%)	137,000 千円(%)	1,000 千円(%)	137,000 千円(%)	1,000 千円(%)	1,000 千円(%)	414,000 千円(%)
	繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)
	合計赤字削減予定額(率)	137,000 千円(%)	1,000 千円(%)	137,000 千円(%)	1,000 千円(%)	137,000 千円(%)	1,000 千円(%)	1,000 千円(%)	414,000 千円(%)

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の小計額と一致していること。  
※2 当該年度の繰上充用(当年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化計画書を提出します。  
令和2年 3月 5日

東京都知事 殿

保険者名 東村山市

代表者職氏名 東村山市長 渡 尚 印

様式第1

国保財政健全化変更計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づく赤字削減・解消計画

(平成31年度から令和6年度まで6カ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	49	国分寺市

①赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	29年度							赤字の原因		
	法定外繰入金 ※1	1,374,665千円							・歳入: 税率が低い ・歳出: 国庫支出金の返還		
	繰上充用金の新規増加分 ※2	千円									
	赤字額(合計)	1,374,665千円									
②赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針				赤字削減・解消のための具体的取組内容						
	①予算推計ベースの令和2年度の赤字額: 837,965千円 ②赤字解消の目標年度: 令和19年度 ③赤字削減・解消手段の主要事項 ・保険税率の改定 ・保険税収納率の向上対策の取組等 ・医療費適正化の取組				・保険税率の改定(3年程度に1度、赤字額の16.7%に相当する額の解消) ・保険税収納率の向上(毎年約0.01%ずつ向上させ、220千円ずつ解消) ・医療費適正化の取組(医療費の自然増分に対応する額)						
	年度別の赤字削減率 ※3 (率)	計画年度	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度	第6年度	合計		
		年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度			
		法定外繰入の削減予定額(率)	0 千円(%)	220 千円(%)	220 千円(%)	220 千円(%)	220 千円(%)	220 千円(%)	220 千円(%)	1,100 千円(%)	
		繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	
		合計赤字削減予定額(率)	0 千円(%)	220 千円(%)	220 千円(%)	220 千円(%)	220 千円(%)	220 千円(%)	220 千円(%)	1,100 千円(%)	

※1 国民健康保険事業の実施状況報告書様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の小計額と一致していること。  
 ※2 当該年度の繰上充用(当該年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
 ※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化計画書を提出します。

令和4年2月28日

東京都知事 殿

保険者名 国分寺市

代表者職氏名 国分寺市長 井澤 邦夫 印

様式第1

国保財政健全化計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づく赤字削減・解消計画

(令和2年度から令和7年度まで6カ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	46	国立市

①赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	平成30年度							赤字の原因		
	法定外繰入金 ※1	501,948千円							①赤字の原因 ・歳入: 保険税収納率はさらに向上しているものの、被保険者数の減少に伴い保険税収入が減少している。 ・歳出: 被保険者数は減少しているものの、東京都平均の減少率よりも低く、1人当たりの納付金は増加している。		
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0千円									
	赤字額(合計)	501,948千円									
②赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針				赤字削減・解消のための具体的取組内容						
	①予算推計ベースの令和2年度の赤字額: 603,152千円 ②解消の目標年度: 令和20年度 ③赤字削減・解消手段の主要事項 医療費適正化の取組強化。収納率の維持による補助金等の確保。法施行日に合わせた限度額の改定。 解消が見込めなかった場合は保険税率等の改定				これまで実施してきた糖尿病性腎症重症化予防事業やジェネリック医薬品差額通知書送付事業、残薬管理事業等による医療費削減への取組強化、特定健康診査等の受診率向上等による保険者努力支援の更なる確保。 現行の収納率を維持しつつ更なる補助金の確保。 地方税法の施行日に合わせた課税限度額改定。 上記の状況を検証しつつ、解消が見込めなかった場合は必要に応じて保険税率等を見直しを行う。						
	年度別の赤字削減率 ※3 (率)	計画年度	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度	第6年度	合計		
		年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
		法定外繰入の削減予定額(率)	0 千円(%)	10,000 千円(%)	20,000 千円(%)	30,000 千円(%)	50,000 千円(%)	50,000 千円(%)	160,000 千円(%)		
		繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)		
		合計赤字削減予定額(率)	0 千円(%)	10,000 千円(%)	20,000 千円(%)	30,000 千円(%)	50,000 千円(%)	50,000 千円(%)	160,000 千円(%)		

※1 国民健康保険事業の実施状況報告書様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の小計額と一致していること。  
 ※2 当該年度の繰上充用(当該年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
 ※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化計画書を提出します。

令和2年3月27日

東京都知事 殿

保険者名 国立市

代表者職氏名 国立市長 永見 理夫 印

様式第1

国保財政健全化変更計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づく赤字削減・解消計画

(令和2年度から令和7年度まで6ヵ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	57	西東京市

① 赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	平成30年度		赤字の原因					
	法定外繰入金 ※1	1,517,197千円		赤字の原因 ・繰入:賦課率が低い					
	繰上充用金の新規増加分 ※2	千円							
赤字額(合計)	1,517,197千円								
② 赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針			赤字削減・解消のための具体的取組内容					
	①予算推計ベースの令和3年度の赤字額:1,410,000千円 ②解消の目標年次:令和21年度 ③赤字削減・解消手段の主要事項 保険料収納率の維持・向上、保険料率の見直し、保健事業の取組、医療費適正化の取組			2年に1度、保険料率の改定を行っていく。なお、令和4年度からの5年間は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、法定外繰入の削減予定額を低めに設定。					
	年度別の赤字削減予定額(率) ※3	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計
		年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
		法定外繰入の削減予定額(率)	15,472 千円(%)	171,848 千円(%)	30,000 千円(%)	110,000 千円(%)	30,000 千円(%)	110,000 千円(%)	467,320 千円(%)
		繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)
合計赤字削減予定額(率)	15,472 千円(%)	171,848 千円(%)	30,000 千円(%)	110,000 千円(%)	30,000 千円(%)	110,000 千円(%)	467,320 千円(%)		

※1 国民健康保険事業の実施状況報告書様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の小計額と一致していること。  
 ※2 当該年度の繰上充用(当年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
 ※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化計画書を提出します。  
 令和4年3月4日

東京都知事 殿

保険者名 西東京市

代表者職氏名 西東京市長 池澤 隆史 印

様式第1

国保財政健全化変更計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づく赤字削減・解消計画

(平成30年度から令和5年度まで6ヵ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	33	福生市

① 赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	平成28年度		赤字の原因					
	法定外繰入金 ※1	660,826千円		被保険者減少による保険料収入の減少 ・高額療養費の増					
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0千円							
赤字額(合計)	660,826千円								
② 赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針			赤字削減・解消のための具体的取組内容					
	①予算推計ベースの平成30年度の赤字額:609,586千円 ②解消の目標年次:令和14年度 ③赤字削減・解消手段の主要事項 保険料率の改定、医療費適正化の取組、収納率の向上対策の取組等			保険料率の改定(令和4年度において 63,852千円) ・収納対策の取組による収入増(令和4年度~5年度において 3,138千円)					
	年度別の赤字削減予定額(率) ※3	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計
		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
		法定外繰入の削減予定額(率)	92,318 千円(%)	57,809 千円(%)	10,744 千円(%)	0 千円(%)	65,421 千円(%)	1,589 千円(%)	227,861 千円(%)
		繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)
合計赤字削減予定額(率)	92,318 千円(%)	57,809 千円(%)	10,744 千円(%)	0 千円(%)	65,421 千円(%)	1,589 千円(%)	227,861 千円(%)		

※1 国民健康保険事業の実施状況報告書様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の小計額と一致していること。  
 ※2 当該年度の繰上充用(当年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
 ※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化計画書を提出します。  
 令和4年2月9日

東京都知事 殿

保険者名 福生市

代表者職氏名 加藤 育男 印



様式第1

国保財政健全化計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づき赤字削減・解消計画

(平成31年度から令和6年度まで6カ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	47	狛江市

① 赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	平成29年度							赤字の原因	
	法定外繰入金 ※1	445,387千円							① 歳入:被保険者数が減少し、税収が減少している ② 歳出:一人当たり保険給付費が増加している	
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0千円								
	赤字額(合計)	445,387千円								
② 赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針				赤字削減・解消のための具体的取組内容					
	① 予算推計ベースの平成31年度の赤字額:403,825千円 ② 解消の目標年次:令和14年度 ③ 赤字削減・解消手段の主要事項: 保険料率の改定をはじめとし、徴収率の維持向上及び医療費適正化の推進等に取り組む。				① 歳入の確保 保険料率の定期的な見直し(標準保険料率・納付金を参考に、保険料率を2年に一度見直す) 徴収率の維持向上 ② 歳出の削減 医療費適正化の推進					
	年度別の赤字削減予定額(率) ※3	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計	
		年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
		法定外繰入の削減予定額(率)	121,630 千円(%)	54,511 千円(%)	15,248 千円(%)	48,791 千円(%)	10,736 千円(%)	48,284 千円(%)	299,200 千円(%)	
		繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)								
		合計 赤字削減予定額(率)	121,630 千円(%)	54,511 千円(%)	15,248 千円(%)	48,791 千円(%)	10,736 千円(%)	48,284 千円(%)	299,200 千円(%)	

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の合計額と一致していること。  
 ※2 当該年度の繰上充用(当該年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
 ※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化計画書を提出します。

令和2年3月5日

東京都知事 殿

保険者名 狛江市

代表者職氏名 狛江市長 松原 俊雄 印

様式第1

国保財政健全化変更計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づき赤字削減・解消計画

(平成30年度から令和5年度まで6カ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	138438	東大和市

① 赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	平成28年度							赤字の原因	
	法定外繰入金 ※1	695,197千円							① 赤字の原因 一人当たりの医療費の増加および被保険者数の減少により、保険税や交付金等の歳入だけでは、予算上歳出を賚りきれないことから、補填のため一般会計からの法定外繰入を行ったことによる。	
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0千円								
	赤字額(合計)	695,197千円								
② 赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針				赤字削減・解消のための具体的取組内容					
	1 予算推計ベースの令和3年度の赤字額:2億5,088万4千円 2 解消の目標年次:令和5年度 3 赤字削減・解消手段の主要事項 ① 国民健康保険税の税率等の計画的な改定 ② 保健事業等による医療費適正化への取組 ③ 国民健康保険税の収納率向上の取組 ※第4~6年次の法定外繰入の削減予定額は、令和3年度の被保険者数及び医療費等に変動がないことを前提とした数値である。				① 令和5年度までに赤字解消が実現できるように、計画的な国民健康保険税の税率等の改定を行う。 ② 医療費適正化への取組として、保健事業等の継続・強化を行う。 ③ 国民健康保険税の収納率については、現年分において、直近の収納率の最高値を目指す。 ④ 医療費の急増及び保険料収収の意欲等においても、他の財源に依らず事業運営等を図るため、国民健康保険事業運営基金の積立・活用を行う。					
	年度別の赤字削減予定額(率) ※3	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計	
		年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
		法定外繰入の削減予定額(率)	96,770 千円(%)	96,770 千円(%)	96,770 千円(%)	83,628 千円(%)	83,628 千円(%)	83,628 千円(%)	541,194 千円(%)	
		繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	
		合計 赤字削減予定額(率)	96,770 千円(%)	96,770 千円(%)	96,770 千円(%)	83,628 千円(%)	83,628 千円(%)	83,628 千円(%)	541,194 千円(%)	

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の合計額と一致していること。  
 ※2 当該年度の繰上充用(当該年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
 ※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化変更計画書を提出します。

令和3年8月4日

東京都 知事殿

保険者名 東大和市

代表者職氏名 東大和市長 尾崎 保夫 印

国保財政健全化計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づく赤字削減・解消計画  
(平成30年度から平成35年度まで6ヵ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	54	清瀬市

① 赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	平成28年度							赤字の原因		
	法定外繰入金 ※1	700,000 千円							①赤字の原因 ・繰入:公費が十分ではない。 保険税の課税限度額の設定が低い。 赤字繰入金の規模から判断すると保険税の設定が不十分 ②翌年度に国保特別会計から一般会計に繰り出した額:60,951千円 ③上記②を差し引いた後の赤字額:639,049千円		
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0 千円									
	赤字額(合計)	700,000 千円									
② 赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針				赤字削減・解消のための具体的取組内容						
	①予算推計ベースの平成30年度の赤字額:646,366千円 ②解消の目標年度:平成42年度 ③赤字削減・解消手段の主要事項 ・保険税限度額の引上げ、保険税率の改定、医療費適正化の取組等				保険税の課税限度額を法定基準に引き上げる 保険税率の改定 医療費適正化への取組 公費拡大、低所得者対策の拡充等に関して、引き続き要望を行う						
	年度別の赤字削減率 ※3	計画年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計		
		年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度			
		法定外繰入の削減予定額(率)	0 千円	15,800 千円	91,927 千円	0 千円	107,727 千円	0 千円	215,454 千円		
		繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円		
		合計 赤字削減予定額(率)	0 千円	15,800 千円	91,927 千円	0 千円	107,727 千円	0 千円	215,454 千円		

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の小計額と一致していること。  
※2 当該年度の繰上充用(当該年度の繰入が繰出に不足し、翌年度の繰入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化計画書を提出します。  
平成31年3月22日

東京都知事 殿

保険者名 清瀬市  
代表者職氏名 渋谷 金太郎 印

国保財政健全化計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づく赤字削減・解消計画  
(令和2年度から令和7年度まで6ヵ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	55	東久留米市

① 赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	平成30年度							赤字の原因		
	法定外繰入金 ※1	338,806千円							被保険者の国民健康保険税負担を軽減するため、税率等を抑えたことによる。		
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0千円									
	赤字額(合計)	338,806千円									
② 赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針				赤字削減・解消のための具体的取組内容						
	①予算推計ベースの令和2年度の赤字額:354,000千円 ②解消の目標年度:令和7年度 ③赤字削減・解消手段の主要事項等 ※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の小計額と一致していること。 ※2 当該年度の繰上充用(当該年度の繰入が繰出に不足し、翌年度の繰入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。 ※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。				1. 医療費・保険給付の適正化 2. 国民健康保険税の取組率向上 3. インセンティブの獲得への取り組みの推進 4. 国民健康保険税の適正な賦課						
	年度別の赤字削減率 ※3	計画年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計		
		年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
		法定外繰入の削減予定額(率)	0 %	20.3 %	19.2 %	19.8 %	21.8 %	18.9 %	100 %		
		繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	%	%	%	%	%	%	0 %		
		合計 赤字削減予定額(率)	0 %	20.3 %	19.2 %	19.8 %	21.8 %	18.9 %	100 %		

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の小計額と一致していること。  
※2 当該年度の繰上充用(当該年度の繰入が繰出に不足し、翌年度の繰入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化計画書を提出します。  
令和2年3月6日

東京都知事 殿

保険者名 東京都東久留米市  
代表者職氏名 東久留米市長 並木 克巳 印

様式第1

国保財政健全化変更計画書

「国民健康保険被保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づく赤字削減・解消計画  
(平成30年度から令和5年度まで6カ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	051	武蔵村山市

①赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	平成28年度						赤字の原因				
	法定外繰入金 ※1	703,442千円						1 赤字の原因 国民健康保険税率の設定が、必要な額を賦課できるものになっていない。				
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0千円						2 平成28年度決算における黒字分 148,603千円				
	赤字額(合計)	703,442千円						3 黒字分を差し引いた後の赤字額 554,839千円				
②赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針						赤字削減・解消のための具体的取組内容					
	1 予算推計ベースの令和3年度の赤字額：369,377千円 2 解消の目標年次：令和12年度 3 赤字削減・解消手段の主要事項 ・データヘルス計画に基づいた効果的で効率的な医療費適正化のための施策を実施し、医療費の適正化を図る。 ・有効な収納確保を実施し、収納率向上を図る。 ・適宜適切に国民健康保険税率等を改定する。						1 医療費適正化のための施策 令和2年度の中継経理による武蔵村山市国民健康保険第二期データヘルス計画に基づき、特定健康診査の受診率の向上に資する取組等を実施し、生活習慣病の予防を図るとともに、効果的・効率的な保健事業を実施し、被保険者の健康増進を図り、医療費の適正化を図る。 2 収納率の向上策 平成30年度から実施した自治体経理者メッセージシステムに加え、令和3年度から実施する予定のスマートフォンアプリ決済などの有効な収納確保策を実施するとともに、滞納整理係員のノウハウを活用し、収納率向上を図る。 3 国民健康保険税率等の改定 毎年度、基本方針に定める令和12年度に赤字解消できるよう、計画的な税率等改定を行う。					
	年度別の赤字削減予定額(率) ※3	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計			
		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
		法定外繰入の削減予定額(率)	0千円(%)	52,023千円(%)	52,023千円(%)	0千円(%)	41,042千円(%)	41,042千円(%)	186,130千円(%)			
		繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)			
		合計 赤字削減予定額(率)	0千円(%)	52,023千円(%)	52,023千円(%)	0千円(%)	41,042千円(%)	41,042千円(%)	186,130千円(%)			

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の合計額と一致していること。  
※2 当該年度の繰上充用(当年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化変更計画書を提出します。  
令和3年2月17日

東京都知事 殿

保険者名 武蔵村山市  
代表者職氏名 武蔵村山市長職務代理者  
武蔵村山市副市長 山崎 泰大

様式第1

国保財政健全化計画書

「国民健康保険被保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づく赤字削減・解消計画  
(平成30年度から 35年度まで6カ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	44	多摩市

①赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	平成28年度						赤字の原因				
	法定外繰入金 ※1	882,891千円						①赤字の原因 ・歳入、被保険者への保険料の負担緩和を図っていることにより賦課率が低い				
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0千円						②黒字分:0千円				
	赤字額(合計)	882,891千円						③黒字分を差し引いた後の赤字額(合計):882,891千円				
②赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針						赤字削減・解消のための具体的取組内容					
	①予算推計ベースの平成30年度の赤字額:916,283千円 ②赤字解消の目標年次:平成44年度 ③赤字削減・解消手段の主要事項 ・「第2期多摩市国民健康保険の運営に関する指針」に基づき、「被保険者の健康の保持・増進」、「医療費の適正給付」、「財源の確保」の3項目を推進する。 ・歳入増和減少額も含めて赤字削減・解消には、被保険者への急激な負担増を避けるために概ね15年以上の期間を必要とする。						○標準保険料率を参考に、保険料率は毎年見直す。ただし、被保険者への急激な負担増を避けるなど社会状況を十分に勘案する。 ○第2期データヘルス計画で示した保健事業を実施し、被保険者の健康の保持増進及び医療費適正化を進める。 ○保険料の現年収納率は、現行の94%以上を維持する。新規加入者への口座振替の推進、未納者への納税勧奨などを行う。 ○被保険者努力支援制度の加給獲得を目指した事業を検討し実施する。					
	年度別の赤字削減予定額(率) ※3	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計			
		年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度				
		法定外繰入の削減予定額(率)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)	9,077千円(%)	50,114千円(%)	59,191千円(%)			
		繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)			
		合計 赤字削減予定額(率)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)	9,077千円(%)	50,114千円(%)	59,191千円(%)			

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の合計額と一致していること。  
※2 当該年度の繰上充用(当年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化計画書を提出します。  
平成31年3月29日

東京都知事 殿

保険者名 多摩市  
代表者職氏名 多摩市長 阿部 裕行

印

様式第1

国保財政健全化変更計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づき  
 (平成30年度から令和5年度まで6ヵ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	45	稲城市

①赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	年度							赤字の原因
	法定外繰入金 ※1	567,117千円							被保険者の高齢化等に伴う1人当り医療費等の給付費が増加する中、保険税の賦課率が低かったため。
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0千円							
	赤字額(合計)	567,117千円							
②赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針				赤字削減・解消のための具体的取組内容				
	①予算推計ベースの平成30年度法定外一般繰入金額:929,051千円 ②①の内、決算補填等目的以外の繰入金額:90,000千円 ③繰上充用金:80,000千円 解消すべき赤字額:919,051千円(①-②+③) 解消の目標年度:令和12年度 主な赤字削減・解消手段:データヘルス計画等に基づき医療費適正化を進めると共に、適正な保険税率を設定。				保険者努力支援交付金の指標を意図した医療費適正化事業の充実・強化、保険税率の改定による適正な設定。 ・国民健康保険税収納額の増(130,000千円) ・保険基金安定繰入金金の増(20,000千円) ・地方税法に準じた課税限度額の引き上げ等(5,000千円)				
	年度別の赤字削減予定額(率) ※3	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計
		年度	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
		法定外繰入金の削減予定額(率)	150,000	5,000	150,000	5,000	150,000	5,000	465,000
		繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	0	0	0	0	0	0	0
		合計 赤字削減予定額(率)	150,000	5,000	150,000	5,000	150,000	5,000	465,000
			千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の合計額と一致していること。  
 ※2 当該年度の繰上充用(当年度の歳入に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
 ※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化変更計画書を提出します。  
 令和2年2月27日  
 東京都知事 殿

保険者名 稲城市  
 代表者職氏名 稲城市長 高橋 勝浩 印

様式第1

国保財政健全化変更計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づき  
 (平成31年度から令和6年度まで6ヵ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	138495	あきる野市

①赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	平成29年度							赤字の原因
	法定外繰入金 ※1	479,816千円							国民健康保険税の負担軽減を図るため
	繰上充用金の新規増加分 ※2	千円							
	赤字額(合計)	479,816千円							
②赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針				赤字削減・解消のための具体的取組内容				
	①予算推計ベースの令和元年度の赤字額:261,865千円 ②解消の目標年次:令和11年度 ③赤字削減・解消手段の主要事項 保険税率の改定、医療費適正化に向けた保健事業取組、収納率向上に向けた取組 ④その他:令和元年度は、賦課方式を3方式から2方式に段階的(3年)に改定する最初の年度のため影響額が小さく削減の計画年度には入れない。				・保険税率の改定 ・医療費適正化に向けた保健事業の取組として、本市データヘルス計画に基づいた保健事業の実施により、医療費削減と、実施に伴う努力支援制度からのインセンティブの獲得 ・収納率の向上に向けた取組(支払い方法としてLINEpayの導入等、年上昇率0.4%を目標とする)				
	年度別の赤字削減予定額(率) ※3	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計
		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
		法定外繰入金の削減予定額(率)	0千円	0千円	0千円	0千円	10,000千円	20,000千円	30,000千円
		繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		合計 赤字削減予定額(率)	0千円	0千円	0千円	0千円	10,000千円	20,000千円	30,000千円
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の合計額と一致していること。  
 ※2 当該年度の繰上充用(当年度の歳入に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
 ※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化計画書を提出します。  
 令和4年3月4日  
 東京都知事 殿

保険者名 あきる野市  
 代表者職氏名 あきる野市長 村木 英幸 印

様式第1

国保財政健全化変更計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づく赤字削減・解消計画

(平成30年度から 令和5年度まで6ヵ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	34	羽村市

① 赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	28年度							赤字の原因
	法定外繰入金 ※1	667,589千円							高齢者や低所得者が多いなどの国保の構造的な問題もあり、保険料負担を緩和するため賦課率が低い。
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0千円							
赤字額(合計)	667,589千円								
② 赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針				赤字削減・解消のための具体的取組内容				
	① 予算ベース 令和4年度の赤字額: 341,581千円 ② 解消の目標年次: 令和16年度 ③ 赤字削減・解消手段の主要事項 定期的な保険料率の改定、医療費適正化の推進、収納率向上への取組				・保険料率の定期的な改定(2年に一度) ・医療費適正化の取組による保険者努力支援交付金の獲得 ・収納率の向上及び収納率向上成績特待財の確保				
	年度別の赤字削減予定額(率)	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計
		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
		法定外繰入金の削減予定額(率)	0千円	11,505千円	59,519千円	14,514千円	0千円	0千円	85,538千円
		繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
合計赤字削減予定額(率)		0千円	11,505千円	59,519千円	14,514千円	0千円	0千円	85,538千円	

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の合計額と一致していること。  
 ※2 当該年度の繰上充用(当該年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
 ※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化計画書を提出します。  
 令和4年2月22日

東京都知事 殿

保険者名 羽村市

代表者職氏名 羽村市長 橋本 弘山 印

様式第1

国保財政健全化変更計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づく赤字削減・解消計画

(2018年度(平成30年度)から 2023年度までの6ヵ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	35	瑞穂町

① 赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	平成30年度							赤字の原因
	法定外繰入金 ※1	243,154千円							高齢者やひとり親家庭の割合が多く、所得階層が低いことから、過度な負担を避けるため保険料率の緩和を図っているため。 また、一人あたり医療費が近隣他市に比べ低かったが、近隣並みに近づいており、医療費の上昇が平均より若干上回りつつあること。
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0千円							
赤字額(合計)	243,154千円								
② 赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針				赤字削減・解消のための具体的取組内容				
	① 予算推計ベースの平成30年度の赤字額: 301,401千円 ② 解消の目標年次: 令和14年度 ③ 赤字削減・解消手段の主要事項 ・高齢者世帯やひとり親世帯に過度とならない範囲で、毎年度緩やかな税率改正を行い解消を図る				毎年度、調定額ベースで3%前後(平均的な世帯で1万円程度)の税率改定を行う。 レセプト点検強化、ジェネリック動薬やデータヘルス計画等に基づき、医療費の上昇を抑制する。 短期証、資格者証を発行し滞納者と接触の機会をつくり収納率向上に努める。				
	年度別の赤字削減予定額(率)	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計
		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
		法定外繰入金の削減予定額(率)	20,194千円 (6.7)%	20,194千円 (6.7)%	20,194千円	20,194千円	20,194千円	20,194千円	121,164千円
		繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)							
合計赤字削減予定額(率)		20,194千円 (6.7)%	20,194千円 (6.7)%	20,194千円	20,194千円	20,194千円	20,194千円	121,164千円	

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の合計額と一致していること。  
 ※2 当該年度の繰上充用(当該年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
 ※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化計画書を提出します。  
 令和3年2月10日

東京都知事 殿

保険者名 東京都瑞穂町

代表者職氏名 瑞穂町長 杉浦 裕之 印

様式第1

国保財政健全化変更計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づく赤字削減・解消計画

(平成30年度から令和5年度まで6ヵ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	37	日の出町

①赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	平成28年度		赤字の原因					
	法定外繰入金 ※1	112,275千円		被保険者の負担を軽減するために賦課率を低く設定していたため					
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0千円							
赤字額(合計)	112,275千円								
②赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針			赤字削減・解消のための具体的取組内容					
	①平成30年度当初予算ベースの赤字額(その他一般会計繰入金):181,136千円 ②解消の目標年次:令和15年度 ③赤字削減・解消手段の主要事項 保険料率の引き上げ、保険料収率率の向上、保健事業の強化			①段階的に保険料率を引き上げる。(1年目4.46%、2年目2.04%、3年目2.96%、4年目以降3%) ②保険料徴収率を上げる。(94%) ③医療費適正化のための保健事業を強化する。					
	年度別の赤字削減予定額(率)	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計
		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
		法定外繰入の削減予定額(率)	15,479千円(%)	43,484千円(%)	2,815千円(%)	5,466千円(%)	9,000千円(%)	10,000千円(%)	86,244千円(%)
		繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)
合計赤字削減予定額(率)	15,479千円(%)	43,484千円(%)	2,815千円(%)	5,466千円(%)	9,000千円(%)	10,000千円(%)	86,244千円(%)		

※1 国民健康保険事業の実施状況報告書様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の合計額と一致していること。  
 ※2 当該年度の繰上充用(当年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
 ※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化変更計画書を提出します。

令和2年2月28日

東京都知事 殿

保険者名 日の出町

代表者職氏名 日の出町長 橋本 聖二 印

様式第1

国保財政健全化計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づく赤字削減・解消計画

(令和元年度から令和6年度まで6ヵ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	39	檜原村

①赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	平成29年度		赤字の原因					
	法定外繰入金 ※1	71,567千円		①赤字の原因 ・歳入:低所得者が多く、被保険者数の減少及び高齢化のため、収率率は良いものの保険料収入が給付実態に対して不足している ・歳出:被保険者数が減少傾向にあるものの、保険給付は増加傾向にある ②黒字分 37,257千円 ③黒字分を差し引いた後の赤字額(合計) 34,310千円					
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0千円							
赤字額(合計)	71,567千円								
②赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針			赤字削減・解消のための具体的取組内容					
	①予算推計ベースの令和元年度の赤字額:18,959千円 ②解消の目標年次:令和21年度 ③赤字削減・解消手段の主要事項 ・医療費適正化の取組、収率率の向上対策の取組、保険料率の改定等			平成29年度に策定したデータヘルス計画に基づく保健事業を実施し、医療費適正化の取組による保険者努力支援交付金当の獲得及び医療費の抑制につながるよう努める。					
	年度別の赤字削減予定額(率)	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計
		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
		法定外繰入の削減予定額(率)	0千円(%)	950千円(%)	950千円(%)	950千円(%)	950千円(%)	950千円(%)	4,750千円(%)
		繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)
合計赤字削減予定額(率)	0千円(%)	950千円(%)	950千円(%)	950千円(%)	950千円(%)	950千円(%)	950千円(%)	4,750千円(%)	

※1 国民健康保険事業の実施状況報告書様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の合計額と一致していること。  
 ※2 当該年度の繰上充用(当年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
 ※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化計画書を提出します。

令和2年3月4日

東京都知事 殿

保険者名 檜原村

代表者職氏名 檜原村長 坂本 義次 印

様式第1

国保財政健全化計画書

「国民健康保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づく赤字削減・解消計画  
(平成30年度から平成35年度まで6ヵ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	40	奥多摩町

①赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	28年度						赤字の原因	
	法定外繰入金 ※1	40,000千円						①赤字の原因 歳入・低所得者が多く、被保険者数も減少しているため、保険税収入が給付の実態に対して大幅に不足した。 歳出・被保険者数は減少しているにも関わらず、保険給付費は増加傾向にある。また、高齢者率の高さもあり、1人あたり医療費が国都平均を大きく上回っており、保険税収入では賅うことができなかった。 ②赤字分 0円 ③赤字分を差し引いた後の赤字額(合計): 40,000千円	
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0円							
赤字額(合計)	40,000千円								
②赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針				赤字削減・解消のための具体的取組内容				
	①予算推計ベースの平成30年度の赤字額: 40,000千円 ②解消の目標年度: 平成39年度 ③赤字削減・解消手段の主要事項 国保特別会計の前年度繰越金を赤字削減に充てる。平成35年度までに赤字額40,000千円のうち22,500千円を削減する。同時に、医療費適正化に努め、必要であれば税率改定を実施する。				特定健康診査、特定保健指導及びデータヘルス計画に基づく保健事業などの医療費適正化事業の充実に努める。 国保会計の状況や標準保険料率を考慮し、必要に応じて税率改定を実施する。				
	年度別の赤字削減予定額(率) ※3	計画年度	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度	第6年度	合計
	年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度		
	法定外繰入の削減予定額(率)	0 千円(%)	4,500 千円(%)	4,500 千円(%)	4,500 千円(%)	4,500 千円(%)	4,500 千円(%)	4,500 千円(%)	22,500 千円(%)
	繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)
合計赤字削減予定額(率)	0 千円(%)	4,500 千円(%)	4,500 千円(%)	4,500 千円(%)	4,500 千円(%)	4,500 千円(%)	4,500 千円(%)	22,500 千円(%)	

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の小計額と一致していること。  
※2 当該年度の繰上充用(当該年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化計画書を提出します。  
平成31年3月25日

東京都 知事 殿

保険者名 奥多摩町

代表者職氏名 奥多摩町長 河村 文夫

様式第1

国保財政健全化変更計画書

「国民健康保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づく赤字削減・解消計画  
(令和2年度から令和7年度まで6ヵ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	59	大島町

①赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	平成30年度						赤字の原因	
	法定外繰入金 ※1	117,017千円						①赤字の原因 ・歳入: 保険給付費等に見合う賦課率が低い。 ・歳出: 医療費抑制のための取組効果が低い(特定健康診査・特定保健指導の実施率等) ②赤字額: 117,017,251円	
	繰上充用金の新規増加分 ※2	千円							
赤字額(合計)	117,017千円								
②赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針				赤字削減・解消のための具体的取組内容				
	①決算ベースの令和2年度の赤字額: 80,923千円 ②解消の目標年度: 令和11年度 ③赤字削減・解消手段の主要事項 ・保険料率の改定、収納率向上、医療費適正化、保健事業推進の取組等				赤字削減額(58,490千円) ・保険料率の改定 ・収納率の向上 ・医療費適正化、保健事業推進の取組による保険者努力支援交付金等の獲得				
	年度別の赤字削減予定額 ※3	計画年度	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度	第6年度	合計
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
	法定外繰入の削減予定額	9,381 千円(%)	16,682 千円(%)	11,428 千円(%)	4,204 千円(%)	12,535 千円(%)	4,260 千円(%)	58,490 千円(%)	
	繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	
合計赤字削減予定額	9,381 千円(%)	16,682 千円(%)	11,428 千円(%)	4,204 千円(%)	12,535 千円(%)	4,260 千円(%)	58,490 千円(%)		

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の小計額と一致していること。  
※2 当該年度の繰上充用(当該年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化計画書を提出します。  
令和4年2月9日

東京都知事 殿

保険者名 東京都大島町

代表者職氏名 東京都大島町長 三辻 利弘 印

様式第1

国保財政健全化変更計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づく赤字削減・解消計画

(平成30年度から 令和5年度まで6カ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	61	新島村

① 赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	28年度							赤字の原因	
	法定外繰入金 ※1	52,003千円							赤字の原因 ・賦課率が低い ・医療指数が高く、一人当たりの所得が低い(都内比較)	
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0千円								
	赤字額(合計)	52,003千円								
② 赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針				赤字削減・解消のための具体的取組内容					
	①予算推計ベースの平成30年度の赤字額:55,000千円 ②解消の目標年次:令和10年度 ③赤字削減・解消手段の主要事項 ・保険税率の改定				保険税の改正を運営協議会で検討し、住民負担が過度とならないように段階的な保険税率の改定により赤字解消を目指す。					
	年度別の赤字削減予定額(率) ※3	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計	
		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
		法定外繰入の削減予定額(率)	328 千円(%)	1,189 千円(%)	1,833 千円(%)	2,239 千円(%)	2,451 千円(%)	2,943 千円(%)	10,983 千円(%)	
		繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)								
合計 赤字削減予定額(率)	328 千円(%)	1,189 千円(%)	1,833 千円(%)	2,239 千円(%)	2,451 千円(%)	2,943 千円(%)	10,983 千円(%)			

※1 国民健康保険事業の実施状況報告書様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の小計額と一致していること。  
 ※2 当該年度の繰上充用(当年度の歳入が繰出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
 ※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化計画書を提出します。

令和3年4月21日

東京都知事 殿

保険者名 新島村

代表者職氏名 新島村長 青沼 邦和 印

様式第1

国保財政健全化変更計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づく赤字削減・解消計画

(平成30年度から令和5年度まで6カ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	62	神津島村

① 赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	28年度							赤字の原因	
	法定外繰入金 ※1	55,012千円							・保険税の負担緩和を図るため:55,012千円	
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0千円								
	赤字額(合計)	55,012千円								
② 赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針				赤字削減・解消のための具体的取組内容					
	①予算推計ベースの令和3年度の赤字額:19,020千円 ②解消の目標年次:令和4年度 ③赤字削減・解消手段の主要事項 ・保険税率の改定、収納率向上への取組				・保険税率の改定(11,420千円) ・収納率及び特定健診等実施等の成績良好による保険者努力支援分の獲得(600千円) ・収納対策の取組による収入(7,000千円)					
	年度別の赤字削減予定額(率) ※3	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計	
		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
		法定外繰入の削減予定額(率)	0 千円(%)	10,000 千円(%)	15,798 千円(%)	9,510 千円(%)	9,510 千円(%)		44,818 千円(%)	
		繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)			0 千円(%)	
合計 赤字削減予定額(率)	0 千円(%)	10,000 千円(%)	15,798 千円(%)	9,510 千円(%)	9,510 千円(%)		44,818 千円(%)			

※1 国民健康保険事業の実施状況報告書様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の小計額と一致していること。  
 ※2 当該年度の繰上充用(当年度の歳入が繰出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
 ※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化計画書を提出します。

令和3年2月26日

東京都知事 殿

保険者名 神津島村

代表者職氏名 神津島村長 前田 弘 印



様式第1

国保財政健全化計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づく赤字削減・解消計画  
(平成30年度から平成35年度までの5ヵ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	65	八丈町

①赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	平成28年度		赤字の原因					
	法定外繰入金 ※1	189318千円		①赤字の原因 ・繰入・後期高齢者支援金等及び介護納付金分の賦課率が低い ・繰入・繰越金分38,103千円					
	繰上充用金の新規増加分 ※2	千円		②黒字分:0千円					
	赤字額(合計)	189318千円		③黒字分を差し引いた後の赤字額(合計):52,944千円					
②赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針				赤字削減・解消のための具体的取組内容				
	①予算推計ベースの平成30年度の赤字額:30000千円 ②解消の目標年次:平成35年度 ③赤字削減・解消手段の主要事項 ・保険料率の適正な設定				段階的に保険料率の改定を行う 医療分・支援分・介護分の所得割率を0.2~0.4%引き上げ、資産割率を年0.5~2.0%引き下げる				
	年度別の赤字削減予定額(率) ※3	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計
	年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度		
	法定外繰入の削減予定額(率)	0 千円(%)	6000 千円(%)	6000 千円(%)	6000 千円(%)	6000 千円(%)	6000 千円(%)	6000 千円(%)	30000 千円(%)
	繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)								
	合計赤字削減予定額(率)	0 千円(%)	6000 千円(%)	6000 千円(%)	6000 千円(%)	6000 千円(%)	6000 千円(%)	6000 千円(%)	30000 千円(%)

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の小計額と一致していること。  
※2 当該年度の繰上充用(当該年度の繰入が繰出に不足し、翌年度の繰入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化計画書を提出します。  
平成30年2月27日

東京都知事 殿

保険者名 八丈町

代表者職氏名 八丈町長 山下 幸也 印

様式第1

国保財政健全化計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づく赤字削減・解消計画  
(平成30年度から平成34年度までの5ヵ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	67	小笠原村

①赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	平成28年度		赤字の原因					
	法定外繰入金 ※1	52,944千円		①赤字の原因 ・繰入・後期高齢者支援金等及び介護納付金分の賦課率が低い ・繰出・繰越金分38,103千円					
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0千円		②黒字分:0千円					
	赤字額(合計)	52,944千円		③黒字分を差し引いた後の赤字額(合計):52,944千円					
②赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針				赤字削減・解消のための具体的取組内容				
	①予算推計ベースの平成30年度の赤字額:21,924千円 ②解消の目標年次:平成34年度 ③赤字削減・解消手段の主要事項 ・保険料(税)率の改定				・保険料(税)率の改定(22,085千円(100%))				
	年度別の赤字削減予定額(率) ※3	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計
	年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度		
	法定外繰入の削減予定額(率)	4,363(20) 千円(%)	4,399(20) 千円(%)	4,393(20) 千円(%)	4,393(20) 千円(%)	4,537(20) 千円(%)	0(0) 千円(%)		22,085(100) 千円(%)
	繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	0(0) 千円(%)	0(0) 千円(%)	0(0) 千円(%)	0(0) 千円(%)	0(0) 千円(%)	0(0) 千円(%)	0(0) 千円(%)	0(0) 千円(%)
	合計赤字削減予定額(率)	4,363(20) 千円(%)	4,399(20) 千円(%)	4,393(20) 千円(%)	4,393(20) 千円(%)	4,537(20) 千円(%)	0(0) 千円(%)		22,085(100) 千円(%)

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の小計額と一致していること。  
※2 当該年度の繰上充用(当該年度の繰入が繰出に不足し、翌年度の繰入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。  
※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化計画書を提出します。  
平成30年3月2日

東京都知事 殿

保険者名 小笠原村

代表者職氏名 小笠原村長 森 下 一 男 印

# 介護保険制度の改善を求める意見書提出に関する請願（案）

2022年 月 日提出

東京都議会議員 三宅しげき 殿

介護をよくする東京の会  
〒170-0005 東京都豊島区南大塚 2-33-10  
東京労働会館 6階 東京社会保障推進協議会内  
電話番号 03-5395-3165  
担当 ● ●

## 【請願項目】

下記項目が実現するよう、都議会として国に意見書をあげてください。

1. 介護保険の利用に新たな困難をもたらす利用料の引き上げ、要介護1、2の生活援助などの保険はずし、ケアプランの有料化、貸与の福祉用具を購入に変更するなどの見直しを行わないこと
2. 全額公費により、すべての介護従事者の給与を全産業平均水準まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消、人員配置基準の引き上げを行うこと
3. 利用者が安心して介護を受けることができ、介護事業所・従事者が不安なく介護を提供できるよう、新型コロナウイルス感染症対策を強化すること
4. 介護保険料、利用料、食費・居住費などの負担軽減、介護報酬の改善など、介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。介護保険財政における国庫負担の割合を大幅に引き上げること

## 【請願理由】

都民のいのちと健康をまもるために日夜を問わずご奮闘いただいていることに敬意を表します。

介護保険は施行22年を経過しました。しかし必要なサービスを利用できない実態が広がっており、家族介護を理由とした介護離職も高止まりです。介護事業所では、コロナ禍により人手不足や利用控え、クラスター発生等によりコロナ対応費への助成も不十分で経営難がいつそう加速し、深刻な状況にあります。

とりわけ東京都においては、介護職員確保を抜本的に強化することが急務となっています。全国知事会も介護人材の確保として、更なる処遇改善やコロナ対策補助費の充実などを国に求めています。そうした中で、政府は、2023年通常国会に向けて介護保険見直しの検討を進めています。利用料2割・3割負担の対象者拡大、要介護1、2のサービス削減、ケアプラン作成への自己負担導入、補助杖などの福祉用具の貸与から購入への変更など、負担増と給付削減の提案が目白押しです。利用者と事業者、介護職員にさらなる矛盾、困難を押しつけるものであり、介護保険制度を巡る問題を深刻化させるのは必至です。

2022年2月から新たに開始された介護従事者の処遇改善も、全産業平均給与との差を埋めるには程遠い水準であり、ケアマネ、訪問看護師、福祉用具相談員などが対象から外されているなど介護従事者間に混乱と分断が持ち込まれています。10月から介護報酬に組み込まれたことにより、新たな利用料負担となっています。また、政府はテクノロジー機器の導入と引き替えに、職員の配置基準を大幅に引き下げようとしています。人手不足を解消し、行き届いた介護を実現するためには、介護報酬を引き上げ、処遇を改善し、介護従事者を大幅に増やして、一人夜勤をなくすこと、人員配置基準の引き上げこそ必要です。

コロナ感染対策強化として、検査・ワクチン体制の整備、在宅・施設での陽性者・クラスター対応への支援、事業所に対する公費による減収補填などが求められます。

以上の趣旨から、上記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を提出していただけるよう請願いたします。

# 介護保険制度の抜本的転換を求める意見書提出に関する請願

2021年12月13日提出

東京都議会議長

三宅 しげき 殿

守ろう！介護保険制度・市民の会

公益社団法人認知症の人と家族の会 東京都支部

介護をよくする東京の会

〒170-0005 東京都豊島区南大塚2-33-10

東京労働会館6階 東京社会保障推進協議会内

電話番号 03-5395-3165

担当 伴 香葉

## 【請願項目】

下記項目が実現するよう、都議会として国に意見書をあげてください。

- 1、安心して介護サービスを提供できるよう新型コロナウイルス感染症対策を強化すること
- 2、介護保険料・利用料負担の軽減やサービスの拡充など介護保険制度の抜本的な改善を行うこと
- 3、すべての介護従事者の給与を全産業平均水準まで引き上げること、その財源は全額公費負担でまかなうこと
- 4、介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げること

## 【請願の理由】

コロナ禍のもと、高齢者施設でのクラスターが続発し、介護現場では先が見通せない不安と緊張の日々が続いています。高齢者の命と暮らしを守るために、感染防護具の供給や検査体制の拡充、感染が生じた事業所へのサポートなど政府による感染対策の強化が求められています。

政府は少子高齢化が進む中で、高齢分野への財政支出を増やすことなく、「制度の持続可能性」維持の責任を国民に押し付け、利用者の費用負担を増やしサービス削減を続けてきました。その結果、利用者・家族の介護・生活困難が拡大、介護離職は年間10万人のまま高止まりし、介護殺人も後を絶ちません。

地域での介護を支える介護事業所は、低く据え置かれてきた介護報酬のもとでの経営難にコロナ禍が直撃し、大幅な減収に直面しています。2021年4月に介護報酬を0.70%引き上げましたが、「焼け石に水」であり、感染対策（期間限定の+0.05%）としてもまったく不十分です。

介護従事者の賃金は全産業平均と比べ月9万円も低いまま、何年勤めても賃金が上がらず、やりがいを感じながらも働き続けられず辞めていく職員は後を絶ちません。政府は見守り機器の導入などを条件に人員基準を緩和しましたが、機械に介護はできません。このままでは担い手がいなくなり、とりわけ介護求人倍率が全国1、2位と高い東京では、制度そのものが維持できなくなることが必至と思われまます。

政府は、2022年早々から審議される次の介護保険制度見直しにむけ、要介護1、2の生活援助やデイサービスを総合事業に移すことや、利用料負担の原則2割化、ケアプランの有料化などを検討課題として、さらなるサービス削減を進めようとしています。

新型コロナウイルス感染症の蔓延は、社会を支える介護という仕事の重要性を浮き彫りにし、政府のこれまでの介護保険の見直しが、地域の介護基盤を大きく切り崩し、介護の担い手の処遇や社会的地位を低く留めてきてきたことを明らかにしました。これ以上の負担増・サービス削減はぜったいに許されません。

東京都議会として、施行後20年以上が経過した介護保険、「介護する人」「介護を受ける人」がともに大切にされる制度への抜本的転換を図ることを求め、上記項目が実現するよう国に対して意見書を提出していただきたく、請願するものです。

厚生委員会速記録第一号

令和四年二月十五日（火曜日）

○おじま委員長 次に、請願三第五一号を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○山口高齢社会対策部長 お手元にお配りしております請願・陳情審査説明表に従いましてご説明させていただきます。

五ページをお開き願います。整理番号3、請願三第五一号、介護保険制度の抜本的転換を求める意見書の提出に関する請願は、豊島区の守ろう！介護保険制度・市民の会、介護をよくする東京の会及び公益社団法人認知症の人と家族の会東京都支部の事務局の伴香葉さんから提出されたものでございます。

請願の趣旨は、都議会において、次のことを実現するため、国に意見書を提出していただきたいとして、**第一に、安心して介護サービスを提供できるよう、新型コロナウイルス感染症対策を強化すること。**

**第二に、介護保険料、利用料負担の軽減やサービスの拡充など、介護保険制度の抜本的な改善を行うこと。**

**第三に、全ての介護従事者の給与を全産業平均水準まで引き上げるとともに、その財源は全額公費負担で賄うこと。**

**第四に、介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げることというものでございます。**

現在の状況についてご説明させていただきます。

第一についてですが、令和三年度介護報酬改定において、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和三年四月から九月までの間、基本報酬に〇・一%の上乗せが実施されたほか、通所介護等の報酬について、新型コロナウイルス感染症等の影響により利用者数が減少した場合に、基本報酬の三%加算等の特例措置が設けられております。

都は、介護サービス事業所、施設等において、利用者や職員に感染者や濃厚接触者が発生した場合でもサービスを継続できるよう、通常の介護サービスの提供では想定されない掛かり増し経費に対する補助を、地域医療介護総合確保基金を活用して実施しており、**国に対しては、地域の感染状況等に応じて柔軟に補助対象を拡充できる仕組みとするよう提案要求**しております。

また、高齢者施設等における感染拡大防止の観点から、施設職員等に対する集中的、定期的な検査を実施するとともに、入所者等に対する検査を実施する施設等に補助しております。

おめくりいただきまして、第二についてですが、六十五歳以上の方の介護保険料は、所得に応じて段階的に設定されており、新型コロナウイルス感染症の影響による場合を含め、収入減少等に対する減免措置が講じられております。

また、利用者負担については、月々の自己負担額が一定額を超えた場合に払い戻される高額介護サービス費や、施設等における食費、居住費等の負担額を軽減する特定入所者介護サービス費の仕組みが設けられているほか、生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度が実施されており、都は、対象サービス等を独自に拡大して実施しております。

国は、令和六年度介護報酬改定に向け、今後、令和三年度介護報酬改定の効果検証や、介護事業者の経営状況、介護従事者の処遇状況等の実態調査を行うこととしており、**都は国に対し、介護事業者が介護人**

材の確保、定着を図り、安定的な事業運営を行い、良質な介護サービスを提供できる介護報酬とするとともに、低所得者に配慮された制度とするよう提案要求しております。

第三についてですが、介護職員の給与は、国の介護従事者処遇状況等調査によると、平成二十一年度以降の処遇改善加算等の取組により、令和元年度までに累計で月額七万五千円の賃金改善が実現しております。

これに加え、国は、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる介護現場の最前線で働く方の処遇改善を図る目的で、介護職員の収入を三％程度、月額九千円引き上げるための措置を、令和四年二月分から実施することとしております。

なお、都は国に対し、長期的な視点で介護人材の確保、定着を図ることができる介護報酬とするよう提案要求しております。

第四についてですが、介護保険の給付財源は、介護保険法で費用の負担割合が定められており、利用者負担を除いて、保険料が五〇％、公費が五〇％で構成され、公費の内訳は、国が二五％、ただし施設等給付費は二〇％、都道府県が一二・五％、ただし施設等給付費は一七・五％、区市町村が一二・五％となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

要請番号	要請事項	回答
第1-1-1-(3)	<p>子ども医療費助成制度について対象が高校生までに拡大されましたが、都内自治体間で所得制限や自己負担の有無など要件にバラツキがあり、都民にとって不公平感があります。自己負担の有無は自治体の財政事情が反映されているのが原因です。不公平感を解消し、都民が公平な子育て支援を享受できるようにするのは東京都の責任と考えます。東京都は、全区市町村で高校生までの医療費が完全無料化となるよう、入院時食事療養標準負担額、通院時の一部負担金、所得制限などによる費用負担をなくすため都内各自治体を実施している医療費助成事業に対して必要な補助をしてください。併せて18歳までの医療費無料化を国制度として早期に実現するよう国に要請してください。</p>	<p>子どもの医療費助成事業の実施主体は区市町村であり、それぞれの自治体が条例を定め、医療保険の自己負担額を助成している。                  都は、乳幼児は病気にかけやすい、親の年齢が一般的に若く収入が低いこと、また、小中学校の学齢期は人間形成の核となる重要な時期であることから、子育て支援の一環として、市町村が実施する事業に対し、補助を行っている。                  また、高校生の世代は生涯にわたる健康づくりの基礎を培う大切な時期であることから、都は、高校生等医療費助成事業を実施することとし、令和5年度の事業開始に向けて、事業の実施主体である区市町村と調整を進め、必要な支援を行っている。                  これらの制度は、医療給付の対象となった医療費の自己負担分を助成する制度であるため、入院時食事療養標準負担額は制度の対象となっていない。                  なお、通院時の一部負担金は、医療保険の相互扶助の精神や他の医療費助成制度を総合的に勘案し、義務教育就学児医療費助成制度及び高校生等医療費助成制度において、設定している。</p> <p>一方、国に対し、子どもの医療費について、少子化対策の観点から、医療保険制度における乳幼児医療費の患者一部負担金の割合を現行の2割から更に軽減するとともに、対象年齢を18歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡大すること、国の責任において子どもの医療費に関わる助成制度を創設することを要望している。</p>
45 第1-2-1-(2)	<p>国が示した都内9病院に対する見直しに対して、各圏域の調整会議で確認された「現状どおり」の結論を都民及び国に対して明確に示してください。また、そのことを「東京都保健医療計画」に明記してください。</p>	<p>都は令和4年度の地域医療構想調整会議において、再検証対象とされた都内9病院も含めた全ての医療機関の具体的対応方針に関して合意を図っていく。地域医療構想調整会議での議論はホームページ上で資料や会議録を随時公開する予定である。</p>
第1-2-1-(3)	<p>新型コロナウイルス感染症で行政が責任を負う感染症医療の重要性が明らかになりました。東京都の新型コロナウイルス感染症対応において、都立・公社病院が対応病床を確保したばかりでなく、都の職員が外部へ感染対策指導・支援に派遣されるなど大きな役割を果たしました。都立・公社病院が移管された「地方独立行政法人東京都立病院機構」においてそれ以上の役割を果たすために、東京都としてどのような指導・支援をするのか、具体的内容を示してください。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に関して、都が法人に指示する中期目標においては、都や関係機関と連携しながら体制を強化し、患者を率先して受け入れることや地域のクラスターが発生した施設等に対して、感染拡大防止等の支援を行うなど、具体的な目標を定め、確実な実施を求めている。                  また、新型コロナウイルス感染症を始めとする感染症医療など、民間医療機関だけでは対応困難な行政的医療の提供に関しては、採算の確保が困難であることから、地方独立行政法人法において、設立団体である都が運営費負担金として負担することが法定されている。                  行政的医療の提供は、独法化後も、都立病院の重要な役割であり、引き続き、新型コロナウイルス感染症への対応に全力を尽くしていく。</p>

要請番号	要請事項	回答
第1-2-(4)	<p>今回の感染症対応をみても、とりわけ多摩府中保健所が北多摩南部保健医療圏全域を管轄とするのは地元自治体がすぐに罹患把握できなかつたことを見ても、困難なことが明らかになりました。新興・再興感染症対応のためにもこの保健医療圏に保健所を設置するとともに、多摩地域へ保健所を増設してください。また、保健所勤務の医師・保健師など職員を増員してください。</p>	<p>回答(福祉保健局 保健政策部 保健政策課)</p> <p>多摩地域にある都の保健所は、住民に身近な保健サービスは市町村が行い、より専門的なサービスは保健所が実施するという地域保健法の考えに基づき、現在、二次保健医療圏にか所の体制となっており、広域的・専門的・技術的拠点として、地域の感染症対策の重要な役割を担っている。</p> <p>都保健所の職員配置については、感染症対策に従事する保健師の定数を令和3年度に11名、令和4年度に10名増員している。</p> <p>今後、感染拡大から収束に至るまでの保健所の取組について検証した上で、改めてその在り方を検討していくこととしている。</p>
第1-6-(1)	<p>訪問看護・訪問介護での患者・利用者・家族からのハラスメントについて、都は対策リーフレットの配布、事業者への研修を行っています。また、より実践に寄与できるよう、実態調査をしてその内容改善を行ってください。また、都民(患者・利用者)やその家族)向けのハラスメント防止啓発を行ってください。</p>	<p>回答(福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課)</p> <p>訪問介護等の介護現場において、利用者やその家族からのハラスメントが存在することが指摘されており、介護職員が安心して働ける環境を整備する必要があります。</p> <p>都は令和元年度から、国のハラスメント対策マニュアルをまとめたリーフレットの作成・配布、ハラスメント対策についての説明会を実施しており、国のマニュアルの改訂や参加者からのアンケート等をもとに、適宜内容の見直しを行っている。</p> <p>利用者や家族に対する啓発についても、令和3年度にリーフレットを作成し、区市町村や関係団体を通じて配布するほか、ホームページにも掲載している。</p>
46 第1-6-(2)	<p>実際に患者・利用者・家族からのハラスメント事例が発生し、当該事業所では対応できなくなった場合、次なる事業所が見つからず、結局は訪問を継続しなければならぬ状況がいくつも発生しています。当事者同士だけでなく、ハラスメント対応窓口設置など行政が介入し、患者・利用者の療養が円滑に継続できるようにしてください。</p>	<p>回答(福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課)</p> <p>都では令和3年度から、利用者や家族等からのハラスメントについて、介護職員や事業所の管理者が相談できる窓口を設置しており、専門の相談員や弁護士が対応している。</p>
第1-6-(3)	<p>訪問看護・介護現場での患者・利用者・家族からのハラスメント対策として複数訪問が必要な場合があります。同性介護者の訪問や現在の診療報酬・介護報酬では複数訪問が困難など、事業者の努力だけではカバーしきれません。都としてハラスメントは放置しない姿勢を示して、兵庫県の助成制度等を参考にするなど、都として独自の助成制度をコロナ禍のもとで、都民の生計が、とりわけ低所得層で苦しくなっています。これまで都立病院が担ってきた困窮者への医療提供を維持してください。無料低額診療事業を全ての都立病院機構の病院で実施し、生活困窮者を支える医療を提供して下さい。</p>	<p>回答(福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課)</p> <p>複数の訪問介護員により訪問介護を行うことについて、利用者または家族等の同意を得ている場合、2倍の介護報酬を算定できる仕組みとなっている。加えて都は、国のハラスメント対策マニュアルに記載された管理者が同行する、訪問介護員の配置を工夫するなどの対策例について周知を行っている。</p>
第1-7-(1) 一ア	<p>無料低額診療事業は、社会福祉法で定める第二種社会福祉事業として生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業である。各医療機関は、都に届出を行い事業を実施している。</p>	<p>回答(福祉保健局 生活福祉部 保護課)</p> <p>無料低額診療事業は、社会福祉法で定める第二種社会福祉事業として生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業である。各医療機関は、都に届出を行い事業を実施している。</p>

要請番号	要請事項	回答 答（福祉保健局 都立病院支援部 法人調整課）
第1-7-1(1) 一ア	<p>コロナ禍のもとで、都民の生計が、とりわけ低所得層で苦しくなっています。これまで都立病院が担ってきた困窮者への医療提供を維持してください。無料低額診療事業を全ての都立病院機構の病院で実施し、生活困窮者を支える医療を提供して下さい。</p>	<p>無料低額診療事業は、社会福祉法に基づく社会福祉事業として位置づけられており、実施については、認可要件、都立病院の役割や経営に与える影響、地域医療機関との医療連携のあり方や役割分担など、様々な課題があると認識している。都立病院では、外国人の患者に対しても、日本人の患者と同様に、経済的問題を抱えた患者に対しては、医療ソーシャルワーカーや看護師、医事課の職員による緊密な連携により早期に把握し、高額療養費制度や難病医療費、生活保護などの公的助成制度等を案内し、申請につなげている。今後とも、これらの取組により生活困窮者など経済的な問題を抱えた方へきめ細かく支援していくとともに、都立病院での良質な医療サービスの提供に努めていく。</p>
第1-7-1(1) 一イ	<p>コロナに関連して困窮する患者さんに対する無料低額診療については、医療機関に対して無料低額診療事業実施実績に応じた財政支援を実施して下さい。</p>	<p>無料低額診療事業は、社会福祉法で定める第二種社会福祉事業として生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業である。事業に対して補てんする制度ではないが、経営主体によっては固定資産税や不動産取得税の非課税など税制上の優遇措置が講じられているものである。</p>
第1-7-1(1) 一ウ	<p>医薬分業がすすみ、クリニックなど薬剤師を配置して院内薬局を設置している医療機関は多くはありません。こうした実態に合わせて、保険調剤薬局も無料低額診療事業の対象となるよう国に要望してください。また、東京都独自の助成制度を他県で実施している制度を参考に設けてください。</p>	<p>都としては、従前から可能な限り必要な医薬品は院内処方に対応するよう協力をお願いしているところであるが、一部の無料低額診療施設で院内処方に対応出来ず、薬剤費の減免が受けられないことがあるということは聞いています。今後も必要な医薬品は院内処方で対応いただくよう引き続き、協力依頼を行っていき、無料低額診療事業については、国の動向を見守っていき。</p>
第1-7-1(1) 一エ	<p>都の「外国人未払い医療費補てん事業（平成18年度から）」は医療機関の請求事務が煩雑であり、利用しづらいとの意見があります。そのために、オーバーステイなどの公的医療保険が適用されない外国人への医療提供を消極的にさせているのではないのでしょうか。同制度の適用実態を明らかにして、医療を必要とする外国人の受療権を保障する制度にしてください。</p>	<p>「外国人未払い医療費補てん事業」については、オーバーステイや不法入国等、公的医療保険が適用されない者について、外国人未払医療費に係る医療機関の負担の軽減を図り、外国人の不慮の傷病に対する緊急的な医療を確保するため、医療機関が外国人を診察し、その医療費について努力したにもかかわらず回収できない未払い医療費について医療機関にその一部を補てんしている。</p>



要請番号	要請事項	回答
第1-8-1(1)	<p>運営が東京都から移行された都立病院機構が責任をもつて、「在留資格を持たない外国人(仮放免者含む)、在留資格があっても無保険者・生活困窮者等」に対する医療を提供してください。また、その様な無保険者や生活困窮者が受療しやすいように都立病院機構の病院(従前の都立・公社病院)で無料低額診療事業を実施してください。</p>	<p>回答(福祉保健局 都立病院支援部 法人調整課)                      無料低額診療事業は、社会福祉法に基づく社会福祉事業として位置づけられており、実施については、認可要件、都立病院の役割や経営に与える影響、地域医療機関との医療連携のあり方や役割分担など、様々な課題があると認識している。都立病院では、外国人の患者に対しても、日本人の患者と同様に、経済的問題を抱えた患者に対しては、医療ソーシャルワーカーや看護師、医事課の職員による緊密な連携により早期に把握し、高額療養費制度や難病医療費、生活保護などの公的助成制度等を案内し、申請につなげている。今後とも、これらの取組により生活困窮者など経済的な問題を抱えた方へきめ細かく支援していくとともに、都立病院での良質な医療サービスの提供に努めていく。</p>
第1-8-3	<p>無料低額診療を利用した「在留資格を持たない外国人(仮放免者含む)、在留資格があっても無保険者・生活困窮者等」が保険調剤で処方を受けた場合には、東京都独自の助成制度を他県で実施している制度を参考に設けてください。</p>	<p>回答(福祉保健局 生活福祉部 保護課)                      無料低額診療事業は、社会福祉法で定める第二種社会福祉事業として生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業である。事業に対して補てんする制度ではないが、経営主体によっては固定資産税や不動産取得税の非課税など税制上の優遇措置が講じられているものである。行旅法が対象としている行旅病人や外国人未払医療費補てん事業が対象者によっては考えられるが、在留資格を持たない外国人等への医療費支援については、全国的な課題として議論されるべきものと考えている。</p>
第1-8-4 一ア	<p>医療機関に対し、外国人に医療を提供した場合で保険(公的・私的)未加入者に未収金が生じた場合に利用できる制度を周知してください。(「行旅病人、行旅死亡人の費用弁償規則」、「外国人未払い医療費補てん事務」、都や市区町村の「外国人行旅病人救護」の規定等)。</p>	<p>回答(福祉保健局 医療政策部 医療政策課)                      「外国人未払医療費補てん事業」については、オーバーステイや不法入国等、公的医療保険が適用されない者について、外国人未払医療費に係る医療機関の負担の軽減を図り、外国人の不慮の傷病に対する緊急的な医療を確保するため、医療機関が外国人を診察し、その医療費について努力したにもかかわらず回収できない未払い医療費について医療機関にその一部を補てんしている。本事業については、毎年、都内の医療機関に対し、事業内容・補てん金申請の手続等の周知を行っている。</p>
第1-8-4 (4)一ア	<p>医療機関に対し、外国人に医療を提供した場合で保険(公的・私的)未加入者に未収金が生じた場合に利用できる制度を周知してください。(「行旅病人、行旅死亡人の費用弁償規則」、「外国人未払い医療費補てん事務」、都や市区町村の「外国人行旅病人救護」の規定等)。</p>	<p>回答(福祉保健局 生活福祉部 保護課)                      「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」は区市町村の取扱い事務となる。区市町村の周知状況は把握していない。</p>

要請番号	要請事項	回答
<p>第1-8-(4) 一イ</p>	<p>都立病院機構の病院が、外国人の保険未加入者に対する医療、またた保険加入でも生活困窮にある外国人に対する医療を行政医療として実施してください。</p>	<p>回答（福祉保健局 都立病院支援部 法人調整課） 無料低額診療事業は、社会福祉法に基づく社会福祉事業として位置づけられおり、実施については、認可要件、都立病院の役割や経営に与える影響、地域医療機関との医療連携のあり方や役割分担など、様々な課題があると認識している。都立病院では、外国人の患者に対しても、日本人の患者と同様に、経済的問題を抱えた患者に対しては、医療ソーシャルワーカーや看護師、医事課の職員による緊密な連携により早期に把握し、高額療養費制度や難病医療費、生活保護などの公的助成制度等を案内し、申請につなげている。今後とも、これらの取組により生活困窮者など経済的な問題を抱えた方へきめ細かく支援していくとともに、都立病院での良質な医療サービスの提供に努めていく。</p>
<p>第1-8-(4) 一ウ</p>	<p>コロナ禍の中で外国人への医療の提供体制、無保険者への医療費の対応に対する制度上の整備を早急に行い、医療機関に周知してください。</p>	<p>都では、外国人患者が言葉や文化の隔てなく、症状に応じて安心して医療機関を受診できるよう、ホームページの多言語化等、院内体制の整備を行う医療機関を支援する等、取組を進めている。</p>
<p>第1-8-(4) 一ウ 49</p>	<p>コロナ禍の中で外国人への医療の提供体制、無保険者への医療費の対応に対する制度上の整備を早急に行い、医療機関に周知してください。</p>	<p>回答（福祉保健局 保健政策部 国民健康保険課） 区市町村において、被用者保険を脱退した方などに対し、速やかに国民健康保険に加入するようホームページや広報紙等を活用して情報提供や勧奨に努めている。</p>
<p>第1-12-(3)-ア</p>	<p>全ての医療機関に対して、クラスター発生時に限らず、一人の陽性者であっても、集団感染を防ぐために行う対策による空床や、新入院・転院・転院・疑いの場合の経過観察による空床も空床確保料の対象とすること。</p>	<p>回答（福祉保健局 感染症対策部 事業推進課） 都は、これまで、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関に対して病床確保料や設備整備費など、複数回にわたり補正予算を措置し、医療機関に対する支援を実施してきた。引き続き、医療機関に対する様々な支援策を講じていくとともに、地域の医療提供体制が維持・確保されるよう、医療機関の実情を踏まえた支援策の充実について、国に要望していく。</p>

要請番号	要請事項	回答
第1-12-1 (3)-1	<p>全ての介護事業所に対しワーカー・陽性者・濃厚接触者の発生に伴う休業や利用者減少などに対する減収、感染対策にかかる費用を補助すること。</p> <p>一旦、陽性者が発生すると、感染拡大を防ぐため、長期間、新規の利用者の受入中止や休業を余儀なくされます。また、入所施設では、職員の感染者や濃厚接触者の発生で体制がひっ迫し、入所者のケアを維持するために他の事業所をやむを得ず休業して人員体制を確保することもあり、法人全体の経営に影響を及ぼしています。法人によってはひと月で数百万から数千万円規模の大きな減収となつていきます。また、収束後も風評被害などで利用者数になかなか戻らない状況が続いています。介護事業所に対しては、感染予防のためのかかり増し経費や、陽性者を施設内で介護し続けたときの補助はありますが、上記のやむを得ない事情による減収を補てんする仕組みが無く、経営に深刻な影響が出ています。新たな減収補填の制度の創設を求めます。</p>	<p>回答（福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課）</p> <p>令和3年度の介護報酬改定においては、感染症等を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合は、基本報酬への3%加算の算定を行うほか、事業所規模別の報酬区分において、より小さい事業所規模別の報酬区分を適用することができるものとしている。</p> <p>また、介護サービス事業所等において、利用者や職員に感染者や濃厚接触者が発生した場合でもサービスを継続できるよう、衛生用品の購入や、消毒・清掃、人材確保のための割増手当の支給など、通常の介護サービスの提供時では想定されない、かかり増し費用に対する補助を実施している。</p>
第2-1-1-(11)	<p>介護施設基準は、最低基準を国が決めっていますが、政府交渉のなかで各都道府県が上乘せした施設基準を決めることができるとしています。基準をあげた配置をすることで、夜勤の負担も軽減されます。東京都としてすべての介護施設の人員配置を利用者3人に対し介護職員1人から、利用者2人に対し1人にしてください。</p>	<p>回答（福祉保健局 高齢社会対策部 施設支援課）</p> <p>介護施設における人員等の基準は、厚生労働省令に基づき条例で定めているが、そうした人員基準を遵守するための費用は、厚生労働大臣が定める介護報酬で賄うこととされている。都は、特別養護老人ホームに対して経営支援事業を実施しており、入所者2人に対して介護・看護職員を1人以上配置している施設に対して加算を行っている。</p>
第2-1-1-(12)	<p>グループホーム、小規模多機能型居宅介護サービス、看護小規模多機能型居宅介護サービスなどでは、夜間の勤務者が1名となる「1人夜勤」が容認されています。1人夜勤では、休憩時間であっても利用者の状況によってすぐに対応しなければならぬ「手待ち時間」となっており、労働基準法違反（休憩の不付与）が横行しています。国は、夜勤職員配置加算で対応しているとしても、人員を増やせる水準にありません。都として都内介護施設における夜勤実態について調査を行い、1人夜勤の実態があることを把握してください。また、都として1人夜勤状態にならないよう、都として支援してください。さらに1人夜勤の解消をすすめるために夜勤体制の最低基準は複数体制とすることを国に求めてください。</p>	<p>回答（福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課）</p> <p>認知症対応型グループホーム等における人員等の基準は、厚生労働省令に基づき各区市町村が条例で定めており、夜間及び深夜については、ユニットの数等に応じて一定数以上の介護従事者を配置することになっていると承知している。</p> <p>そうした人員基準を遵守するための費用は、介護報酬で賄うこととされており、基準を上回る場合には、夜間支援体制加算により評価する仕組みとなっている。</p>

要請番号	要請事項	回答
<p>第2-3-1(1) 一ア</p>	<p>都は介護職員就業促進事業において、転居費用や就職準備金など就労した本人に対する費用補助を設けるなど拡充してください。また都内自治体がそうした制度を創設、拡充した場合に都の支援制度を創設してください。また、介護職員宿舍借上げ支援事業において、上限戸数をさらに増やしてください。</p>	<p>回答（福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課） 介護職員就業促進事業では、介護の未経験者が給与を得ながら、無料で資格を取得し、介護の職場で継続的に働けるよう、就業者に対する賃金、研修受講費用、指導員経費などの支援を行っています。また、都では、自ら研修を受講し、介護職場に就職する者に対して、就職支援金を貸与する事業を実施しています。さらに、介護職員宿舍借上げ支援事業では、令和2年度に補助戸数を4戸から20戸に拡大すると共に、今年度から補助対象を拡充して実施しています。</p>
<p>第2-3-1(1) 一イ</p>	<p>国は今年の2月から介護職員の賃金を月額9千円引き上げるとしましたが、現場では9千円も上がっていないという声が圧倒的です。病院などで働く介護職は、全く引き上げがない介護職もいます。国に対して全ての全介護職の賃金が月額9千円以上引き上がるよう、東京都として求めてください。 また国は10月からの賃上げは加算で対応するとしていますが、都として加算対応で介護職員の賃金が9千円引き上がっているか、また介護施設で利用料増による利用者減等の問題が起きていないか実態調査をしてください。</p>	<p>回答（福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課） 国は、国の新たな経済対策に基づき、介護職員処遇改善支援事業を実施している。本事業においては、事業者の判断により、介護職員だけでなくその他職員の処遇改善に充てることができる柔軟な運用を認めている。また、事業者に対して職員から介護職員処遇改善支援補助金に係る賃金改善について照会があった場合には、書面により分かりやすく回答することを求めている。 都においては、介護従事者の処遇改善を実現するためには、事業者の自主的な努力を前提とした上で、安定的・継続的な事業収入が見込まれる介護報酬において対応することが望ましいと考えている。 このため、都は、国への提案要求の中で、良質な介護サービスの提供と安定的な事業運営が成り立つ介護報酬とすること、介護職員処遇改善加算について、介護報酬の基本部分に組み込むなど恒久的なものとするなどを求めている。 なお、国において、令和4年12月に介護職員処遇改善支援補助金及び介護職員等ベースアップ等支援加算等による影響を調査（令和4年度介護従事者処遇状況等調査）する予定である。</p>
<p>第2-3-1(1) 一ウ</p>	<p>介護職員処遇改善の賃上げは、厚生労働省の調査によると、介護職員の賃金の解消を図るよう、一般財源の活用を都として国に要望してください。また、人材確保の観点から、介護職員の賃金をあげることが必要です。人員不足でサービスを受けられない状況で一刻も早く解消しなければなりません。東京都全域での人員不足は、国の処遇改善策を待っているだけではなく、一向に改善しないことは明らかで、事態は益々深刻になるばかりです。千葉県「流山市介護職員処遇改善事業」なども参考にして、東京都も先行して、介護職員の処遇改善をはかる施策を実施してください。</p>	<p>回答（福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課） 介護従事者の処遇改善を実現するためには、交付金制度のような一次的な財政措置ではなく、事業者の自主的な努力を前提とした上で、安定的・継続的な事業収入が見込まれる介護報酬において対応することが望ましいと考えている。 このため、都は、国への提案要求の中で、人材の確保等に必要な対策を講じるとともに、良質な介護サービスの提供と安定的な事業運営が成り立つ介護報酬とすること、介護職員処遇改善加算について、介護報酬の基本部分に組み込むなど恒久的なものとするなどを求めている。</p>
<p>第2-3-1(1) 一エ</p>	<p>「介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律」が実効あるものとなるよう、私たちが共に国に要望してください。また、国に実施を迫るためにも都としても先んじてその趣旨に沿った施策を創設してください。</p>	<p>回答（福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課） 介護サービスを担う優れた人材の確保を図るためには、従事者の賃金をはじめとする処遇の改善に資する施策が重要である。 このため、都は、国への提案要求の中で、将来に向けた専門性の高い介護人材を確保・育成・定着していくための総合的な人材対策を確立し、着実に推進するよう、求めていく。</p>

要請番号	要請事項	回答
第2-3-1(3) 一	<p>人材紹介会社への紹介料の支払いの実態などを把握し、介護福祉士を短期間で退職させ紹介料を繰り返し得る紹介業者や、紹介した介護福祉士の定着率が著しく低い紹介業者を<b>に対して</b>、行政機関として<b>調査し必要な指導・規制を行って</b>ください。</p>	<p><b>回答できません</b> (要請内容に対する所管部署がないため)</p>
第2-3-1(3)	<p>人材紹介会社への多額の紹介料が発生しないよう策を講じてください。</p>	<p>回答(福祉保健局 生活福祉部 地域福祉課)</p>
第2-3-1(3)	<p>看護師と同様、介護職員の確保は、雇用仲介業者・人材紹介会社にとってはかっこの儲けの場となっており、介護事業所は多額の紹介料を支払っての人材確保を余儀なく人材紹介会社への多額の紹介料が発生しないよう策を講じてください。</p>	<p>都は、福祉職場への就業を促進するため、求人情報の収集・提供や福祉の仕事を就きたい方に対する就職相談・あっ旋を無料で行うほか、福祉の仕事就職フォローの開催などにより、事業者支援を行っている。</p> <p>回答(福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課)</p>
第2-3-1(4)	<p>看護師と同様、介護職員の確保は、雇用仲介業者・人材紹介会社にとってはかっこの儲けの場となっており、介護事業所は多額の紹介料を支払っての人材確保を余儀なくされ、経営を圧迫し、既に雇用されている職員の処遇改善のために資金が回せないなど、悪循環に陥っています。</p>	<p>職場体験の実施や、施設等で働きながらの資格取得の支援のほか、奨学金返済相当額の手当の支援、介護職員の宿舍借上げ支援など、介護人材の確保のための様々な取組を行っています。また、今年度からは、介護の未経験者を対象に、インターンシップから就業、定着までを一貫して支援し、未経験者の介護分野への入職・定着を図る事業を実施している。</p> <p>回答(福祉保健局 生活福祉部 地域福祉課)</p>
52	<p>入学者の減少により、事業継続が困難になって介護福祉士専門学校の閉校が相次いでいます。介護福祉士を着実に養成していくために、養成校への財政支援を強化してください。</p>	<p>都は、介護福祉士を着実に養成していくために、在学中の方向けの修学資金や介護福祉士国家試験受験対策費用等を無利子で貸付ける事業を実施しており、今後、局内他部とも緊密な連携のもと、介護福祉士の着実な養成に努めています。</p>
第2-3-1(5)	<p>介護従事者確保の観点から、都は、「就職説明会や学校訪問型セミナー、教員向けセミナーなどにより、福祉の仕事が今後の高齢社会を担う大切なものであることを積極的に発信し、都民の理解を深め、社会的評価の向上につなげます(第8期高齢者福祉計画)」としています。それをさらに充実させ、庁内関連部署とも連携して、小中学校をはじめ都立、私立高校での介護職(場)体験や介護従事者やサービス利用者との交流の機会を年々増やすとともに、高校進路指導教員をメインとした教員向けセミナーなどを開催してください。その際に必ず「介護職の専門性」について説明するとともに、修学資金貸付制度があり、一定の条件を満たした場合は、返済免除となることを周知徹底していただきます。</p>	<p>回答(生活文化スポーツ局 私学部 私学行政課)</p> <p>庁内で連携し、私立学校に対して、教員向けセミナー等に関する周知を図っている。</p>

要請番号	要請事項	回答
第2-3-1(5)	<p>介護従事者確保のために都は、「就職説明会や学校訪問型セミナー、教員向けセミナーなどにより、福祉の仕事が今後の高齢社会を担う大切なものであることを積極的に発信し、都民の理解を深め、社会的評価の向上につなげます（第8期高齢者福祉計画）」としています。それをさらに充実させ、庁内関連部署とも連携して、小中学校をはじめ都立、私立高校での介護職(場)体験や介護従事者やサードス利用者との交流の機会を年々増やすとともに、高校進路指導教員をメインとした教員向けセミナーなどを開催してください。その際に必ず「介護職の専門性」について説明するとともに、修学資金貸付制度があり、一定の条件を満たした場合は返済免除となることを周知徹底してください。</p>	<p>都では、福祉人材対策の一環として、「福祉の仕事イメージアップキャンペーン事業」や中学生・高校生を対象にした出張訪問セミナーのほか、職場体験事業などの実施を通じて、福祉のしごとの魅力発信や介護職の専門性も含めた役割の重要性に関する啓発などに取り組んできました。</p> <p>令和3年度からは、これまで介護分野に限定して実施していた教員向けのセミナーを介護以外の他の福祉分野を含め実施しているほか、介護福祉士等養成施設向けの説明会等の実施により、介護福祉士等修学資金制度の周知に努めており、引き続き、様々な機会を通じて働き掛けを行っていく。</p>
第2-3-1(5)	<p>型セミナー、教員向けセミナーなどにより、福祉の仕事が今後の高齢社会を担う大切なものであることを積極的に発信し、都民の理解を深め、社会的評価の向上につなげます（第8期高齢者福祉計画）」としています。それをさらに充実させ、庁内関連部署とも連携して、小中学校をはじめ都立、私立高校での介護職(場)体験や介護従事者やサードス利用者との交流の機会を年々増やすとともに、高校進路指導教員をメインとした教員向けセミナーなどを開催してください。その際に必ず「介護職の専門性」について説明するとともに、修学資金貸付制度があり、一定の条件を満たした場合は返済免除となることを周知徹底してください。</p>	<p>国立高校では、福祉に関する学科を設置し、福祉施設・病院・保育園などで実習や体験学習を行いながら、命の大切さを学ぶとともに、福祉・看護に関する専門的な知識や技術を学んでいます。普通科や総合学科においても、選択科目に介護・福祉に関する科目を設置している学校もあり、介護体験等を経験する機会を設けています。</p> <p>生徒の職業選択を広げるため、進路指導部に関わる教員に対する情報提供を強化し、取組の充実を図ってまいります。また、福祉系高校は、東京都社会福祉協議会からの案内を受け、福祉系高校修学資金貸付制度について生徒に周知している。</p>
第2-3-1(5)	<p>介護従事者確保のために都は、「就職説明会や学校訪問型セミナー、教員向けセミナーなどにより、福祉の仕事が今後の高齢社会を担う大切なものであることを積極的に発信し、都民の理解を深め、社会的評価の向上につなげます（第8期高齢者福祉計画）」としています。それをさらに充実させ、庁内関連部署とも連携して、小中学校をはじめ都立、私立高校での介護職(場)体験や介護従事者やサードス利用者との交流の機会を年々増やすとともに、高校進路指導教員をメインとした教員向けセミナーなどを開催してください。その際に必ず「介護職の専門性」について説明するとともに、修学資金貸付制度があり、一定の条件を満たした場合は返済免除となることを周知徹底してください。</p>	<p>回答（教育庁指導部高等学校教育指導課）</p> <p>中学校等においてキャリア教育の一環として「職場体験学習」がすべての学校で行われており、介護施設や福祉施設等に受け入れていただいている事例も多くある。また、従事者から仕事内容について講話を受けるなど取り組んでいる事例もある。</p>

東京都に対する要請行動 記録用紙（11/14 締め切り）

時間帯・分野 医療・国保関係	記入者名 社保協：小川
-------------------	----------------

要請番号	発言・回答の要旨／特徴など ※一問一答ではなく、簡潔に。
第1-1-(3)	高校生世代の医療費助成制度は、健康管理の重要性を認識し、実施することにした。自治体の条例による実施では、助成内容が異なることは認識しているが、一定制限を設けることは必要。 都の要望書は、厚生労働省保健局母子保健課に提出した。
第1-2-(2)	都内9病院に対する各圏域の調整会議で出された「現状通り」の結論の東京都保健医療計画への明記は、9病院も民間病院も含めて調整会議で合意を図っていく。令和6年からの次回計画期間にどのように盛り込むか検討する。
第1-3-(2)	指導検査で平等な扱ができるかでは、通達通り2年に一度の検査を実施し、検査項目に基づき検査を実施している。昨年4月よりオンライン資格確認ができるようになり、資格証にするのかどうかも含め、取り扱いは現在検討中。大きな課題と考える。
第1-3-(4)	都として18歳までの対象拡大については、国の責任で未就学児だけではなく対象年齢の拡大を、財源も含めて要望している。
第1-3-(6)	出産手当金の創設は、回答通りで、都としての対応は難しいと考える。 国に要望するという事は、都として必要だからではないのかについて、回答以外の回答はない。

11月14日（月）までにメール（[pc008@chihyo.jp](mailto:pc008@chihyo.jp)）かFAX（03-5395-3240）にてお送りください。

ご協力ありがとうございました。

東京地評・鎌田

## 東京都に対する要請行動 記録用紙（11/14 締め切り）

時間帯・分野 医療・介護	記入者名 松本 宣行
要請番号	発言・回答の要旨／特徴など ※一問一答ではなく、簡潔に。
第 1-1- (3)	<p>（福祉保健局 保険政策部 医療助成課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨今のコロナ禍が高校生世代の健康にも大きな影響を及ぼしており、改めて健康管理の重要性を認識しています。保護者に対する助成として今回実施した流れになっています。</li> <li>・各自治体で異なっている状況は認識しています。高校生等の医療費助成に関しても子育てを支援する福祉施策の一環として実施しておりますので一定の制限を設けることを必要としております。</li> <li>・要望先は厚生労働省の保健局、こども家庭庁です。</li> </ul>
第 1-2- (2)	<p>（福祉保健局 保険政策部 医療助成課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都保健医療計画に関しては、保険料契約が令和 6 年度から次の計画が始まり、来年度いっぱいにかけて検討を進めていく現段階ではそこにどのような形で盛り込まれるのかといったことがあります。内容は検討を進めていきます。</li> </ul>
第 1-2- (3)	<p>（福祉保健局 都立病院支援部）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・確保病床数は感染状況に応じて柔軟に対応しています。多摩総合医療センターの利用率については確保病床数が分母になっていますので、そこの兼ね合いです。確保病床数ほど患者が入りませんでした。例えば認知症、妊婦、透析といった方を積極的に受け入れるのが都立病院の役割で、患者数と職員のバランスもあります。独法化して人員確保が柔軟にできるようになりましたので、今後そういった対応を進めていきたいと思っております。</li> </ul>
第 1-2- (4)	<p>（福祉保健局 保険政策部 保険政策課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所の設置主体が都道府県等を現状設置しております。多摩地域では八王子独自に設置しています。患者の情報は要配慮個人情報です。ございまして、そちらっていうのが実際間であってもなかった情報のやり取りが難しいことが感染症流行当初はありました。令和 2 年の途中から情報提供を始め、令和 3 年 9 月に国から通知が出され、個人情報を共有しながら対応していくとなりました。保健所を設置、未設置で情報格差が出てしまったと認識しています。新興感染症の対応の中でそういった仕組みを既に構築していくべきだろうと検討されるべきと考えています。</li> </ul>
第 1-6- (1)	<p>（福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 2 年度は各施設事業所に対する調査、令和 3 年度は区市町村に対する調査がなされたと把握しています。</li> </ul>



<p>第 1-6- (2)</p>	<p>(福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談件数は非公表です。相談内容は介護職員から利用者やその家族からのハラスメントで困っていて、この仕事を続けていくにあたって非常に悩んでいるといった悩み、事業場で管理者に相談をしたけれど相談にのってもらえなかったといった内容の相談が多く寄せられています。専門職による傾聴が中心と思います。一方で事業所管理者からの相談は弁護士が対応しています。法的な観点から契約解除や解除に向けてどういった方法がとれるのか法的助言をしています。</li> </ul>
<p>第 1-6- (3)</p>	<p>(福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都の役割は普及啓発、相談窓口の設置、環境作りに重点を置いて取り組んできています。補助制度については確かに使い勝手が悪い制度だと思いますが介護保険制度の中で複数名訪問の制度もあり、こちらで対応いただくことになります。</li> </ul>
<p>第 1-7- (1) -ア 第 1-7- (1) -イ～ 第 1-8- (4) -ウ</p>	<p>(福祉保健局 都立病院支援部 医療政策医療政策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・状況を把握しているかということですが把握はしています。調剤に関しては課題があることも承知しています。助成制度は難しいです。外国人医療は制度の狭間的な部分の補助制度だと思います。声は受け止めますが我々も内容的にわかりやすい案内など、事業引き続き行なっていきたいと思っています。外国人は制度の狭間に落ちてしまう方がいることはわかっておりますが、今後も課題として考えていきます。</li> </ul>
<p>第 2-1- (12)</p>	<p>(福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査はありません。</li> </ul>
<p>第 2-3- (1) -イ</p>	<p>(福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の方で令和 4 年 12 月に実施する調査ですが、調査結果は令和 5 年 4 月ごろに公表予定です。</li> <li>2 月から 9 月まで実施している補助金の処遇改善支援補助金において、国の方で各部の介護サービスに関して、介護報酬にかける交付率というところで、補助金額を算出する事業です。事業所の職員数が多ければ 9000 円より少ない額になるころは出てしまいます。職員に対しては賃金改善に関して障害があった場合には、しっかり説明・回答するようというふうに定められております。</li> <li>・千葉県流山市で補助事業が実施されています。東京都としては補助金制度という形になってしまうと一時的なものとなってしまいますので、介護報酬の方で適切な報酬になるように国の方に提案しているところです。</li> <li>・国への提案要求は今まで加算の制度で実施されていたので、そうではなくて基本報酬も見込むものです。現状、複雑な制度になっておりますので、書類の簡素化であったり、要件を見直すといったところを勘案して要望しています。</li> </ul>
<p>第 2-3- (3)</p>	<p>(福祉保健局 生活福祉部) (福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都の福祉人材センターがあり、無料の窓口サービス提供をしていますので、各種学校に案内をしています。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象会社については、国の職業安定法に基づきいこのことで規制は難しいです。国の方で介護分野における適正な事業所の基準というチェックリストなども出しており、活用してもらえればと考えております。</li> </ul>
第 2-3- (4)	<p>(福祉保健局 生活福祉部 地域福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援等についてはコロナ対策を行った部分に関して、補助のところ返信しています。</li> </ul>
第 2-3- (5)	<p>(福祉保健局 生活福祉部 地域福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学生高校生向けの福祉の PR は、東京都福祉人材センターの委託事業で講座をおおむね年間 60 回、少ないときには 50 回ぐらい実施しています。</li> </ul>

11 月 14 日 (月) までにメール (pc008@chihyo.jp) か F A X (03-5395-3240) にてお送りください。

ご協力ありがとうございました。

東京地評・鎌田

# 中央社保協ニュース



いかそう!  
憲法 25 条

中央社会保障推進協議会 2022年10月29日 22-26号  
110-0013 東京都台東区入谷 1-9-5 医労連会館5F  
電話 03-5808-5344 FAX03-5808-5345  
メール k25@shahokyo.jp  
HP <https://shahokyo.jp/>



## 10/14 巣鴨宣伝 30 人で元気に宣伝

10月14日、中央社保協は、恒例の巣鴨宣伝を行い、全労連、日本医労連、全日本民医連、年金者組合、高齢期運動連絡会、東京社保協、東京地評、東京土建などから30人が参加しました(写真👉)

冒頭、中央社保協の秋山代表委員(全労連 写真)がマイクを握り、日本の社会保障制度は果たして良くなったのか。労働者の処遇改善も、医療や介護や年金など社会保障も、安心できる制度にしていくことが必要。皆さんの思いを署名に託して欲しいと訴え、各弁士がリレートーク。

1時間あまりで、介護署名52筆、マイナンバー義務化反対署名10筆、チラシ入りテッシュ800個を配布し、関心の高さを感じる行動になりました。



## 10/25 新宿東口アルタ前で、25条宣伝

10月25日は、新宿東口で25条宣伝を実施。寒い中でしたが、全体で10人が参加し、介護署名6筆を集約しました。

# 介護青空学習会 & 署名宣伝行動

10月15日(土)14:00から1時間 JR 上野駅広小路口にて東京医労連介護対策委員会主催で、介護青空学習会と署名宣伝行動を行いました。介護保険制度改革の内容と問題点について、道ゆく皆さんにわかりやすく説明し、同時に介護職員の苦しい労働条件の改善を訴えました。

午前中は  
事務所にて  
宣伝グッズ  
準備中・・・

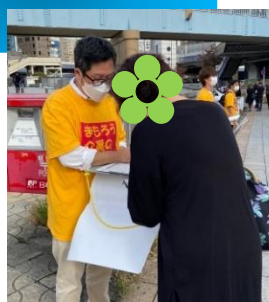


午後14:00から出陣!!  
プラスターを使って  
制度の問題点を明らかに  
講師は日本医労連の  
介護担当中執 寺田雄氏



介護現場の  
大変な実態をトークセッション形式で  
道ゆく人たちに訴えました

続々と署名が  
集まります



参加は5組合10名、お疲れさまでした!

# 中央社保協ニュース

中央社会保障推進協議会 2022年10月31日 22-27号  
110-0013 東京都台東区入谷1-9-5 医労連会館5階  
電話 03-5808-5344 FAX03-5808-5345  
メール k25@shahokyo.jp  
HP <https://shahokyo.jp/>



いかそう!  
憲法25条



## 介護保険の大改悪やめて

### 10/31 厚労省介護保険部会、会場前で朝宣伝

10月31日、厚労省の介護保険部会が東京虎ノ門グローバルスクエアで開催され、2024年の介護保険制度改定に向けて「給付と負担」の議論が本格的に始まりました。

中央社保協は「介護保険制度の大改悪は許さない」と、介護保険部会会場前での宣伝行動には7名（全労連2、自治労連1、日本医労連1、新婦人1、中央社保協2）が駆け付け、介護保険制度の改悪ではなく、抜本改善を求めて次々とマイクで声をあげました。（写真👉）

会場前には、数名の介護保険部会委員が通りかかりました。また、認知症と家族の会、代表委員の鈴木森夫さんが「頑張ってください」と宣伝行動にエールを送る一面もありました。

◆11/22(火)介護署名提出行動です。署名は11/14(月)必着で送ってください◆

# 給付と負担について(総論)

2022.10.31社保審介護保険部会資料より

- ・ 介護保険制度は、その創設から22年が経ち、サービス利用者は制度創設時の3倍を超え、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきている。
- ・ 一方、高齢化に伴い、介護費用の総額も制度創設時から約3.7倍の13.3兆円（令和4年度予算ベース）になるとともに、1号保険料の全国平均は6,000円超となっている。2040年に向けて、一人当たり給付費の高い年齢層の急増が見込まれる中で、高齢者の保険料負担水準も踏まえた対応が必要となる。
- ・ こうした状況の中で、要介護状態等の軽減・悪化の防止といった制度の理念を堅持し、必要なサービスを提供していくと同時に、給付と負担のバランスを図りつつ、保険料、公費及び利用者負担の適切な組み合わせにより、制度の持続可能性を高めるいくことが重要な課題となっている。
- ・ このような認識の下、前回の制度改正（令和2年介護保険法改正）に向けた介護保険部会における議論や、全世代型社会保障構築会議における議論、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）、「新経済・財政再生計画改訂工程表2021」（令和3年12月23日経済財政諮問会議）、「歴史の転換点における財政運営」（令和4年5月26日財政制度等審議会）等を踏まえ、負担能力に応じた負担、公平性等を踏まえた給付内容の適正化の視点に立ち、以下の論点について検討を行う。

- (1) 被保険者・受給者範囲 ……40～64歳の範囲の拡大? 65歳～の引上げ \*法改正
- (2) 補足給付に関する給付の在り方 ……預貯金だけでなく、不動産の評価導入?
- (3) 多床室の室料負担
- (4) ケアマネジメントに関する給付の在り方 \*法改正
- (5) 軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方 \*法改正
- (6) 「現役並み所得」、「一定以上所得」の判断基準 (\*法改正)
- (7) 高所得者の1号保険料負担の在り方 ……限度額の引き上げ

具体的論点を示され、  
従来項目にさらに追加された

厚生労働省の担当者に要望書を提出する関係団体の代表ら  
11月21日、厚生労働省（全国老人福祉施設協議会提供）



## 要介護1・2

# “保険給付外し”反対 介護8団体 厚労省に要望書

介護事業所や介護の専門

職員らでつくる介護関係8

日本介護支援専門員協会、

団体は、厚労省の審議会で

日本介護福祉士会、日本ホ

題になっています。 要望書では、要介護1・

介護保険制度の見直し論議

ームヘルパー協会、全国ホ

2の人は認知機能が低下

が進むなか、要介護1・2

ームヘルパー協議会、全国

し、排せつの世話など介護

の訪問介護と通所介護を保

社会福祉法人経営者協議会

給付サービスがなければ

険給付から外し区市町村の

の8団体。全国老協協（平

「在宅での自立生活が困難

「総合事業」へ移行させる

石朗会長）が呼びかけ要望

な状態」と指摘。要介護1

提案に反対する要望書を25

をとりまとめたとしていま

2の訪問介護・通所介護を

日までに、厚労省に提出し

す。 同提案は財務省が財政制

「総合事業」に移せば「適

ました。同提案を「過去の

度等審議会の建議で示した

切な専門的サービスが提供

積み上げを破壊し、先人た

もの。政府はすでに要支援

できず、自立を阻害し重度

ちの努力を踏みにじる制度

1・2の訪問介護と通所介

化を招くと訴えています。

改革」と厳しく批判してい

護を「総合事業」に移行さ

また同事業のサービス単

ます。

せました。無資格のポラン

価が安く抑えられること

要望書を出したのは全国

ティアを担い手とする安上

で、「地域に要介護者の在

老人福祉施設協議会、全国

がりのサービスです。既存

宅生活を支えるサービスの

老人保健施設協会、日本認

の事業者が担う場合もあり

担い手がなくなる可能性

知症グループホーム協会、

ますが報酬が低いことが問

もあると強い危機感を表明

しています。

令和4年10月21日

厚生労働省  
老健局長 大西 証史 様

公益社団法人全国老人福祉施設協議会  
会 長 平石 朗  
公益社団法人全国老人保健施設協会  
会 長 東 憲太郎  
公益社団法人日本認知症グループホーム協会  
会 長 河崎 茂子  
一般社団法人日本介護支援専門員協会  
会 長 柴口 里則  
公益社団法人日本介護福祉士会  
会 長 及川 ゆりこ  
日本ホームヘルパー協会  
会長代行 境野 みね子  
全国ホームヘルパー協議会  
会 長 田尻 亨  
全国社会福祉法人経営者協議会  
会 長 磯 彰格

## 軽度者への生活援助サービス等に関する在り方について(要望)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）は、主に要支援者又は基本チェックリストに基づき判定された高齢者を対象に、要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として実施されています。

一方、要介護度1、2の方は、ADLが自立している方が殆どである要支援者とは異なり、認知機能が低下し、排泄、着脱、洗身など介護給付サービスがなければ在宅での自立生活が困難な状態像にあります。要介護度1、2の方に対する訪問介護、通所介護を目的や対象の異なる総合事業に移行することは、要介護者に対して、自立支援に向けた適切な専門的サービスが提供できないことによって、自立を阻害し重度化を招くおそれがあります。さらに、総合事業の提供体制が十分ではない地域があるなかで、要介護度1、2の方々を移行するこ



とは、すでに総合事業を利用している方々にとっても大きな影響を及ぼしかねません。

また、総合事業のサービス単価が廉価に抑えられることによって、地域包括ケアシステムを支える事業者において、介護職や専門職の継続的な処遇改善を困難にするばかりか、採算が取れず人件費を圧縮することや、経営不振で撤退することもあり得、その結果、地域に要介護者の在宅生活を支えるサービスの担い手がなくなる可能性もあります。

要介護者にとって必要な介護サービスが受けられなくなる見直しは、要介護者本人の自立を阻害するだけでなく、そのしわ寄せが家族介護の負担増となり、介護離職など更なる問題へと繋がりがねません。地域包括ケアシステムの推進と正反対の結果を招来することが懸念されます。

令和元年 12 月 27 日の社会保障審議会介護保険部会による「介護保険制度の見直しに関する意見」では、軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方について、「総合事業の実施状況や(略)等を踏まえながら引き続き検討を行うことが適当」とされていますが、総合事業の実施状況をみると 2018 年から 2020 年の 3 年間でほとんど従前相当以外のサービス事業所数が増えておらず、受け皿ができていない状況とはいえません。現行の地域支援事業の拡充を図ることが先決であり、総合事業によるサービスの質の効果検証もないまま、総合事業へ移行する議論は時期尚早であると言わざるを得ません。

日本の高齢者介護サービスは、医療、介護、行政、住民が力を合わせて、超高齢化を乗りきるために世界有数のサービス提供体制を整えてきました。このような見直しは、過去の積み上げを破壊し、医療、介護にかかわる先人たちの努力を踏みにじる制度改革であり、介護保険サービスや要介護認定のあり方など、制度の根幹にかかわる問題を多く抱えています。

以上のことから、要介護度 1、2 の方への訪問介護、通所介護を総合事業に移行する見直しに反対いたします。

令和4年10月31日

社会保障審議会介護保険部会  
部会長 菊池 馨実 様

一般社団法人日本介護支援専門員協会  
一般社団法人全国コープ福祉事業連帯機構  
一般社団法人  
『民間事業者の質を高める』全国介護事業者協議会  
一般社団法人日本在宅介護協会  
認定特定非営利活動法人市民福祉団体全国協議会  
JA 高齢者福祉ネットワーク

(順不同)

## 居宅介護支援費、介護予防支援費における現行給付の維持継続について (要望)

居宅介護支援に係る保険給付については、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成11年7月29日老企第22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）において、「介護保険制度においては、要介護者である利用者に対し、個々の解決すべき課題、その心身の状況や置かれている環境等に応じて保健・医療・福祉にわたる指定居宅サービス等が、多様なサービス提供主体により総合的かつ効率的に提供されるよう、居宅介護支援を保険給付の対象として位置づけたものであり、その重要性に鑑み、保険給付率についても特に10割としているところである。」とされています。

居宅介護支援を10割給付としている所以である「要介護者である利用者に対し、個々の解決すべき課題、その心身の状況や置かれている環境等に応じて保健・医療・福祉にわたる指定居宅サービス等が、多様なサービス提供主体により総合的かつ効率的に提供される」ことの重要性は、今日の利用者に対しても薄らぐことはありません。

居宅介護支援・介護予防支援は介護サービスを利用するために行う支援であり、相談援助を中心に、居宅の要介護者・要支援者が居宅サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要介護者・要支援者の希望等を勘案し、ケアプランを作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行うものです。居宅介護支援・介護予防支援によってケアプランが作成され、利用者に必要な介護サービスを受ける環境が整い、そのケアプランに沿って、各介護サービス事業者等が相互調整を行い効率的に介入することで、自立支援の効果が発生します。

よって、それに至るための居宅介護支援・介護予防支援は「多様なサービス提供主体により総合的かつ効率的に提供される」ためのセーフティネットとして、全ての利用者が公平に過不足なく支援を受けられる環境を維持していくことが重要です。このことは、介護保険制度の理念であり、この理念に照らし合わせて、居宅介護支援・介護予防支援における現行給付の維持継続を要望いたします。

以上

## ～オンライン署名：介護保険の負担増に反対します～

**介護保険** 制度があっても、使えない！  
負担増に**反対**します！



◆自己負担2倍 ◆ケアプラン作成有料化 ◆要介護1・2の保険外し  
改正の議論が進んでいます！

2022年9月より、「家族の会」では、「介護保険の負担増へ反対する」署名活動を開始しました。

署名の方法は、「オンライン署名」または「書面による署名」のいずれかの方法でお願いします

## 署名活動 <主な要望項目>

- 1 介護保険の自己負担を原則2割負担にしないこと
- 2 要介護1・2の訪問介護・通所介護を地域支援事業に移行しないこと
- 3 ケアマネジメントの利用者負担導入（ケアプラン作成の有料化）をしないこと
- 4 介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院の多床室（相部屋）室料負担を新設しないこと

- ・ コロナ禍は、介護のある暮らしを直撃しています。とりわけ、認知症のある人にとって、生活のリズムを整えるためにも、安定した介護サービスの利用が欠かせません。感染の拡大は、本人だけでなく、介護家族への負担も増大させています。また経済的にも、物価高が続く中、生活費に加え、介護保険の利用料だけでなく保険外の介護費用や医療費も重なり、さらに後期高齢者の医療費負担増も控え、不安が増大するばかりです。こうした厳しい介護環境に追い打ちをかける制度改正の動きが進んでいます。

## 【要介護1・2の訪問介護・通所介護を地域支援事業に移行】に関して

署名活動・投稿より

- 祖父母の介護経験者です。要介護1、2の段階が1番大変です。体力はあるので、徘徊、妄想、暴力、暴言が24時間やみません。介護保険対象外となったら、総倒れは必至です。
- 2014年改正の新しい総合事業および生活支援体制整備事業でさえも対応できない地域がある。
- 地方自治体に移行されると医療・介護はますます自助で！となり、切り捨てられていくでしょう。
- 今でも要支援の総合事業は報酬が低く私達ヘルパーに1時間の時給を払うと事業所としては赤字になる。そのため一回のサービスは45分の時給でようやく少し利益が出るそうです。これが要介護1、2の人が総合事業になると、事業所はますます利益を出せなくなり、潰れるところがたくさん出るでしょう。国は、要介護高齢者は早く死ねと考えているのか。
- 要介護1・2には認知症の人も多く含まれる。その介護は素人では大変だし、仕事などの社会生活ができなくなり金銭的にも負担が大きい。
- 要介護2と3の境目は微妙で認定が変わった場合に施設やサービス内容が大きく変わるのは利用者が戸惑う。特に民間のサービスが希薄な過疎地での介護は破綻するだろう。
- 要介護1と2の介護サービスが総合事業に移行することで、自治体による格差が生じる。
- 家族でみるしかなくなるのか不安です。要介護1,2外しには反対です。

## 【介護保険の自己負担を原則2割負担】に関して

- 1割負担でもきつかったのに、2割なんて生活が破綻する。
- 要介護1に該当する認知症の母は年金暮らしでやっと生活しているのに2倍の負担はあまりに重すぎます。
- 今でもお金がなくて介護を頼めない方がいます。介護の担い手も足りない状況で、介護難民が増えていくでしょう。
- 介護度1の認知症親がいます。介護保険で助かる所もありつつ、自己負担の雑費などもあるので、これ以上の負担額値上がりは困ります。そして未来の子供にもしわ寄せがいくのも目に見えています。
- 3人姉妹で認知症の母の介護料金を払ってきました。特養に入った今もです。1割負担で3人でなんとかです。介護サービスを受けられる（負担額を払える）ゾーンを狭めないでください。
- 母が昨年認知症の認定を受け要介護2の状態です。デイサービスを利用してなんとかこなしていますが、それも負担増で利用できなくなるかもしれないとしたら、家族はどうしたらよいのでしょうか。
- 義理の両親の介護をしている者です。少額の年金でやりくりをしている人にとっては死活問題です。介護1でも外出すら出来ない状況なのです。生きていくのが辛すぎます。
- 介護職員です。ご本人はもちろんのこと、ご家族の方が今の状態でも苦しい方が多くいらっしゃいます。これ以上負担を増やすとネグレクトなどのDVが蔓延してしまったり、最悪の場合もっとひどい犯罪が拡がってしまう可能性があります。今を頑張っている方たちや保険料、税金を納めている未来に関係してくる方たちの生活を守ってください。

## 【ケアマネジメントの利用者負担導入(ケアプラン作成の有料化)】に関して

- ケアプラン作成有料化も、ありえない話です。入口を狭くしないでください。そうでなくても介護保険を利用するまでのハードルは、知らない人間にとってとても高いです。
- ケアプランはその方に合ったプランを考えるものです。有料になると益々利用出来にくくなります。それでなくても認知症の方の介護度は十分ではありません。
- 病院で働いており、患者さんが住み慣れた家に帰って生活するために、介護の力が大きいことを実感しています。誰でも気軽に介護サービスにつながれること、特に「とりあえずケアマネジャーにつながればなんとかなる」という状況は大切だと感じています。平和に役立たない軍事に莫大な税金を投入するのをやめて、私達みんなが安心して老後を送れるように、公共福祉としての介護保険を維持すべきです。

## その他の切実な思い

- 厚生労働省に署名を提出する際には、どうか私たち賛同者のコメントも同封してくださいませんか？私たちの切実な声を届けてほしい。
- このままだと、自分自身が、介護が必要になった時、果たして介護保険は利用できるのか、大変不安です。
- 安心して、歳をとることができない。
- 年金収入の無い高齢者に、保険料、利用料の値上げは、困ります。自立して生活している高齢者の生活を破壊してしまいます。
- 介護保険を取り巻く国民の状況を含めて、政治はもっとももっとつぶさに当事者の立場にたって、今回のような値上げについて検証すべきです。高すぎて使えないような制度なら、一体何のためにあるのかわからない。
- 長年働いてきて、高齢になったらなぜこんなにイジメられなければならないのでしょうか。長生きは罪ですか。

## 2. 「後期高齢期」の家計状況 p 76～

図表 3-6 負担に感じている上位支出項目（複数回答）

順位	支出項目	本調査	全生連	民医連
1	後期高齢者保険料	64.8%	—	—
2	介護保険料	62.4%	③33.9	②38.8
3	消費税	53.9%	—	—
4	医療費	42.4%	⑤25.8	③27.2
5	食費	37.6%	①45.0	③28.7
6	光熱費	31.5%	②41.4	④28.1
7	固定資産税	26.1%	—	—
8	国民健康保険料	23.0%	④31.9	①39.8
9	交際費	15.2%	⑦14.6	⑦15.6
10	交通費	11.5%	—	—
11	介護費	10.9%	⑧7.0	⑨5.4
12	親・子・孫へのお小遣い等	9.1%	—	—
13	住宅費（家賃・住宅ローン）	5.5%	⑥21.8	⑥17.9
14	教養・教育費	1.2%	⑨3.5	⑧6.0

上位にあげられている費目のベスト3は、後期高齢者保険料（64.8%）、介護保険料（62.4%）、消費税（53.9%）など、いずれも社会保険料・税という非消費支出

## 「後期高齢期」の緊縮生活の実態

社会的体裁の維持や社会的交流の費用がまずは切り詰められ、次に食費の切り詰めが来ている。1位から4位までの比率が全生連、民医連の調査に比べて高いのは、「後期高齢期」の特徴であるだけでなく、この間のコロナ禍の下での外出自粛などの影響も大きいと思われる。

図表 3-7 過去一年間で経験した切り詰め・滞り等（複数回答） %

順位	経験した事柄	本調査	全生連	民医連
1	新しい服・靴を買うのを控えた	65.6	①52.6	②32.9
2	趣味やレジャーの出費を減らした	62.6	③41.9	③28.6
3	家族・友人・知人との外食を控えた	52.8	⑥36.0	⑤17.6
4	交際費を切りつめた	38.7	⑦24.4	⑧10.7
5	理髪店・美容院に行く回数を減らした	31.3	⑤36.9	④18.6
6	冷暖房の使用を控えた	29.4	④38.1	⑦14.6
7	食費を切りつめた	27.0	②43.2	⑥16.4
8	どれもあてはまらない	14.1	⑧16.8	⑩43.4
9	医者にかかるのを控えた	7.4	⑩3.0	⑨0.9
10	電話などの通信料の支払いが滞ったことがある	2.5	⑦7.1	⑩1.9
11	家賃や住宅ローンの支払いが滞ったことがある	1.2	④3.1	⑨1.9
12	金融機関などに借金をしたことがある（住宅ローン除く）	0.6	⑦7.0	⑨4.8
13	国民健康保険料・税の支払いが滞ったことがある	0.0	⑩6.8	⑦3.9

## 2021年11月時点における「後期高齢期」の家計について p 81～

図表 3-10 後期高齢者単身世帯の収入と支出の平均月額 単位：円

	第1次調査	65歳単身無職世帯	75歳以上単身モデル
① 収入金額	176,856	135,345	年収 200 万円
年金	176,856	120,470	
② 実支出金額			
i 消費支出	242,717	132,476	162 万円
食料	45,957 (33.4)	36,322(29.5)	42 万円 (24.0)
住居	58,053 (42.2)	13,090(10.6)	17 万円 (9.7)
光熱・水道	14,891 (10.8)	12,610(10.3)	16 万円 (9.1)
家具・家事用品	—	5,077(4.1)	5 万円 (2.9)
被服・履物	—	2,940(2.4)	4 万円 (2.3)
保健医療	21,719 (15.8)	8,429(6.9)	10 万円 (5.7)
交通・通信	22,969 (16.7)	12,213(9.9)	13 万円 (7.4)
教養・娯楽	14,110 (10.3)	12,609(10.2)	17 万円 (9.7)
その他消費支出	65,018 (47.3)	29,185 (23.7)	38 万円 (21.7)
うち交際費	19,869 (14.5)	13,369 (10.9)	
うち介護費	45,149 (32.9)	—	
ii 非消費支出	39,416	12,271	25 万円
税金	19,985	6,056	
社会保険料	19,431	6,158	
iii 可処分所得	137,440(100.0)	123,074 (100.0)	175 万円 (100.0)
iv 実支出外支出			
私的保険料	24,062		
赤字額	▲105,277	▲9,402	13 万円黒字

「後期高齢期」の単身世帯の家計は、住居費と介護費の大きさによって年金収入だけではまかなえず、105,277円の赤字を発生させている。そして住居費と介護費の性格からしても2021年11月度の一時的・臨時的な状況とも思われぬ。住宅が老朽化し、介護の必要性の高まった「後期高齢期」の家計は基本的にこのような構造をもっているのである。このような慢性的な家計の赤字は速いスピードで蓄えを減少させていくことになる。こうして前述のように1年前より6割の世帯で貯金を減らすことになっている。

事務連絡 22-14号  
2022年11月2日

## 「介護保険制度の改善を求める 11.22 署名提出行動」開催のご案内

中央社会保障推進協議会  
事務局長 林 信悟

厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会で「給付と負担」の議論が始まり、「介護保険料の原則2割化」「ケアプランの有料化」「要介護1.2の保険切り捨て」「保険料の対象拡大」「介護施設の大部屋からも部屋代を徴収する」など給付削減と国民負担増が狙われています。介護保険始まって以来の大改悪と言われ、これまで以上に「保険あって介護なし」の事態が広がり介護を受ける人も働く人も事業者も更なる困難をもたらします。

11月22日に「介護保険制度の改善を求める請願署名」を提出し通常国会に改悪法案を提出させない大きなたたかいをしていきましょう。

### 記

- 日時 2022年11月22日(火) 12:00~13:00
  - スケジュール
    - 開会あいさつ
    - 国会議員挨拶
    - 署名提出
    - 実態報告 利用者・事業所・労働者
    - 行動提起
  - 提出行動後に厚生労働委員を中心に議員訪問を行います。

- 場所 衆議院第2会館 第3会議室(最大66名)  
YouTubeでの動画配信を行います。  
<https://youtu.be/nMdAG8JFxMc>



以上



第13回

# 地域医療を守る運動

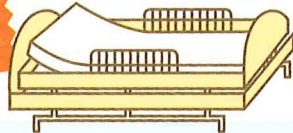
# 全国交流集会



とき 2022年**11月23日** 水  
13:00~17:30 (閉会予定)

ところ **オンライン開催**  
(Zoom) **参加費 無料**

資料についてはデータ配信を  
予定しています



- ① コロナ感染症などパンデミック発生やさまざまな災害時における医療提供体制の在り方
- ② 国がすすめる医療提供体制縮小の中で、ベッド削減ありきの「地域医療構想」ではなく、必要なベッド数を確保する医療提供体制の確立
- ③ 全国各地の地域医療崩壊の問題を考へながら、医療提供体制の縮小・削減をくい止め、地域医療を守り充実させていく一致点で全国各地での運動を前進させるため、全国の取り組みについて交流を図ります。各地の「地域医療構想」「医療計画」を踏まえながら、住民要求にもとづく地域医療の実現をめざします。そのためにも、地域社保協への結集などで運動を前進させます。

12:30 **Zoom接続開始**  
<https://us06web.zoom.us/join/8446121212>

13:00 **開会(主催者挨拶/実行委員会)**

13:15 **記念講演 寺尾 正之氏**  
(日本医療総合研究所 研究・研修委員)

**住み続けられる地域を守る**  
—医療提供体制の再編と公立・公的病院削減政策の破綻と再生—(仮題)

地域医療構想は、医療費抑制を目的に2025年度までに高度急性期・急性期病床を3割削減する計画だが、21年時点でも病床数は70.4万床と横ばいで減っていない。地域に医療需



要があるからだ。コロナ禍のもとで、住民の健康といのちを守るには、「余力と備え」のある医療提供体制の確立が不可欠だ。公的責任を住民の自己責任や助け合いに転嫁し、自治体を競合させて地方統制を強めている岸田政権に対し、住み続けられる地域を守る政策への転換を求めらる。

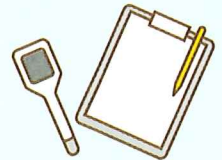
14:30 **基調報告**

15:10 **特別報告**

16:10 **参加者からの報告**

17:30 **閉会あいさつ、終了**

自治労連所属の方は、自治労連本部へのお申込みをお願いいたします。



主 催 **「第13回地域医療を守る運動全国交流集会」実行委員会**

実行委員会団体 日本医療労働組合連合会 / 中央社会保障推進協議会 / 日本自治体労働組合総連合

事務局 日本医療労働組合連合会 TEL03-3875-5871 ホームページ<http://www.irouren.or.jp/> E-mail: [n-iryoutamoru@irouren.or.jp](mailto:n-iryoutamoru@irouren.or.jp)

申込は  
こちら  
から



2022年度

# 国保改善運動学習交流集会

2022年12月11日(日)13:30~16:30

無料・完全オンライン開催

基礎講座「国保の歴史と基礎をあらためて学ぼう」

講師：大阪社保協 寺内事務局長



1991年大阪社会保障推進協議会入局、現事務局長  
一般社団法人シンママ大阪応援団代表理事

【著書】

「『大丈夫?』より『ごはん食べよう!』」(2020年日本機関紙出版センター)

「シングルマザーをひとりぼっちにしないために」(共著2017年同)

「検証!国保都道府県単位化問題」(2016年同)

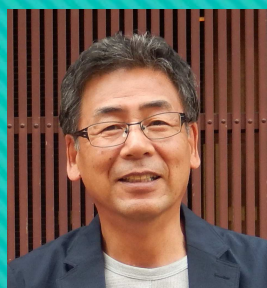
「基礎から学ぶ国保」(2015年同)

「国保の危機は本当か」(2011年同)

「国保広域化でいのちは守れない」(2010年共著かもがわ出版) 他多数

実践講座「この春、国保改善へ具体的なたたかい」

講師：愛知県社保協 澤田副議長



1975年から2018年まで愛知県保険医協会に勤務。事務局長を歴任。

2001年から2018年まで愛知県社会保障推進協議会事務局次長。

2020年から愛知県社会保障推進協議会副議長。(現職)

2021年から愛知県国民健康保険運営協議会公募委員(現職)

## 申込み方法

中央社保協ホームページ会員のページの申し込み  
フォームよりお申し込みください。

登録した方にZOOM情報をお知らせします。

<https://shahokyo.jp/20221211/>

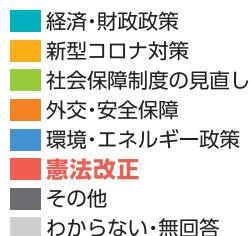
主催：中央社会保障推進協議会

お問い合わせ [k25@shahokyo.jp](mailto:k25@shahokyo.jp)

# 民意は、改憲を望んでいない。

先の総選挙で、改憲に意欲を示す政党・勢力が3分の2を超える議席を獲得しました。しかし、世論調査では、最も重視する政策の中で、「憲法改正」と回答した人はわずか3%です。決して有権者は改憲を委任したわけではありません。

問. 衆院選で最も重視する政策課題は



「憲法改正」を重視する人はほとんどいなかったんだね



「憲法改正」と答えた人の割合

NHK世論調査  
2021年10月18日報道より

3%

それにも関わらず——

(憲法改正を)積極的に進めたい

㊦

11月1日  
岸田首相

来年の参院選と同時に(改憲の)国民投票実施を

㊦

11月2日  
維新・松井代表

率直な意見交換をして前向きに進むことが必要

㊦

11月10日  
細田衆院議長

憲法改正は立党以来の党是。議論の先頭に、清和会は立とう(清和会会長就任あいさつ)

㊦

11月11日  
安倍元首相

具体的な選択肢やスケジュール感につなげていきたい

㊦

11月14日  
茂木幹事長

## 改憲発議も許さない

改憲勢力が開こうとしている憲法審査会。その役割は改憲案の発議を任務としています。野党側は「国民の多くが憲法改正を望んでいないのに憲法審査会を動かすべきではない」としていますが、改憲派はその本来の役割を隠し、開催に否定的な野党に責任があるような主張を展開しています。

## キケンな自民党の改憲4項目

③④は法律レベルの問題と自民党幹部も認めているんだよ



### ① 自衛隊の明記

軍隊としての「自衛隊」を明記することで、不戦を掲げる9条を死文化させ、戦争に参加できるようになります。

### ② 緊急事態条項創設

政府が憲法を無視して、権力行使が可能になります。

### ③ 合区解消

法律で解消できる問題であり、改憲の必要はありません。

### ④ 教育の充実

現行憲法にのっかって教育は充実できます。

いのち・暮らし、平和を守るための署名にご協力ください!



戦争させない・9条壊すな! 総がかり行動

内閣総理大臣 様  
衆議院議長 様  
参議院議長 様

# 憲法改悪を許さない全国署名

参院選後、憲法「改正」を掲げる政党が衆院・参院ともに「改正」案の発議に必要な3分の2をこえています。自民党は、「改憲4項目」—自衛隊の憲法9条への書き込み、緊急事態条項の創設、選挙制度、教育問題—を掲げ、岸田首相を先頭に、改憲諸政党とともに改憲発議の機会を探っています。アメリカの求めに応じ、安保法制下の自衛隊を9条に位置づければ、平和国家・日本が覆され、「戦争できる国」になってしまいます。また憲法の勝手な解釈で「大軍拡」を進めれば、民生が圧迫されることは必至です。世論は、9条改憲や軍備拡大を認めていません。「憲法改正」など望んでいないことは、各種世論調査でも明らかです。

私たちは、あらゆる憲法改悪の企みを許さず、改憲発議に反対します。憲法を生かして戦争反対・アジアと世界の平和、民主主義、人権、環境、暮らし・医療・公衆衛生向上などを実現する政治を求めます。

## 【請願事項】

- 1、自民党が提唱する憲法9条に自衛隊を書き込むことなどの改憲4項目に反対します。
- 2、憲法を生かし、平和と民主主義、人権、環境、暮らし・医療・公衆衛生などの向上を実現する政治を求めます。

名 前	住 所

※いただいた署名は国会請願と首相への要請以外には用いません。

**呼びかけ団体 9条改憲NO! 全国市民アクション**

ホームページ: <http://kaikenno.com> メールアドレス: [info@kaikenno.com](mailto:info@kaikenno.com)

ツイッター [twitter.com/no9kaikenno](https://twitter.com/no9kaikenno)  
インスタグラム [instagram.com/9jyokaikenno/](https://www.instagram.com/9jyokaikenno/)  
フェイスブック [facebook.com/kaikenno/](https://www.facebook.com/kaikenno/)



kaikenno.com

### 連絡先

- 戦争をさせない1000人委員会 《☎03-3526-2920》  
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11 連合会館内
- 憲法9条壊すな！実行委員会 《☎03-3221-4668》  
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町3-3-3 太陽ビル402市民ネット内
- 戦争する国づくりストップ！憲法を守り・いかす共同センター 《☎03-5842-5611》  
〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4F
- 九条の会 《☎03-3221-5075》  
〒101-0065 東京都千代田区西神田2-5-7-303

取り扱い団体